

尾道市地域防災計画

令和7年6月修正

尾道市防災会議

第1章 総則（基本編）	第2章 災害予防計画（基本編）
第1節 目的・・・・・・・・・・・・・1	第1節 基本方針・・・・・・・・・・・・・60
第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・2	第2節 防災都市づくりに関する計画・・・・・・・・・・・・・61
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則・・・・・・・・・・・・・3	1 方針
1 基本理念	2 治山対策
2 基本原則	3 水害の防止
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・5	4 急傾斜地の崩壊対策
1 市	5 ため池対策
2 広島県東部建築事務所 三原支所	6 防災上重要な公共施設の整備
3 広島県東部農林水産事務所 尾道農林事業所	7 住宅、建築物等の安全性の確保
4 広島県東部保健所	8 盛土
5 消防局	9 ライフラインの整備
6 尾道警察署・福山西警察署	10 防災性の高い都市構造の形成
7 指定地方行政機関	第3節 市民の防災活動の促進に関する計画・・・・・・・・・・・・・69
8 指定公共機関	1 方針
9 指定地方公共機関	2 防災教育
10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	3 防災訓練
11 自衛隊	4 消防団への入団促進
第5節 尾道市の地勢等の概況・・・・・・・・・・・・・10	5 地区防災計画の策定等
第6節 災害発生状況について・・・・・・・・・・・・・12	6 自主防災組織の育成、指導
第7節 既往地震の概要・・・・・・・・・・・・・14	7 ボランティア活動の環境整備
1 発生地震による地震タイプの特徴	8 企業防災の促進
2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	9 市民運動の推進
3 広島県周辺における既往地震・津波	第4節 調査・研究に関する計画・・・・・・・・・・・・・78
第8節 被害想定・・・・・・・・・・・・・19	1 目的
1 地震被害想定調査	2 実施事項
2 調査内容	3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査
3 想定結果	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画・・・・・・79
第9節 津波浸水想定・・・・・・・・・・・・・53	1 方針
1 基本	2 災害発生直前の応急対策への備え
2 津波浸水想定	3 災害発生直後の応急対策への備え
第10節 減災目標・・・・・・・・・・・・・58	4 災害派遣、広域的な応援体制への備え
1 方針	5 救助・救急、医療、消火活動への備え
2 減災目標	6 緊急輸送活動への備え
3 具体目標	7 避難の受入れ・情報提供活動への備え
4 目標達成のための施策体系	8 救援物資の調達・供給活動への備え
5 目標達成のための施策推進等	9 燃料確保の備え
	10 電源確保
	11 倒木等への対策
	12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結
	13 建設業等の担い手の確保・育成
	14 空家状況の把握
	15 男女共同参画の視点に立った取組
	16 文教関係
	17 罹災証明書の発行体制の整備
	18 上下水道施設の対策

第2章 災害予防計画（基本編）	第3章の1 災害応急対策計画（基本編）
第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画・・・91	第1節 基本方針・・・111
1 方針	第2節 災害発生直前の応急対策・・・112
2 洪水浸水想定区域等の指定	第1項 配備動員計画・・・112
3 津波災害警戒区域の指定	1 災害組織計画
4 ハザードマップの作成	2 職員動員計画
5 避難計画の作成等	3 要員確保計画
6 住民への周知等	第2項 気象警報等の伝達に関する計画・・・122
7 指定避難所等の整備	1 方針
8 動物愛護管理に関する計画	2 災害広報計画
第5節の3 危険物等災害予防計画・・・99	第3項 住民等の避難誘導に関する計画・・・132
1 方針	1 方針
2 実施内容	2 避難の指示等
第5節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画・・・101	3 報告
1 方針	4 避難の誘導
2 災害対策資機材等の対象	5 再避難の措置
3 実施方法	6 防災上重要な施設の避難対策
4 備蓄及び調達体制の確立	7 土砂災害警戒区域及び特別計画区域における警戒避難体制
第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画・・・105	第3節 災害発生直前の応急対策・・・140
1 方針	第1項 災害情報計画・・・140
2 要配慮者に配慮した環境整備	1 方針
3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	2 情報の収集伝達手段
4 在宅の避難行動要支援者対策	3 災害情報の収集伝達
5 要配慮者への啓発・防災訓練	4 災害発生及び被害状況報告・通報
6 要配慮者利用施設の避難体制	第2項 通信運用計画・・・151
第7節 広域避難の受入に関する計画・・・110	1 方針
1 方針	2 災害時の通信連絡の確保
2 被災住民の受入	3 通信施設の応急復旧
3 被災住民の受入れが不要となった場合	第4節 ヘリコプターによる災害応急対策・・・153
4 県の支援	1 方針
	2 活動体制
	3 活動内容
	4 活動拠点の確保
	5 支援要請
	6 各機関への出動要請
	7 臨時ヘリポートの準備
	第5節 災害派遣・広域的な応援体制・・・157
	第1項 自衛隊災害派遣計画・・・157
	1 方針
	2 災害派遣要請の基準
	3 災害派遣要請の対象となる応急対策計画
	4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
	5 災害派遣要請の手続等
	6 災害情報の連絡
	7 災害地における調整
	8 災害派遣部隊の受け入れ
	9 派遣に要する経費の負担
	10 災害派遣部隊の撤収要請

第3章の1	災害応急対策計画（基本編）	第3章の1	災害応急対策計画（基本編）
第2項	相互応援協力計画・・・・・・・・・・161	第2項	交通、輸送応急対策計画・・・・・・・・・・192
1	方針	1	方針
2	実施内容	2	陸上交通の確保
3	民間団体等への応援要請	3	海上交通安全の確保
4	相互応援協定等の締結	4	交通施設災害応急対策
5	応援要員の受け入れ体制	5	交通マネジメント
6	応急措置の代行	6	応急輸送対策
7	被災地への職員の派遣	第3項	貯木対策計画・・・・・・・・・・202
第3項	防災拠点に関する計画・・・・・・・・・・165	1	方針
1	方針	2	貯木対策
2	広島県防災拠点施設	第8節	避難生活及び情報提供活動・・・・・・・・・・203
3	救援拠点	第1項	避難対策計画・・・・・・・・・・203
第6節	救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・・・168	1	方針
第1項	救出計画・・・・・・・・・・168	2	指定避難所等の開設
1	方針	3	避難行動要支援者の避難等
2	陸上災害救難	4	指定避難所の管理運営
3	海上救難	5	広域的避難
4	惨事ストレス対策	第2項	災害広報・被災者相談計画・・・・・・・・・・207
5	部隊間の活動調整	1	方針
6	活動時における感染症対策	2	広報活動
第2項	医療、救護計画・・・・・・・・・・174	3	広報体制
1	方針	4	被災者相談活動
2	医療救護体制等の整備（平常時）	5	安否情報の提供等
3	災害の発生時における関連機関の対応	第3項	住宅応急対策計画・・・・・・・・・・209
4	医療救護等の活動内容	1	方針
5	惨事ストレス対策	2	実施する応急対策の内容
6	助産	3	実施責任者
7	部隊間の活動調整	4	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ
8	搬送体制の整備	5	住宅の応急修理
9	医薬品・医療資機材の確保	6	公営住宅の提供
10	保健活動	7	企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与
第3項	消防計画・・・・・・・・・・182	8	民間賃貸住宅の情報提供
1	方針	9	被災宅地危険度判定
2	実施方法	第9節	救援物資の調達・供給活動・・・・・・・・・・214
3	災害対策本部との関係	第1項	食料供給計画・・・・・・・・・・214
4	部隊間の活動調整	1	方針
第4項	水防計画・・・・・・・・・・183	2	実施責任者及び実施内容
1	方針	3	実施方法
2	実施方法	4	食料供給の適用範囲及び期間
3	災害対策本部との関係	5	災害救助法が適用された場合
第5項	危険物等災害応急対策計画・・・・・・・・・・184	第2項	給水計画・・・・・・・・・・217
1	方針	1	方針
2	実施方法	2	実施責任者
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・・・190	3	実施内容
第1項	災害警備計画・・・・・・・・・・190	4	飲料水等供給方法
1	方針		
2	県警察の災害警備対策		
3	第六管区海上保安本部の治安維持対策		

第3章の1	災害応急対策計画（基本編）	第3章の1	災害応急対策計画（基本編）
第3項	生活必需品等供給計画・・・・・・・・・・219	第5項	有害物資等による環境汚染防止計画・・・・・・・・・・235
1	方針	1	目的
2	実施責任者	2	実施方法
3	実施基準	3	環境汚染防止の推進等
4	生活必需品等の範囲	第12節	自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）・・・・・・・・・・236
5	実施方法	1	方針
第4項	救援物資の調達及び配送計画・・・・・・・・・・221	2	ボランティアの受け入れ
1	方針	3	専門ボランティアの派遣等
2	物資の調達及び受入体制	4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供
3	物資の輸送	5	災害情報等の提供
第10節	防疫、保健衛生、遺体の対策に関する活動・・・・・・・・・・222	6	ボランティアとの連携・協働
第1項	防疫計画・・・・・・・・・・222	7	市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制
1	方針	8	ボランティア保険制度
2	防疫	9	海外からの支援活動の受け入れ
3	災害防疫対策連絡会議及び災害防疫対策本部	第13節	文教計画・・・・・・・・・・240
4	報告、記録	1	方針
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画・・・・・・・・・・225	2	避難対策
1	方針	3	生徒等への相談活動
2	遺体の搜索	4	応急教育対策
3	遺体の取扱い	5	学校が地域の避難所となる場合の対策
4	遺体の埋火葬	6	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策
第11節	応急復旧、二次災害防止活動・・・・・・・・・・227	7	文化財に対する対策
第1項	公共施設等災害応急復旧計画・・・・・・・・・・227	第14節	災害救助法適用計画・・・・・・・・・・244
1	方針	1	方針
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	2	災害救助法適用
3	交通施設の応急復旧活動	第15節	海上災害応急対策計画・・・・・・・・・・248
4	治水施設等の応急復旧活動	1	船舶災害
5	治山施設等の応急復旧活動	2	大量流出油等災害
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	第16節	突発的災害における応急対策計画・・・・・・・・・・252
7	住民への広報活動	1	方針
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画・・・・229	2	体制
1	方針	3	対策事項
2	電力施設災害応急対策		
3	ガス施設災害応急対策		
4	水道施設の災害応急対策		
5	下水道施設の応急対策		
第3項	その他施設災害応急対策計画・・・・・・・・・・232		
1	目的		
2	防災重点ため池対策		
3	空家対策		
第4項	廃棄物処理計画・・・・・・・・・・233		
1	方針		
2	災害廃棄物処理計画		
3	実施主体等		
4	災害廃棄物の処理		
5	災害廃棄物処理実行計画の作成		

第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）	第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）
第1節 基本方針・・・・・・・・・・253	第2項 相互応援協力計画・・・・・・・・・・306
第2節 災害発生直前の応急対策・・・・・・・・254	1 方針
第1項 配備動員計画・・・・・・・・・・254	2 実施内容
1 方針	3 民間団体等への応援要請
2 組織系統	4 相互応援協定等の締結
3 市の配備動員体制	5 応援要員の受け入れ体制
第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画・・・263	6 応急措置の代行
1 方針	7 被災地への職員派遣
2 地震・津波情報の収集・伝達	第3項 防災拠点に関する計画・・・・・・・・・・310
第3項 住民等の避難誘導に関する計画・・・・・・・・271	1 方針
1 方針	2 広島県防災拠点施設
2 避難の指示等	3 救援拠点
3 津波避難のための事前の準備	第6節 救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・315
4 避難の誘導	第1項 救出計画・・・・・・・・・・315
第3節 災害発生後の応急対策・・・・・・・・・・276	1 方針
第1項 災害情報計画・・・・・・・・・・276	2 陸上における救出
1 方針	3 海上における救出
2 情報の収集伝達手段	4 惨事ストレス対策
3 情報の収集伝達経路	5 部隊間の活動調整
4 地震・津波災害発生及び被害状況報告・通報	6 活動時における感染症対策
第2項 通信運用計画・・・・・・・・・・294	第2項 医療、救護計画・・・・・・・・・・318
1 方針	1 方針
2 広島県総合行政通信網の活用	2 医療救護体制等の整備（平常時）
3 公衆電気通信設備の優先利用	3 災害時における実施責任者及び実施内容
4 優先通信等が途絶した場合における代替措置	4 医療救護等の活動内容
5 通信施設の応急対策	5 医薬品・医療資機材の確保
6 通信施設の機能確認及び運用訓練	6 救護所設置の広報
7 通信機器の供給の確保	7 惨事ストレス対策
8 通信設備の電源の確保	8 部隊間の活動調整
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策・・・・・・・・298	9 保健活動
1 方針	第3項 消防計画・・・・・・・・・・325
2 活動体制	1 方針
3 活動内容	2 消防活動体制の整備
4 活動拠点の確保	3 実施方法
5 支援要請	4 事業所等の活動
6 各機関への対応要請	5 相互応援体制の整備
7 臨時ヘリポートの準備	6 広域災害発生時における県の措置
第5節 災害派遣・広域的な応援体制・・・・・・・・302	7 惨事ストレス対策
第1項 自衛隊災害派遣計画・・・・・・・・・・302	8 部隊間の活動調整
1 方針	第4項 水防計画・・・・・・・・・・327
2 自主派遣の基準	1 方針
3 災害派遣部隊の活動	2 応急対策
4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	3 津波、高潮対策
5 災害派遣要請の手続等	4 水防活動の応援要請
6 災害派遣部隊の受け入れ	第5項 危険物等災害応急対策計画・・・・・・・・328
7 派遣に要する経費の負担	1 方針
8 災害派遣部隊の撤収要請	2 危険物災害応急対策
	3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策
	4 毒物劇物災害応急対策

第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）	第3章の2 災害応急対策計画（地震・津波対策編）
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・331	第3項 生活必需品等供給計画・・・361
第1項 警備、交通規制、交通確保計画・・・331	1 方針
1 方針	2 実施責任者
2 警備対策	3 実施基準
3 陸上交通の確保	4 実施方法
4 海上交通	第4項 救援物資の調達及び配送計画・・・363
5 交通マネジメント	1 方針
第2項 交通、輸送応急対策計画・・・340	2 物資の調達及び受入体制
1 方針	3 物資の輸送
2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	第10節 防疫・保健衛生・遺体の対策に関する活動・・・364
3 輸送車両等の確保	第1項 防疫計画・・・364
4 港湾の輸送拠点としての活用	1 方針
第3項 貯木対策計画・・・343	2 実施責任者及び実施内容
1 方針	3 県の防疫活動
2 貯木対策	4 市の防疫活動
第8節 避難生活及び情報提供活動・・・344	第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画・・・366
第1項 避難対策計画・・・344	1 方針
1 方針	2 遺体の搜索
2 指定避難所の開設	3 遺体の取扱い
3 避難行動要支援者の避難等	4 遺体の埋火葬
第2項 災害広報・被災者相談計画・・・347	第11節 応急復旧、二次災害防止活動・・・368
1 方針	第1項 公共施設等災害応急復旧計画・・・368
2 広報活動	1 方針
3 被災者相談活動	2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動
4 安否情報の提供等	3 交通施設の応急復旧活動
第3項 住宅応急対策計画・・・351	4 治水施設等の応急復旧活動
1 方針	5 治山施設等の応急復旧活動
2 実施する応急対策の内容	6 その他公共、公益施設の応急復旧活動
3 実施責任者	7 住民への広報活動
4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策・・・370
5 住宅の応急修理	1 方針
6 公営住宅の提供	2 電力施設の応急対策
7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	3 ガス施設の応急対策
8 被災建築物応急危険度判定	4 水道施設の応急対策
9 民間賃貸住宅の情報提供	5 下水道施設の応急対策
10 被災宅地危険度判定	第3項 その他施設災害応急対策計画・・・373
第9節 救援物資の調達・供給活動・・・357	1 目的
第1項 食料供給計画・・・357	2 防災重点ため池対策
1 方針	3 空家対策
2 実施責任者及び実施内容	第4項 廃棄物処理計画・・・374
3 実施方法	1 方針
4 食料供給の適用範囲及び期間	2 災害廃棄物処理計画
5 用途及び経費	3 実施主体等
第2項 給水計画・・・359	4 災害廃棄物の処理
1 方針	5 災害廃棄物処理実行計画の作成
2 実施責任者	第5項 有害物質等による環境汚染防止計画・・・376
3 実施内容	1 目的
4 飲料水等供給方法	2 実施方法
	3 環境汚染防止の推進等

第3章の2	災害応急対策計画（地震・津波対策編）	
第12節	自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）	377
1	方針	
2	ボランティアの受け入れ	
3	専門ボランティアの派遣等	
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5	災害情報等の提供	
6	ボランティアとの連携・協働	
7	市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	
8	ボランティア保険制度	
9	海外からの支援活動の受け入れ	
第13節	文教計画	381
1	方針	
2	避難対策	
3	生徒等への相談活動	
4	応急教育対策	
5	学校が地域の避難所となる場合の対策	
6	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	
7	文化財に対する対策	
第14節	災害救助法適用計画	385
1	方針	
2	災害救助法適用	
第4章	災害復旧計画（基本編）	
第1節	目的	389
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	390
1	方針	
2	各種調査の住民への周知	
3	罹災証明書の交付	
4	被災者台帳の整備	
5	各種支援措置等	
第3節	被災者の生活確保に関する計画	393
1	方針	
2	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
3	被災者等に対する生活相談	
4	雇用の安定支援	
5	被災者の最低生活の保障	
6	各機関の援護対策	
第4節	施設災害復旧計画	395
1	方針	
2	復旧計画	
第5節	激甚災害の指定に関する計画	397
1	方針	
2	激甚災害に関する調査	
第6節	救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画	398
1	方針	
2	実施	
3	募集	
4	集積	
5	引継	
6	配分	
7	義援金品の管理、費用	
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	400
1	方針	
2	被災地における市街地の復興	
3	学校施設の復興	

第1章 総 則

【 基 本 編 】

第1節 目的

尾道市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、本市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、本市において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「尾道市水防計画」及び「広島県地域防災計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や観光客などに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、その市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については市又は県に対して勧告・指導・助言し、その他適切な措置をとる。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (4) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

- (5) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (6) 市防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもった確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (7) 市民は、平常時から防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市の各地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に係る各機関の業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 防災会議に関する業務
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (7) 防災施設の整備
- (8) 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備
- (9) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設、運営
- (10) 被災者の救出、救助等の措置
- (11) 消防及び水防活動
- (12) 被災施設の応急復旧
- (13) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (14) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (15) 市内における公共的団体及び住民の防災組織の育成・指導
- (16) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 被災建築物応急危険度判定
- (19) 被災住宅地危険度判定

2 広島県東部建設事務所 三原支所

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 被災施設の応急復旧
- (4) 被災建築の応急危険度判定措置

3 広島県東部農林水産事務所 尾道農林事業所

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 被災施設の応急復旧

4 広島県東部保健所

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害救助法に基づく救助等の措置
- (4) 災害時における防疫その他保健衛生に関わる応急措置

5 消防局

- (1) 災害時における消防活動

- (2) 災害時における水防活動
- (3) 災害時における消防通信
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (5) 災害時における救急救助活動

6 尾道警察署・福山西警察署

- (1) 災害時における警備体制の整備
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置
- (5) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- (8) 犯罪の予防、取り締り、その他社会秩序の維持
- (9) その他災害時における警察活動

7 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局（広島県拠点）
 - 災害時における主要食料の需給調整
- (2) 近畿中国森林管理局（広島森林管理署）
 - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (3) 中国運輸局（尾道海事事務所）
 - ア 所掌業務にかかる災害情報の収集及び伝達
 - イ 運送等の安全確保に関する指導監督
 - ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
 - エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (4) 第六管区海上保安本部（尾道海上保安部）
 - ア 情報の収集及び情報連絡
 - イ 警報等の伝達
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸付・又は譲与
 - カ 尾道市の災害応急対策実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 危険物の保安措置
 - コ 警戒区域の設定
 - サ 治安の維持
- (5) 中国総合通信局
 - 災害時における有線電気通信の確保及び非常無線通信の統制管理
- (6) 広島労働局（尾道労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ 被災労働者の地位保全に関する行政指導

- (7) 中国地方整備局（福山河川国道事務所）
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材及び災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 緊急を要すると認められる場合は申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
 - (8) 広島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 緊急地震速報の利用周知・広報
 - (9) 中国地方測量部
 - ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
 - ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
- 8 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社（尾道郵便局）
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 災害時における災害特別事務取扱等の窓口業務の確保
 - (2) 西日本電信電話株式会社（N T T西日本中国支店）
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
 - カ 災害用伝言板「Web171」の提供
 - (3) 西日本旅客鉄道株式会社（尾道駅）
 - ア 鉄道施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - ウ 被災鉄道施設の復旧
 - (4) 中国電力ネットワーク株式会社（尾道ネットワークセンター・福山ネットワークセンター）
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧

- (5) 西日本高速道路株式会社中国支社（福山高速道路事務所）
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
 - (6) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター）
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- 9 指定地方公共機関
- (1) 広島ガス株式会社（尾道支店）
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
 - (2) 中国バス株式会社（尾道営業所）、福山通運株式会社（尾道支店）
 - ア 災害時における旅客の安全確保
 - イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- 10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
- (1) 一般社団法人尾道市医師会、一般社団法人因島医師会
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 負傷者の受入れ並びに看護
 - (2) 因の島ガス株式会社
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
 - (3) おのみちバス株式会社
 - ア 災害時における旅客の安全確保
 - イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
 - (4) 尾道エフエム放送株式会社
 - ア 市民の防災意識の高揚及び啓発に関する放送
 - イ 災害が発生した場合又は発生が予見される場合における災害情報に関する放送
 - ウ 放送設備の保守
 - (5) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
 - (6) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取り扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 被災施設の応急対策
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
 - (7) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設入所者に対する避難誘導等安全対策の実施

- (8) 農業協同組合、漁業協同組合等
 - ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の市、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林漁業者に対する融資及びそのあっ旋
 - エ 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びそのあっ旋
- (9) 商工会議所
 - ア 災害時における物価安定についての協力
 - イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- (10) 新聞社等報道関係機関
 - ア 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集配分
- (11) 市内町内会
 - ア 災害時における応急諸対策の協力
 - イ 災害対策要員の確保

1 1 自衛隊

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- (4) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸し付け又は譲与

第5節 尾道市の地勢等の概況

1 位置と面積

尾道市は広島県の東南部に位置し、東は福山市、北は府中市と世羅町、西は三原市に接し、南は瀬戸内海に面して愛媛県と相對している。

市の面積は、284.89 km²である。

2 地形

地形はおおむね起伏し、一般に山がちで平地に乏しく、市の中央部をほぼ西北から東に貫流する藤井川を境に、北部に山が多く南部に平地が点在している。

南部では、主に島々の海岸線に沿って平地が形成され、最南部は愛媛県と接している。

中央部では、尾道水道や市域を貫流する藤井川に沿って平地が形成され、このうち尾道水道沿いに東西方向へ帯状に広がった平地には、中心市街地が広がっている。

北部は、三方を山で囲まれ、地域内を貫流する御調川及びこの支流に沿って平地が形成されている。

海上交通の拠点として、尾道水道沿いの海岸線12.5 kmが重要港湾の指定を受けているほか、南部には、瀬戸内海の島々や本州・四国方面への連絡航路が就航する港湾施設が点在している。

また、陸上交通についても、市内を東西に横断する山陽自動車道と南北に縦断する中国横断自動車道及びしまなみ海道（西瀬戸自動車道）が交差する本市は、物流・文化交流の拠点「瀬戸内の十字路」として重要な役割を担っている。

3 地質

この地域の最古の地質系統は古生界である。古生界に貫入し、かつ溢流したものに石英斑岩類があり、これらを貫いていわゆる広島型岩花こう岩が存在し、日永岩類には石英斑岩、花こう斑岩、その他の岩脈がある。これらの火成岩はいずれも中生代の貫入と考えられ、尾道礫層がこの地域を広く覆っている。

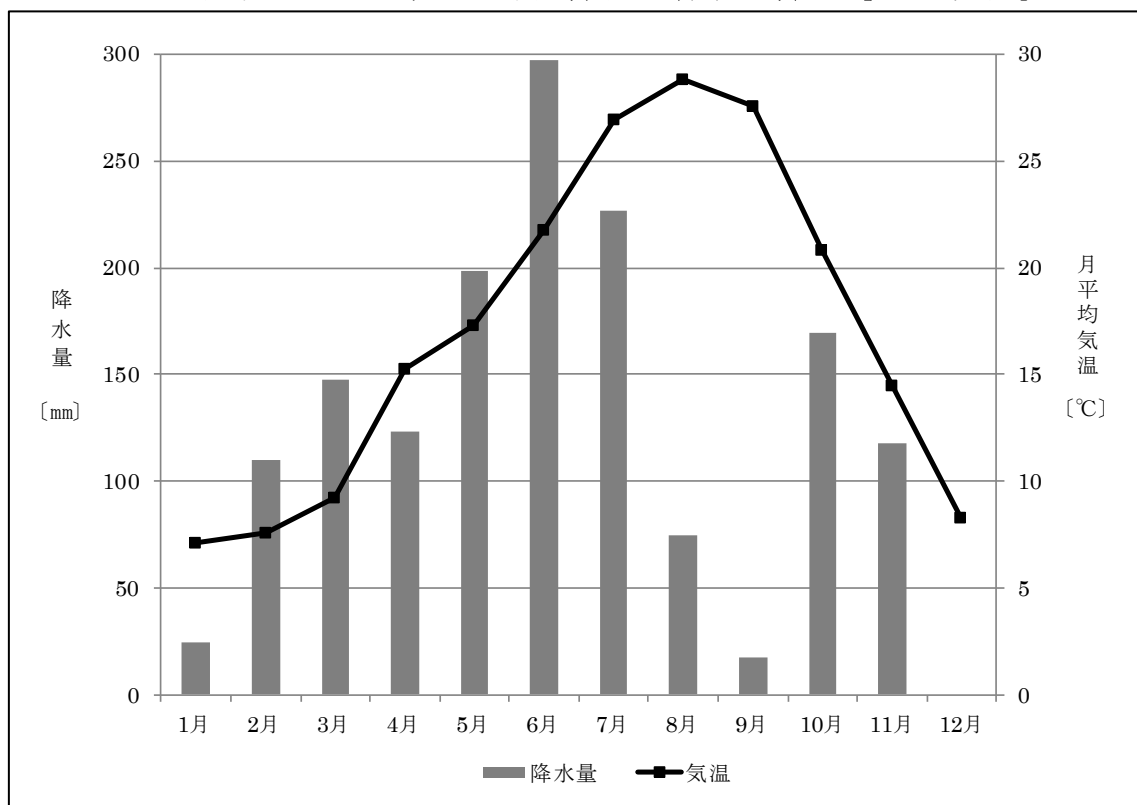
4 気候

本市の気候は一般的に温和である。南部と北部では多少の差異があるが、平均気温は17.1℃である。最高気温は8月の37.8℃、最低気温は3月の-1.8℃である（令和6年）。

降水量は少なく、年平均約1,100 mm、降霜、降雪回数も少ない。暴風雨も比較的小規模ある。

本市は北に中国山地、南に四国山地と二つの山地に挟まれた中間に位置し、さらに周囲は沼隈半島、北に中国山脈の支脈に連なる連山、西は佐木島、南は弓削等の島に囲まれ、台風の常習通過圏からやや遠のいている。

尾道市における月平均気温及び降水量（令和6年） 【生口島観測局】



第6節 災害発生状況について

尾道市における過去の災害発生状況を見ると、その主なものは台風と豪雨によるものであるが、尾道市は地形上の条件に恵まれているため被害は比較的少ない。即ち毎年夏から秋にかけて来襲する台風については、太平洋から接近する場合、四国山地がこれをさえぎり、また、瀬戸内海を通過するものについても、九州山地及び四国山地による摩擦力により台風の勢力を弱めるからであろう。しかし、台風の影響によってしばしば異常潮位を招来し、高潮による海岸施設の破壊や沿岸低地の耕地、あるいは家への浸水による被害を蒙っており、風害による倒伏など農作物の影響も見逃せないものがある。

豪雨については、主として梅雨期の集中的な大雨によるものである。全国的に見れば、比較的降雨量の少ない地域であるが、近年では、線状降水帯を伴う雨雲の発生により、局地的な大雨に見舞われることもあり、特に水位周知河川である御調川、藤井川では、広範囲で浸水被害が発生する危険がある。

また、地勢、地質の条件から崖くずれや土石流等の土砂災害の危険区域が散在している。

過去の風水害で大きな被害を受けたものは台風17号による被害である。詳細は次のとおりである。

昭和51年9月10～14日にかけて、約400mmの集中豪雨により河川が2m増水し、また、潮位は4m上昇したことにより、次のような被害を受けた。

《台風17号による被害》

項 目	被 害 規 模
死 者	10人
負傷者	6人
家屋全壊	11戸
家屋半壊及び一部破損	3戸、10戸
家屋の浸水	床上浸水16戸 床下浸水257戸
被害総額	6億8千万円

※家屋の被害については、非住宅を含む（以下省略）

直近の人命を失った被害として、2018年（平成30年）7月の豪雨がある。7月5日から8日にかけての累加雨量401mm（向島有井観測所）、最大時間雨量36.5mm（生口島観測所）の集中豪雨により、市内各所で土砂崩れや床上・床下浸水が発生した。

また、取水元の沼田川の増水によるポンプ場の被災により、断水が長期化した。

《平成30年7月豪雨による被害

項 目	被 害 規 模
死 者	3人（※災害関連死1人含む）
土砂崩れ等	2,672件
家屋全壊	31件
家屋半壊	45件
家屋の浸水	436件

火災については、地勢の項で述べているように、浄土寺山、西国寺山、千光寺山の三山が海岸近く迫り、極めて狭い地域に家屋が密集して市街地を形成し、背後に並ぶ三山の中腹まで人家が密集しており、水利初期消防活動の制約等から考慮して、火災に対しては極めて危険な状態にあるといえる。水道管の敷設状況、水圧の関係等から考えても強風下にひとたび火災が発生すると憂慮すべき状態が発生するのではないかと推察される。

市内で発生した過去の大火で大きな被害を受けたものに久保二丁目大火がある。この大火の出火原因は不明であるが、昭和54年6月1日の明け方である午前5時15分～午前7時20分にかけて燃え渡り、次のような被害をもたらした。

《久保二丁目大火》

項 目	被 害 規 模
死 者	0人
負傷者	3人
家屋全焼	40戸
家屋半焼及びその他	6戸、22戸
被害総額	3億3千万円

第7節 既往地震の概要

1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図－1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図－2に示す。

図－1 地震の発生メカニズム

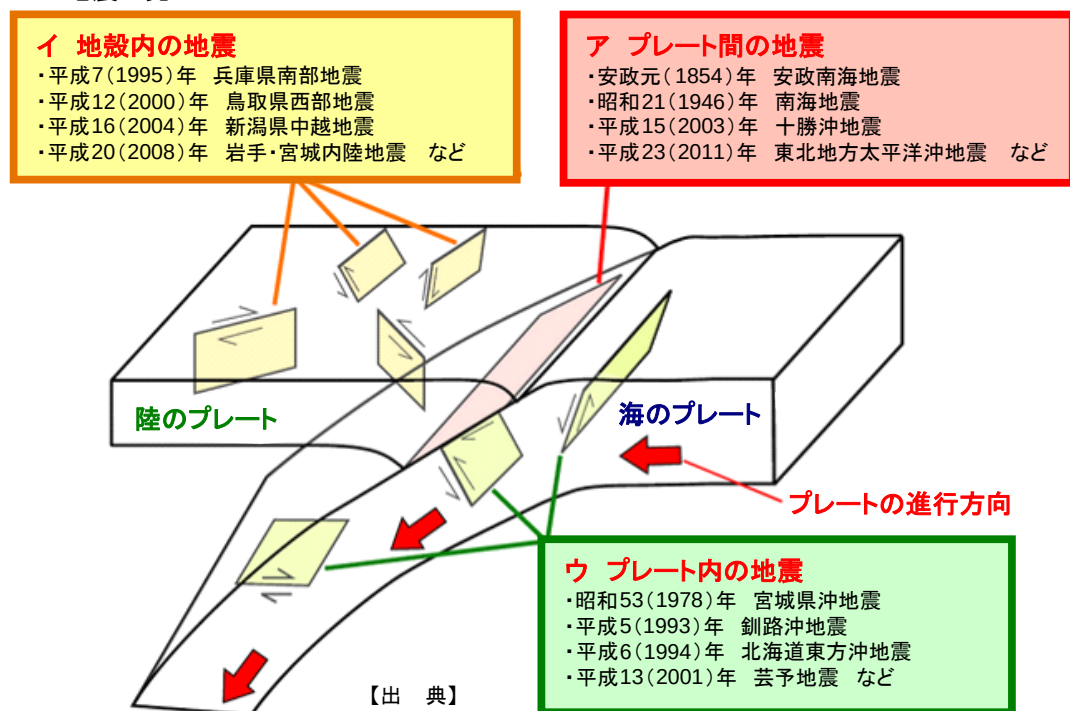
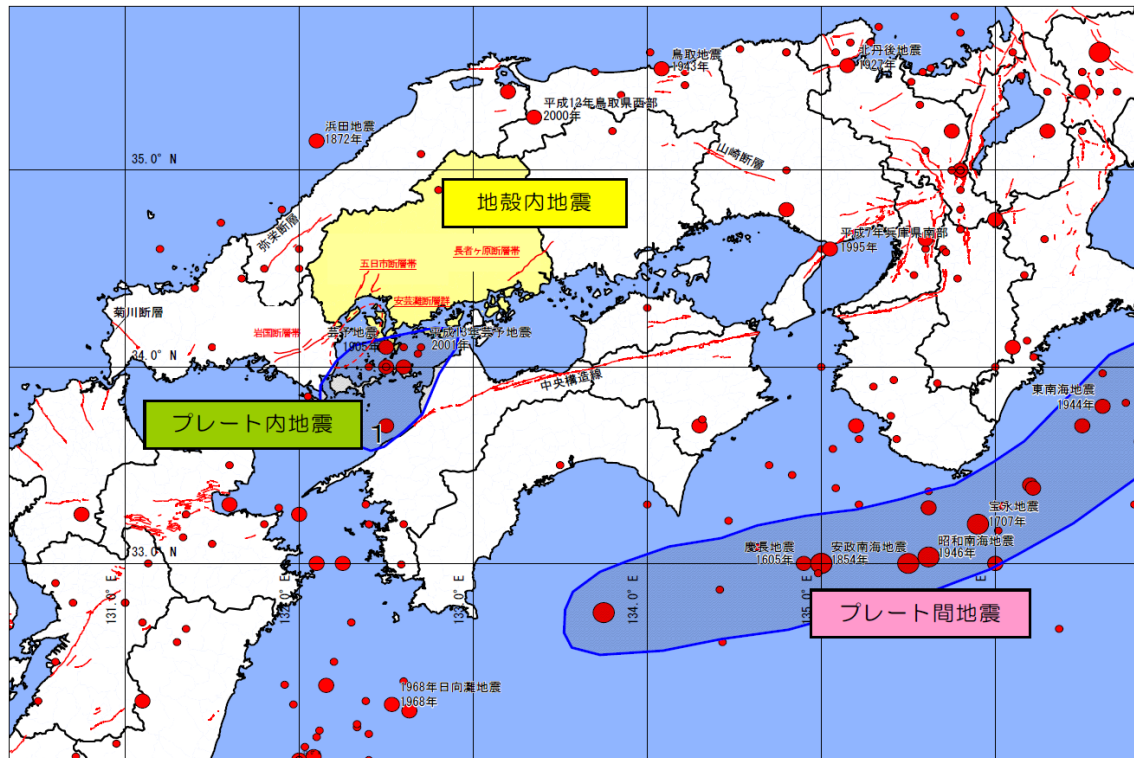


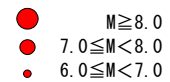
図-2 被害地震の震央位置と活断層位置



出典

- 1) 気象庁:「改訂 日本付近の主要地震の表(1926~1960)」
地震月報別冊 No. 6 1982
- 2) 地震学会:「地震」
- 3) 防災科学研究所:K-net
- 4) 宇佐美龍夫:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
- 5) 中田高・今泉俊文 編,2002.「活断層詳細デジタルマップ」
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
(製品シリアル番号:DAFM1101)
- 6) 活断層研究会 (1991):新編日本の活断層, 東京大学出版

震央位置
M6 以上



2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表2のとおりである。

表 1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要
慶安 2 年 (1649 年) 3 月 17 日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享 2 年 (1686 年) 1 月 4 日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199 ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4,734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永 4 年 (1707 年) 10 月 28 日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋 78、半潰 68）。
嘉永 7 年 安政元年※ (1854 年) 12 月 24 日	安政南海 地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6～1.7 尺 (0.5m) であった。
嘉永 7 年 安政元年※ (1854 年) 12 月 26 日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政 4 年 (1857 年) 10 月 12 日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。
明治 5 年 (1872 年) 3 月 14 日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村（北広島町）で亀裂（延長 500m）を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治 38 年 (1905 年) 6 月 2 日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒潰し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※嘉永 7 年 11 月 27 日 安政に改元

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査会報告，1905，No. 53 ()内は、中央気象台の記録						
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8. 0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6. 2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4. 5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし〔広島県調べ〕						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7. 3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3, 101 棟、一部損壊 18, 544 棟等の被害。また、延べ 17, 402 戸が停電し、各地で断水などの被害〔内閣府 (2003)〕。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。〔広島県調べ〕						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6. 7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36, 545 棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4. 7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3,)、住家一部損壊 2 棟〔広島県調べ〕						

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟、非住家 6 棟 [広島県調べ]

【出典】

※ 広島県調べ、内閣府(2003)以外は、宇佐美龍夫(1987)から抜粋
(内閣府(2003):平成 12 年(2000)鳥取県西部地震について)

なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している。

表 2-1 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内（スラブ内）地震＞ 沈み込むフィリピン海プレート内の地震 (やや深い地震)	・平成 13 年(2001 年)芸予地震 ・昭和 24 年(1949 年)安芸灘 ・明治 38 年(1905 年)芸予地震 ・慶安 2 年(1649 年) 芸予地震 ・貞享 2 年(1686 年) 芸予地震 ・安政 4 年(1857 年) 芸予地震	約 50 ～ 100 年間隔で発生
＜プレート間（海溝型）地震＞ フィリピン海プレートの沈み込みによるプレ ート間地震	・昭和 21 年(1946 年)南海地震 ・安政 1 年(1854 年)安政南海地震 ・宝永 4 年(1707 年)宝永地震	約 100 ～ 150 年間隔で発生
＜地殻内（活断層型）地震＞ 陸域の浅い地震 (深さ約 20km 以浅)	・平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震 ・平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震 ・明治 5 年(1872 年)浜田地震	千年～数万年間隔で発生

3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年(平成 22 年)2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1 m、2011 年(平成 23 年)3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で 0.2 m・呉で 0.3 m の津波の高さを観測している。

第8節 被害想定

1 地震被害想定調査

東日本大震災（H23.3）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

2 調査内容

(1) 想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

ア 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1及び図－2参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

- ① 歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

イ どこでも起こりうる直下の地震（図－3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参 考】

■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準※			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和21年(1946年)南海地震 安政元年(1854年)安政南海地震 宝永4年(1707年)宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成13年(2001年)芸予地震 昭和24年(1949年)安芸灘 明治38年(1905年)芸予地震 安政4年(1857年)芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3 地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成12年(2000年)鳥取県西部地震 明治5年(1872年)浜田地震
3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 (23市町役場直下に震源を配置)	－	－	○	○	－	

※選定基準

- ① 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	— — , —	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	— — , —	—	—	—	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10′ , 134° 39′	N70° E	北傾斜 30～40°	約130km	20～30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58′ , 133° 25′	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	東端 33° 56′ , 133° 14′	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29′ , 132° 23′	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27′ , 132° 27′	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15′ , 132° 13′	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07′ , 132° 25′	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19′ , 132° 24′	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40′ , 133° 29′	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	—	—	7.4 (松田 (1975) の式 (log L=-2.9+0.6M) により計算)	—
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—

注：表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2：端部の位置、長さは岡村断層部分

※3：己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層－芳井断層は、本調査による結果を表示

※5：どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

【出典】

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部（2009）：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部（2010）：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部（2011）：中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）の長期評価（一部改訂）について

地震調査研究推進本部（2004）：五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部（2004）：日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部（2004）：岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部（2009）：安芸灘断層群の長期評価について

(2) 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

(3) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で30cm以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を採用した。

各市町：各市町で30cm以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース4」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- ・安芸灘断層群（主部）
- ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地 震						津 波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね 合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

(4) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速^{*}で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔 平均：風速 8m/s 〕 〔 最大：風速 11m/s 〕	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 〔 平均：風速 7m/s 〕 〔 最大：風速 11m/s 〕	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 〔 平均：風速 8m/s 〕 〔 最大：風速 11m/s 〕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(5) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）（1/2）

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位、最大波到達時間、津波影響開始時間、浸水深別面積、浸水開始時間、流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計）
	地震火災 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） *	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要搜索者 *	要救助者数、要搜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（2/2）

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	10m メッシュ（津波）、 250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支障人口	10m メッシュ（津波）、 250m メッシュごと
	電力 *	電柱被害本数、停電軒数	10m メッシュ（津波）、 250m メッシュごと
	通信 *	電柱被害本数、固定電話の不通回線数、携帯電話の不通ランク	10m メッシュ（津波）、 250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線、在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 *	避難者数（避難所、避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者 *	帰宅困難者数、滞留者数	市区町ごと
	物資不足量（食料、飲料水、毛布、仮設トイレ） *	食料、飲料水、毛布、仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 *	要転院患者数、医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物 *	災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	災害時要援護者	災害時要援護者数（避難所）	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 *	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数、かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設 *	災害対策拠点施設、避難拠点施設、医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 *	被害額	市町ごと
	間接被害 *	被害額	県域

*：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)、燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生、防疫、遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期湛水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

3 想定結果

(1) 地震動等の予測

ア 地震動（図－4 (1)～(5)参照）

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニ チュード	震度 面積割合 (%)					
			4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	18.8	5.5	0.0	0.0	0.0
	陸側ケース		5.9	46.0	38.3	9.0	0.8	0.0
	東側ケース		63.8	29.6	6.4	0.2	0.0	0.0
	西側ケース		64.7	27.7	7.4	0.2	0.0	0.0
	経験的手法※1		16.5	51.4	24.7	7.4	0.0	0.0
	重ね合わせ※2		5.9	44.8	38.9	9.5	0.8	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	39.2	20.6	8.0	0.4	0.0
	北から破壊		19.8	44.6	24.3	10.6	0.7	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	3.7	1.8	0.4	0.0	0.0
	西から破壊		82.9	10.3	4.5	2.1	0.2	0.0
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	12.0	4.1	0.1	0.0	0.0
	西から破壊		94.1	5.6	0.4	0.0	0.0	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	14.3	6.6	1.7	0.0	0.0
	北から破壊		76.3	15.2	6.4	2.0	0.1	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）	南から破壊	6.5	84.9	9.8	3.6	1.6	0.1	0.0
	北から破壊		84.9	10.0	3.5	1.5	0.1	0.0
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	10.2	3.4	0.8	0.1	0.0
	西から破壊		90.4	7.4	2.0	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）	南から破壊	7.0	93.1	4.6	2.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		92.3	5.3	2.2	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	南から破壊	7.4	79.8	12.6	6.0	1.5	0.0	0.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.2	8.7	3.8	2.4	0.0
	西から破壊		69.2	14.2	9.0	4.9	2.7	0.0
（参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）	南から破壊	6.9	76.3	14.7	6.2	2.5	0.3	0.0
	北から破壊		75.6	15.4	6.3	2.4	0.3	0.0

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
広島市直下	76.6	14.1	6.6	2.2	0.5	0.0
呉市直下	82.0	8.6	6.4	2.7	0.3	0.0
竹原市直下	77.8	11.9	7.0	2.7	0.6	0.0
三原市直下	78.2	11.2	7.4	2.7	0.5	0.0
尾道市直下	81.3	9.1	5.7	2.9	0.9	0.0
福山市直下	85.7	7.0	3.4	2.6	1.2	0.1
府中市直下	77.4	10.8	8.0	3.6	0.3	0.0
三次市直下	74.6	16.8	6.9	1.6	0.1	0.0
庄原市直下	74.8	15.5	7.3	2.2	0.2	0.0
大竹市直下	88.6	7.4	3.2	0.7	0.1	0.0
東広島市直下	72.2	15.6	8.7	2.9	0.5	0.0
廿日市市直下	79.6	12.8	5.9	1.5	0.2	0.0
安芸高田市直下	72.0	18.6	7.8	1.3	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	8.2	5.3	1.7	0.1	0.0
府中町直下	75.6	13.9	7.5	2.6	0.4	0.0
海田町直下	76.6	12.5	7.7	2.8	0.3	0.0
熊野町直下	77.5	11.2	7.3	3.8	0.2	0.0
坂町直下	77.6	12.0	7.3	2.8	0.2	0.0
安芸太田町直下	80.9	10.6	6.7	1.7	0.1	0.0
北広島町直下	76.4	14.3	7.4	1.7	0.2	0.0
大崎上島町直下	82.1	10.0	5.6	1.9	0.3	0.0
世羅町直下	70.5	17.5	9.8	2.1	0.1	0.0
神石高原町直下	76.7	12.2	9.1	2.0	0.0	0.0

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

イ 液状化（図－5 参照）

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュ毎の液状化の危険度を示すP L 値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度5弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のP L 値分布の想定を行い、これらの中から最もP L 値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のP L 値分布の想定を行い、このうちP L 値が大きくなるケースについて記した。

P L 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

液状化危険度	PL 値
液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」）	$30 < PL$
液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」）	$15 < PL \leq 30$
液状化危険度が高い（以下「高い」）	$5 < PL \leq 15$
液状化危険度が低い（以下「低い」）	$0 < PL \leq 5$
液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」）	$PL = 0$

液状化危険度別の面積割合（PL 値）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニ チュード	液状化危険度 面積割合（％）					
			対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
				PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	4.9	13.9	4.4	1.1	0.1
	陸側ケース		5.9	60.6	21.8	6.7	3.4	1.6
	東側ケース		63.8	12.3	18.0	4.5	1.2	0.2
	西側ケース		64.7	12.8	15.8	4.5	2.0	0.2
	経験的手法※1		16.5	50.3	23.9	4.5	4.0	0.8
	重ね合わせ※2		5.9	60.6	21.8	6.6	3.5	1.6
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	38.4	10.4	13.4	3.5	2.5
	北から破壊		19.8	48.1	11.5	14.5	3.6	2.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	1.2	2.2	2.0	0.5	0.0
	西から破壊		82.9	5.5	7.1	3.1	1.4	0.1
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	2.1	3.5	2.3	0.1	0.0
	西から破壊		92.9	1.5	3.6	1.9	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	6.0	6.7	3.1	0.4	0.0
	西から破壊		94.1	0.9	4.1	0.9	0.1	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	11.6	5.6	3.7	0.7	1.0
	北から破壊		76.3	12.4	5.7	3.8	0.7	1.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）	南から破壊	6.5	84.9	6.0	4.4	3.3	0.3	1.1
	北から破壊		84.9	5.8	4.8	3.1	0.3	1.1
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	7.7	3.7	1.9	1.0	0.2
	西から破壊		90.4	4.3	2.6	2.0	0.6	0.1
安芸灘断層群（主部）	南から破壊	7.0	93.1	2.2	1.6	1.8	1.2	0.0
	北から破壊		92.3	2.6	1.9	2.0	1.0	0.1
安芸灘断層群（広島湾－岩国冲断層帯）	南から破壊	7.4	79.8	9.8	5.7	2.1	1.6	1.0
	北から破壊		75.4	13.1	6.4	2.4	1.5	1.2
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.6	8.0	4.7	1.8	0.2
	西から破壊		69.2	15.0	8.6	5.2	1.7	0.3
（参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）	南から破壊	6.9	76.3	11.3	6.3	4.4	0.5	1.2
	北から破壊		75.6	11.9	6.5	4.2	0.6	1.2

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている。

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

液状化危険度の面積割合（PL 値）（どこでも起こりうる直下の地震）

想定地震	液状化危険度 面積割合（％）					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
広島市直下	76.6	10.9	6.1	4.3	0.9	1.2
呉市直下	82.0	7.3	4.5	3.3	1.9	0.9
竹原市直下	77.8	8.1	7.2	5.3	1.1	0.4
三原市直下	78.2	8.5	6.2	5.5	1.1	0.5
尾道市直下	81.3	7.4	5.7	3.6	1.5	0.4
福山市直下	85.7	5.8	3.6	3.4	1.5	0.2
府中市直下	77.4	10.3	5.9	4.9	1.5	0.1
三次市直下	74.6	12.1	9.5	3.8	0.0	0.0
庄原市直下	74.8	13.2	7.6	4.3	0.0	0.0
大竹市直下	88.6	5.3	2.7	2.0	1.0	0.3
東広島市直下	72.2	11.4	7.6	6.7	1.8	0.3
廿日市市直下	79.6	10.4	4.8	3.2	0.8	1.1
安芸高田市直下	72.0	12.6	10.3	4.9	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	6.1	4.5	1.9	1.7	1.0
府中町直下	75.6	11.1	6.3	5.1	0.7	1.2
海田町直下	76.6	10.3	5.7	5.2	0.9	1.3
熊野町直下	77.5	9.6	5.4	5.0	1.4	1.1
坂町直下	77.6	9.8	5.6	4.5	1.2	1.3
安芸太田町直下	80.9	12.7	3.5	2.3	0.5	0.1
北広島町直下	76.4	12.5	6.5	4.3	0.3	0.0
大崎上島町直下	82.1	6.3	5.9	4.2	1.2	0.4
世羅町直下	70.5	12.2	9.3	7.1	0.8	0.1
神石高原町直下	76.7	10.8	6.5	5.3	0.6	0.0

※：震度5弱以上を対象としている。

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

ウ 津波（図－6 参照）

想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル11ケースのうち、広島県にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深30cm以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデルケース1の場合を示す。

浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

想定地震	浸水面積（ha）				
	浸水深 1cm以上	浸水深 30cm以上	浸水深 1m以上	浸水深 2m以上	浸水深 5m以上
南海トラフ巨大地震（津波：ケース1）	12,474	10,679	6,618	3,343	8
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7,921	6,749	4,515	1,903	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	6,520	5,537	3,680	1,479	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	6,032	5,262	3,536	1,311	0
安芸灘断層群（主部）	5,382	4,794	3,214	1,108	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	5,844	5,131	3,422	1,179	0

(2) 想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

ア 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。

経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。

経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

オ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする

人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

キ 己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

ク 岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約1万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

ケ 安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の6強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.2%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により2,987棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり45人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約25万人となる。地震発生直後においては、断水人口が556人、停電が39,865軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.8兆円となる。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は3.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,844haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により8,335棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり3,495人で、その9割が津波によるものである。避難を必要とする人が約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が50,465人、停電が69,582軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は7.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺

れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

シ （参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.32%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.8%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約12,603棟の建物が全壊し、死者が539人、負傷者が9,131人発生し、避難を必要とする人が約5万人となる。地震発生直後においては、断水人口が10,814人、停電が49,426軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

- (3) 被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）
既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 1 / 2

想定項目			想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘	五日市断層	
				陸側ケース 津波ケース1	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊	
				マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
				地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率			－	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		福山市 坂町 大崎上島町 他	呉市 海田町 大崎上島町 他	三原市 尾道市 福山市他	－	呉市 竹原市 三原市他	広島市 府中町 海田町他		
	県全面積に対する面積率		9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%	2.1%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%	1.7%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	483	418	62	0	2	58		
	②地すべり		5	1	2	0	0	0		
	③山腹崩壊		619	547	167	0	1	77		
津波 被害	津波の浸水面積（ha）		12,474	7,921	6,520	－	6,032	－		
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化		
	全壊棟数（棟）		69,210	29,012	7,689	1,693	3,002	6,820		
	半壊棟数（棟）		200,572	120,894	40,659	3,266	9,294	28,340		
	焼失棟数（棟） *1		351	315	90	0	0	108		
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		津波	津波	津波	－	津波	建物倒壊		
	死者数（人） *2	14,759	11,206	2,013	0	192	179			
	負傷者数（人） *2	22,220	20,691	6,002	36	470	4,552			
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2	3,426	2,259	732	0	46	307			
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1		1,046,761	323,150	46,663	3	718	2,304		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1		779,794	665,462	137,035	65,493	239,856	441,551		
	電力（直後の停電軒数） *1		119,836	132,193	53,103	255	45,683	26,680		
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1		76,806	76,064	30,098	138	22,889	14,266		
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1		150,069	129,308	84,254	0	79,002	0		
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		1,699	1,428	455	100	341	419		
	鉄道（被害箇所数）		844	781	225	50	179	290		
	港湾（揺れによる被害箇所数）		191	231	131	26	44	74		
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1		386,814	261,823	192,410	2,179	183,639	16,717		
	帰宅困難者数（人） *3		165,911	165,911	145,475	150,986	157,472	148,773		
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1		-569,818	-235,322	-56,786	312,571	-32,649	292,363		
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1		-10,015	-8,067	-2,605	-79	-3,484	-3,960		
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足） *2		-1,240	2,953	23,113	31,035	27,859	25,860		
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t） *1	124.40	49.70	13.32	2.75	4.82	11.33		
		不燃物（万t） *1	372.17	172.89	44.86	11.00	19.84	43.12		
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4		240	260	42	16	47	165		
	道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下		5.7	1.8	0.5	0.0	0.0	0.2		
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1		76,404	51,548	37,562	443	35,739	3,249		
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		96	106	26	0	0	23		
	文化財の被害件数（件） *1		11	9	6	0	4	0		
	孤立集落（集落）		0	5	3	0	0	3		
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		126	234	44	0	0	0		
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟） *1	61	70	15	0	0	35	
		②避難拠点施設		618	791	92	1	6	472	
		③医療施設		63	77	15	0	2	36	
経済 被害	直接被害（億円） *1		89,030	58,776	20,514	4,779	9,953	18,511		
	間接被害（億円） *1		37,477	28,082	15,267	3,862	5,743	8,522		
	合計（億円）		126,507	86,858	35,781	8,641	15,696	27,033		

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2 / 2

想定項目			想定地震	己斐ー広島西 緑断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾ー岩 国沖断層帯)	長者ヶ原断層 ー芳井断層	(参考) 己斐ー広島西 緑断層帯 (6.9)	
				北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊	
				マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
				地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率			不明	0.03～2%	0.1～10%	不明	不明	不明		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 府中町 坂町他	大竹市 廿日市市	呉市 江田島市	大竹市 江田島市 坂町他	尾道市 福山市 府中市他	府中町 海田町 坂町他		
			県全面積に対する面積率		1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%		
土砂 災害	①急傾斜地		79	16	3	61	786	159		
	②地すべり		0	0	0	0	8	0		
	③山腹崩壊		90	9	7	86	734	168		
津波 被害	津波の浸水面積（ha）		-	-	5,382	5,844	-	-		
建物 被害	全壊の主な原因		揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ		
	全壊棟数（棟）		7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603		
	半壊棟数（棟）		30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746		
	焼失棟数（棟） *1		144	36	0	99	945	261		
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人） *2		249	72	43	3,495	2,840	539		
	負傷者数（人） *2		5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131		
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2		429	131	9	744	4,809	924		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1		3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1		433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304		
	電力（直後の停電軒数） *1		31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426		
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1		16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105		
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1		0	0	79,002	80,995	0	0		
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		341	194	229	535	659	483		
	鉄道（被害箇所数）		285	130	122	342	320	358		
	港湾（揺れによる被害箇所数）		68	36	30	94	120	76		
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1		19,169	7,494	163,203	186,001	70,362	31,646		
	帰宅困難者数（人） *3		142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204		
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1		289,219	302,781	17,577	-36,469	151,648	271,790		
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1		-3,897	-1,670	-2,927	-5,523	-1,752	-4,707		
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足） *2		25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,812		
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t） *1	12.83	7.28	4.67	13.80	85.10	21.82		
		不燃物（万t） *1	47.02	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18		
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4		158	53	19	128	86	208		
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下		0.4	0.1	0.0	0.3	7.7	1.2		
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1		3,742	1,470	31,701	36,176	13,519	6,173		
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		23	36	0	64	86	43		
	文化財の被害件数（件） *1		0	0	4	4	30	1		
	孤立集落（集落）		0	4	0	2	28	0		
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		1	2	0	8	175	5		
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数 （棟） *1	36	15	5	37	22	37	
				484	141	46	498	217	607	
				37	14	3	44	33	49	
経済 被害	直接被害（億円） *1		18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181		
	間接被害（億円） *1		8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610		
	合計（億円）		26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791		

※： は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

(4) 被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 1 / 4

想定項目	想定項目	想定地震		広島市 直下地震	呉市 直下地震	竹原市 直下地震	三原市 直下地震	尾道市 直下地震	福山市 直下地震	
		マグニチュード		6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ		地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア			広島市 海田町 坂町他	呉市 熊野町 坂町他	竹原市 三原市 大崎上島町他	竹原市 三原市 尾道市他	三原市 尾道市 福山市他	尾道市 福山市 府中市他	
	県全面積に対する面積率			2.7%	3.0%	3.3%	3.2%	3.8%	3.9%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）			2.1%	2.8%	1.5%	1.6%	1.9%	1.7%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	165	176	248	284	456	257		
	②地すべり		0	0	1	2	5	5		
	③山腹崩壊		159	241	197	253	443	395		
建物 被害	全壊の主な原因			揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	
	全壊棟数（棟）			16,667	11,093	8,668	10,490	24,293	30,047	
	半壊棟数（棟）			52,115	33,959	22,396	34,439	46,261	50,609	
	焼失棟数（棟）			*1	369	180	246	162	582	630
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間			冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因			建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人）	*2	777	433	341	503	1,426	1,773		
	負傷者数（人）	*2	10,808	6,253	4,072	7,115	12,150	14,257		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）	*1	26,942	178,301	41,157	87,840	247,108	413,478		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）	*1	516,903	360,916	164,379	116,739	118,894	139,583		
	電力（直後の停電軒数）	*1	59,225	18,707	7,850	11,758	20,767	28,845		
	通信（直後の固定電話不通回線数）	*1	30,245	11,432	5,131	7,215	15,404	26,023		
	ガス（1日後の供給停止戸数）	*1	0	0	0	0	0	0		
交通施 設被害	道路（被害箇所数）			493	390	406	438	428	385	
	鉄道（被害箇所数）			399	255	241	241	227	192	
	港湾（揺れによる被害箇所数）			88	94	106	130	127	97	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）			*1	39,755	19,080	10,480	13,432	30,676	48,011
	帰宅困難者数（人）			*3	157,406	155,685	158,999	95,918	96,227	60,851
	食料の不足量（当日・1日後）（食）			*1	259,435	284,239	295,360	285,739	252,219	208,815
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）			*1	-4,898	-3,179	-1,146	-699	-886	-1,256
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足）			*2	16,849	22,718	24,922	25,310	20,887	18,337
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t）	*1	29.12	19.19	15.21	18.76	44.35	54.43
			不燃物（万t）	*1	96.50	65.19	50.03	57.54	128.41	161.12
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）			*4	208	95	34	39	53	63
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下				1.7	0.9	1.0	1.1	2.2	4.3
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）			*1	7,765	3,950	2,167	2,791	6,329	9,110
	危険物施設の被害箇所数（箇所）				52	23	12	19	37	67
	文化財の被害件数（件）			*1	3	2	3	3	16	13
	孤立集落（集落）				0	1	0	0	0	4
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）				4	17	26	46	68	101
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	46	32	9	20	21	17
		②避難拠点施設		670	322	93	110	154	132	
		③医療施設		53	29	8	14	24	32	
経済 被害	直接被害（億円）			*1	27,883	21,437	15,441	17,502	23,817	27,670
	間接被害（億円）			*1	10,777	11,243	8,303	11,514	14,677	16,144
	合計（億円）				38,660	32,680	23,744	29,016	38,494	43,814

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 2 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	府中市 直下地震	三次市 直下地震	庄原市 直下地震	大竹市 直下地震	東広島市 直下地震	廿日市市 直下地震		
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9		
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		尾道市 福山市 府中市他	三次市 庄原市 安芸高田市	三次市 庄原市	大竹市 廿日市市 江田島市他	竹原市 東広島市 熊野町他	広島市 廿日市市 坂町他		
	県全面積に対する面積率		3.9%	1.7%	2.4%	0.8%	3.4%	1.7%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		1.6%	0.0%	0.0%	1.3%	2.1%	1.9%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	143	28	67	23	162	53		
	②地すべり		3	10	3	0	0	0		
	③山腹崩壊		285	53	60	11	117	75		
建物 被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化		
	全壊棟数（棟）		9,168	2,065	2,467	4,754	7,987	7,672		
	半壊棟数（棟）		34,802	7,565	7,238	11,211	24,015	27,786		
	焼失棟数（棟）		*1	162	27	27	36	117	144	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人）	*2	439	94	124	93	223	233		
	負傷者数（人）	*2	7,242	1,482	1,494	1,358	3,611	4,615		
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	758	153	200	168	368	399		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）		*1	184,358	16,476	9,016	25,354	70,710	17,777	
	下水道（1日後の機能障人口）（人）		*1	122,135	35,141	39,879	199,511	316,357	411,177	
	電力（直後の停電軒数）		*1	17,338	1,233	1,551	3,658	11,712	21,853	
	通信（直後の固定電話不通回線数）		*1	14,987	549	860	3,376	7,942	12,559	
	ガス（1日後の供給停止戸数）		*1	0	0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路（被害箇所数）			479	351	349	166	516	371	
	鉄道（被害箇所数）			224	170	179	126	303	269	
	港湾（揺れによる被害箇所数）			88	3	3	47	67	81	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		*1	14,943	1,999	1,868	8,071	12,962	18,026	
	帰宅困難者数（人）		*3	84,830	106,030	86,439	134,132	165,300	148,773	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		*1	292,629	311,173	312,936	301,622	291,999	289,400	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		*1	-767	226	180	-1,473	-2,682	-3,669	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足）		*2	26,702	32,821	33,528	30,713	24,529	26,030	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t）	*1	16.34	3.70	4.45	7.77	13.52	12.89
			不燃物（万t）	*1	50.74	11.26	13.20	30.72	48.81	47.66
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）		*4	55	6	5	35	87	135	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下			1.0	0.3	0.4	0.2	0.7	0.4	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		*1	2,897	433	408	1,574	2,548	3,488	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）			27	4	3	43	11	26	
	文化財の被害件数（件）		*1	3	0	1	0	0	0	
	孤立集落（集落）			7	0	0	2	1	0	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）			78	3	1	2	141	4	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	12	4	4	12	12	33
		②避難拠点施設		114	22	69	81	113	393	
		③医療施設		21	0	1	7	17	40	
経済 被害	直接被害（億円）		*1	15,930	3,332	3,079	10,564	17,320	18,523	
	間接被害（億円）		*1	12,930	3,257	3,420	5,990	7,616	9,020	
	合計（億円）			28,860	6,589	6,499	16,554	24,936	27,543	

※ ■は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 3 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸高田市 直下地震	江田島市 直下地震	府中町 直下地震	海田町 直下地震	熊野町 直下地震	坂町 直下地震		
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9		
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内		
地震動 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 三次市 安芸高田市他	呉市 江田島市 坂町他	府中町 海田町 坂町他	府中町 海田町 熊野町他	海田町 熊野町 坂町他	海田町 熊野町 坂町他		
	県全面積に対する面積率		1.5%	1.8%	3.0%	3.1%	4.0%	3.0%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		0.2%	2.7%	1.9%	2.2%	2.5%	2.5%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	57	88	233	207	135	169		
	②地すべり		0	0	0	0	0	0		
	③山腹崩壊		23	128	179	151	170	170		
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ		
	全壊棟数（棟）		2,999	6,090	16,557	13,662	9,329	11,892		
	半壊棟数（棟）		9,025	22,353	52,246	44,460	40,712	44,576		
	焼失棟数（棟）		*1	36	63	546	399	162	287	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人）	*2	94	127	782	590	315	474		
	負傷者数（人）	*2	1,441	3,209	10,846	8,731	7,156	8,383		
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	155	211	1,331	1,007	532	808		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）		*1	18,913	35,340	33,097	46,225	90,018	52,532	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）		*1	153,041	334,151	520,239	492,661	451,125	480,623	
	電力（直後の停電軒数）		*1	1,931	11,448	53,555	42,002	33,318	43,982	
	通信（直後の固定電話不通回線数）		*1	1,165	6,639	27,136	21,506	18,173	22,625	
	ガス（1日後の供給停止戸数）		*1	0	0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路（被害箇所数）			387	307	529	522	510	495	
	鉄道（被害箇所数）			173	202	410	392	354	383	
	港湾（揺れによる被害箇所数）			8	92	89	93	104	95	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		*1	3,765	10,521	39,793	31,555	20,163	27,445	
	帰宅困難者数（人）		*3	164,462	148,205	157,406	157,406	157,406	157,406	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		*1	310,352	299,463	255,652	264,728	286,171	272,176	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		*1	-969	-2,837	-4,931	-4,591	-4,084	-4,438	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）		*2	28,622	27,605	18,071	20,271	21,465	20,426	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t）	*1	5.17	10.04	29.08	23.77	15.91	20.52	
		不燃物（万t）	*1	17.70	38.82	95.76	80.26	56.35	70.69	
その他 施設等 被害	エレベーター内閉じ込め者数（人）		*4	39	81	208	186	148	170	
	道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下			0.5	0.4	1.8	1.0	0.5	0.7	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		*1	781	2,158	7,812	6,245	4,030	5,456	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）			4	16	50	48	31	46	
	文化財の被害件数（件）		*1	0	0	4	1	1	2	
	孤立集落（集落）			0	0	22	29	5	9	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）			0	12	4	4	25	4	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	2	28	37	34	36	36
		②避難拠点施設		22	313	650	586	495	603	
		③医療施設		2	29	48	46	40	47	
経済 被害	直接被害（億円）		*1	6,226	17,129	27,611	25,578	23,540	25,068	
	間接被害（億円）		*1	3,438	10,679	11,394	11,415	11,618	11,632	
	合計（億円）			9,664	27,808	39,005	36,993	35,158	36,700	

※：■は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 4 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸太田町 直下地震	北広島町 直下地震	大崎上島町 直下地震	世羅町 直下地震	神石高原町 直下地震		
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9		
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 廿日市市 安芸太田町他	広島市 安芸高田市 北広島町他	竹原市 三次市 大崎上島町他	三次市 福山市 世羅町他	福山市 府中市 神石高原町他		
		県全面積に対する面積率	1.8%	1.9%	2.2%	2.2%	2.0%		
		県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）	0.6%	0.3%	1.6%	0.9%	0.6%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	91	77	169	54	25		
	②地すべり		1	0	1	2	0		
	③山腹崩壊		88	57	107	52	56		
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	液状化	液状化		
	全壊棟数（棟）		2,781	3,262	6,333	3,416	2,078		
	半壊棟数（棟）		6,410	8,942	18,887	13,631	9,690		
	焼失棟数（棟） *1		18	36	45	18	18		
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人）	*2	37	89	225	70	33		
	負傷者数（人）	*2	567	1,290	3,209	1,896	1,377		
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	60	148	366	107	54		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）		*1	4,130	3,614	24,681	15,143	13,268	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）		*1	171,647	204,770	100,593	105,558	94,108	
	電力（直後の停電軒数）		*1	3,011	5,123	5,502	5,962	5,384	
	通信（直後の固定電話不通回線数）		*1	3,345	5,887	3,595	3,603	2,646	
	ガス（1日後の供給停止戸数）		*1	0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路（被害箇所数）			214	325	317	499	417	
	鉄道（被害箇所数）			62	112	185	206	149	
	港湾（揺れによる被害箇所数）			13	6	98	65	39	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		*1	4,532	4,626	7,232	4,022	2,943	
	帰宅困難者数（人）		*3	134,767	157,027	158,999	100,234	61,090	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		*1	308,938	308,331	302,772	309,420	311,426	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		*1	-1,162	-1,494	-479	-497	-373	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）		*2	31,508	29,301	28,237	31,232	33,464	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t）	*1	4.48	5.52	11.06	5.83	3.51
			不燃物（万t）	*1	18.39	19.90	36.24	20.39	12.71
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）		*4	45	63	30	32	26	
	道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下			0.1	0.2	0.7	0.1	0.1	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		*1	900	934	1,556	823	586	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）			1	5	10	7	5	
	文化財の被害件数（件）		*1	1	0	0	1	0	
	孤立集落（集落）			0	0	1	0	1	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）			0	3	27	2	3	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	3	1	13	5	4
		②避難拠点施設		145	25	76	49	42	
		③医療施設		6	4	7	5	3	
経済 被害	直接被害（億円）		*1	6,340	7,029	12,855	9,299	6,606	
	間接被害（億円）		*1	3,533	3,282	7,403	7,427	7,543	
	合計（億円）			9,873	10,311	20,258	16,726	14,149	

※ ■は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

図－１ 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

【別 紙】

図－２ 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

【別 紙】

図－３ 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）

【別 紙】

図－４（１） 震度分布

【別 紙】

図－４（２） 震度分布

【別 紙】

図－４（３） 震度分布

【別 紙】

図－４（４） 震度分布

【別 紙】

図－４（５） 震度分布

【別 紙】

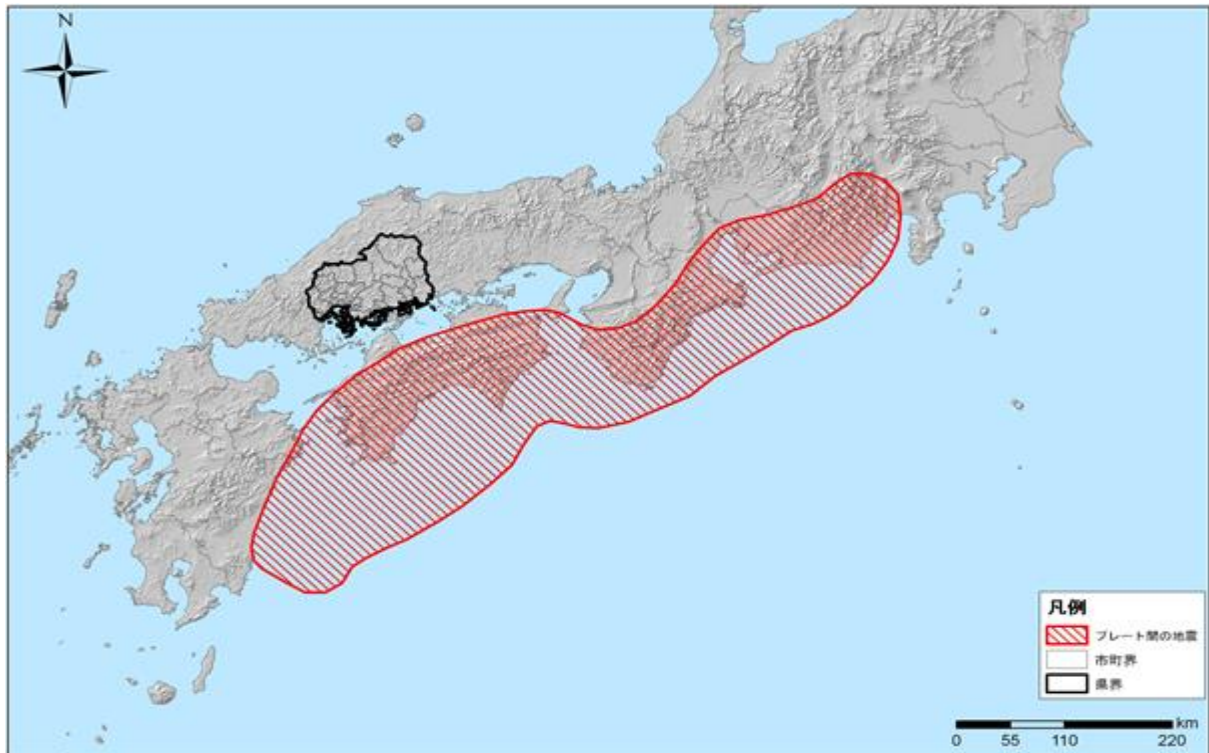
図－５ 液状化危険度分布（PL 値）

【別 紙】

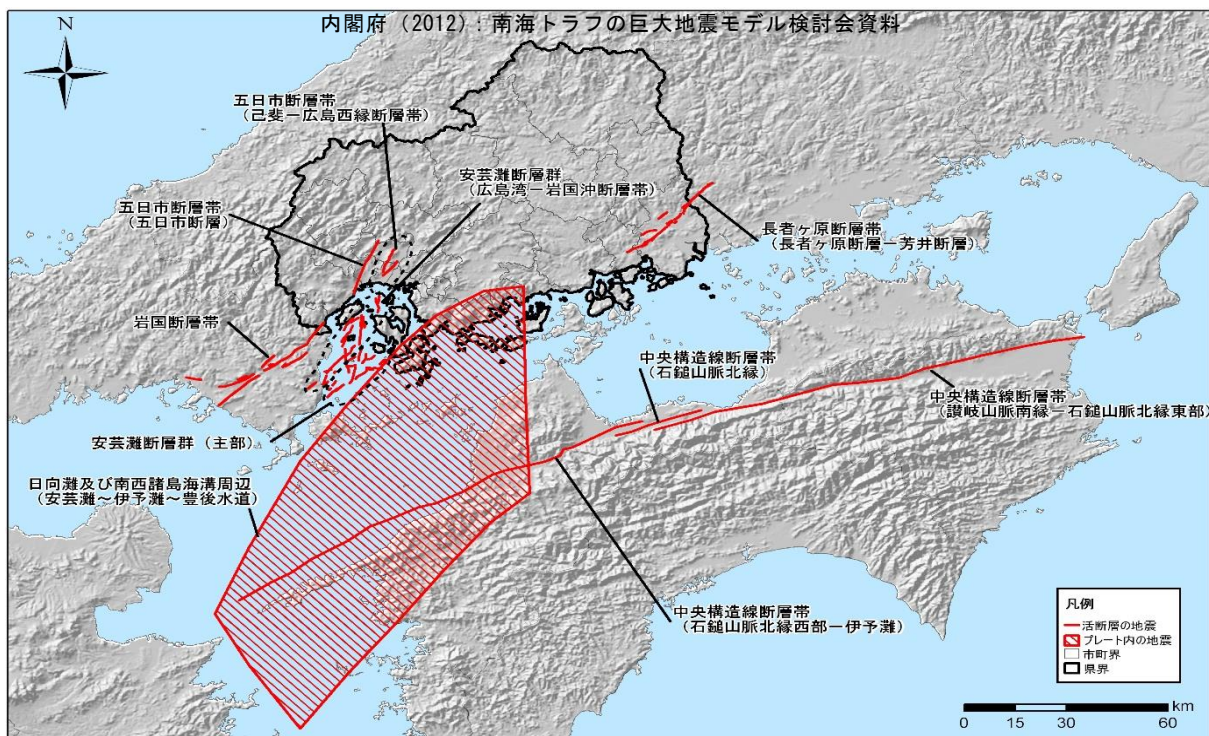
図－６ 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

【別 紙】

【別紙】

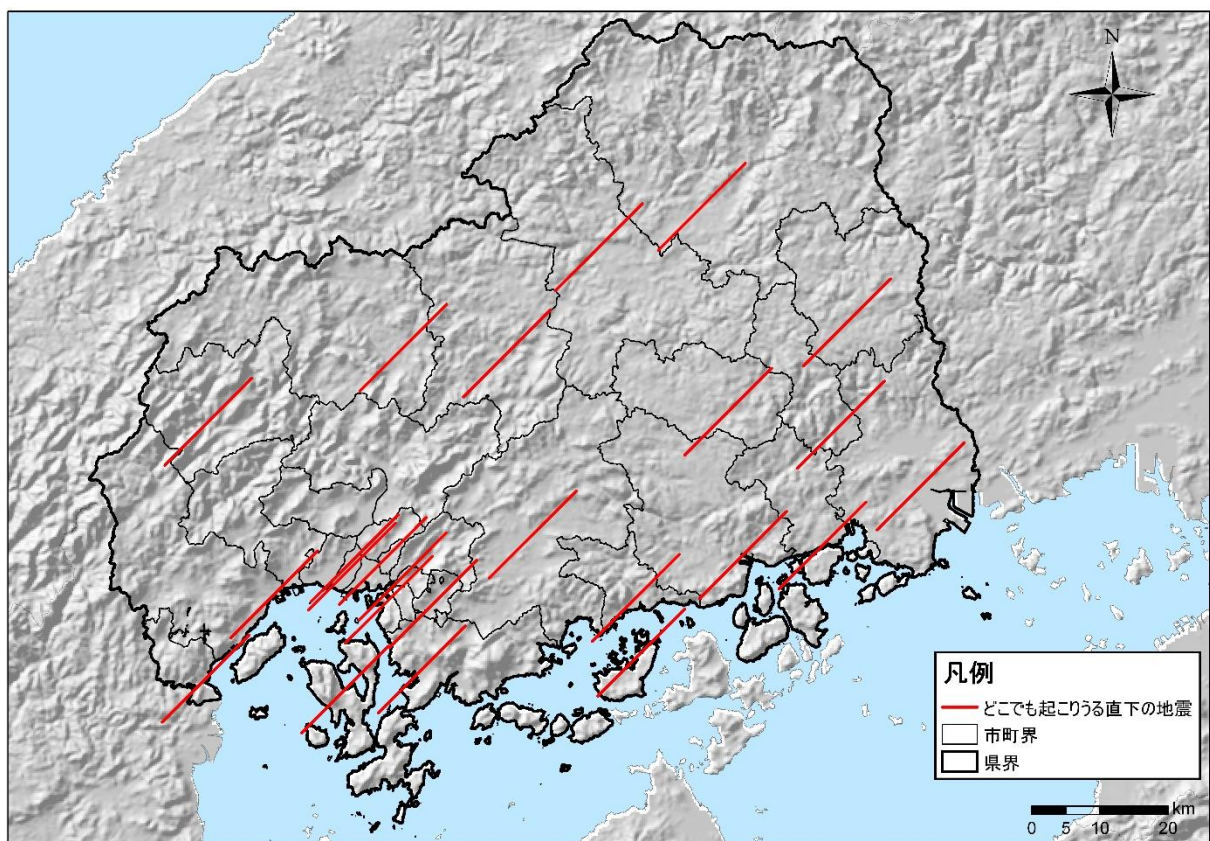


図－1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

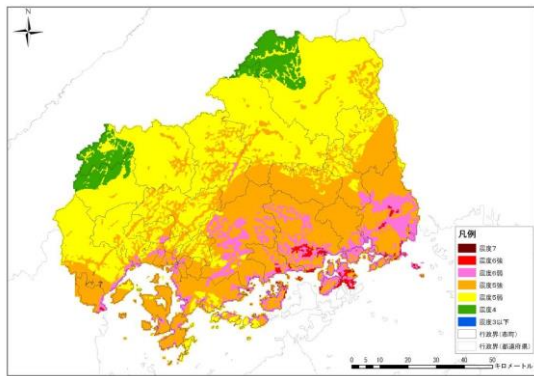


図－2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

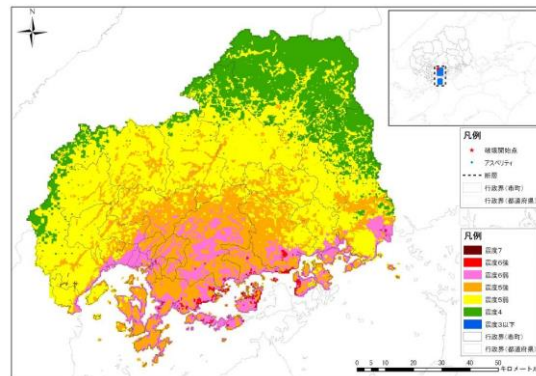
活断層研究会（1991）：新編日本の活断層，東京大学出版会



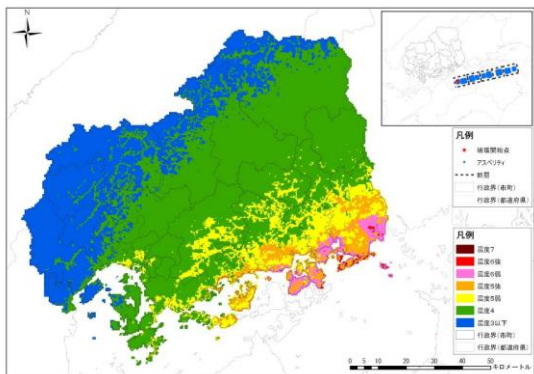
図－3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



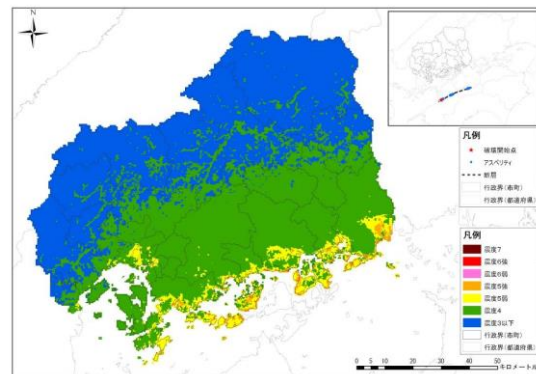
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



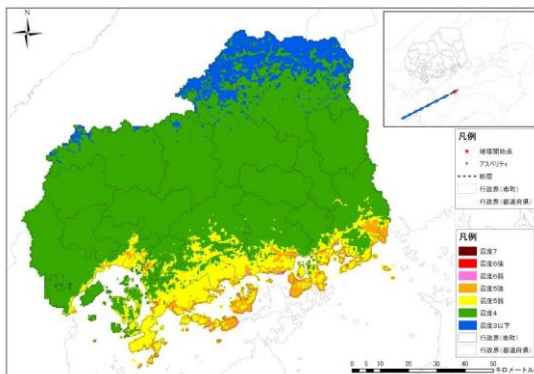
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
（北から破壊）



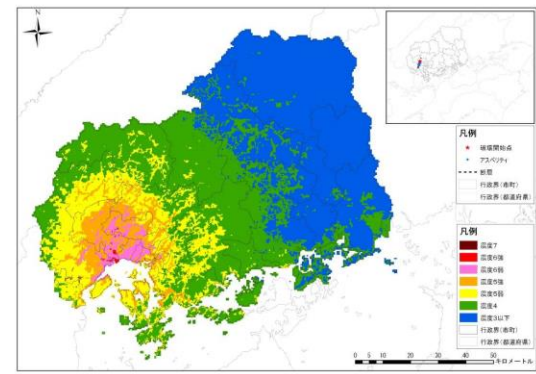
讃岐山脈南縁ー石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



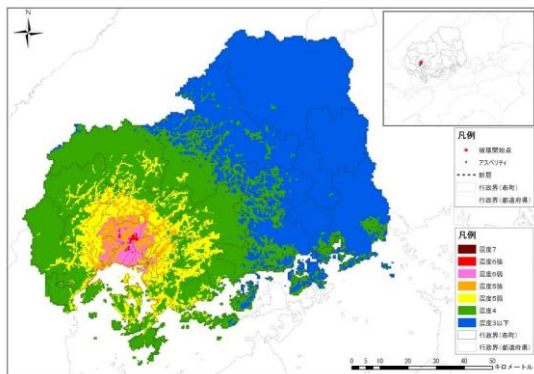
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



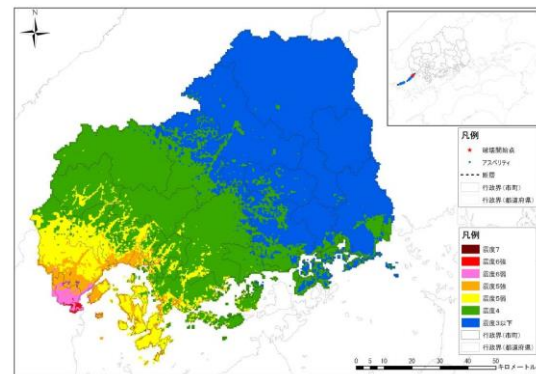
鎚山脈北縁西部ー伊予灘の地震（東から破壊）



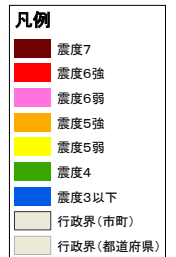
五日市断層の地震（北から破壊）



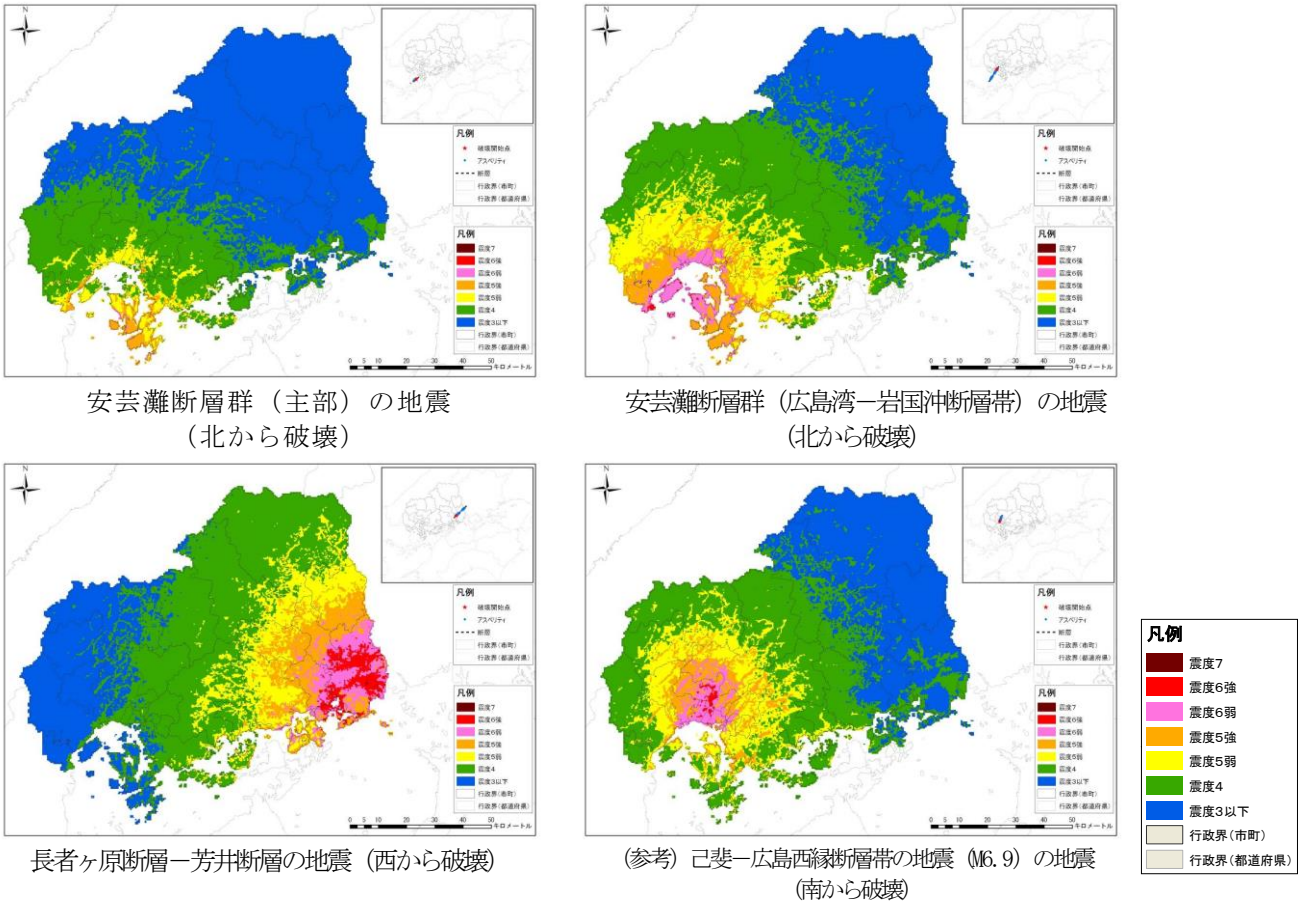
己斐ー広島西縁断層帯の地震（M6.5）（北から破壊）



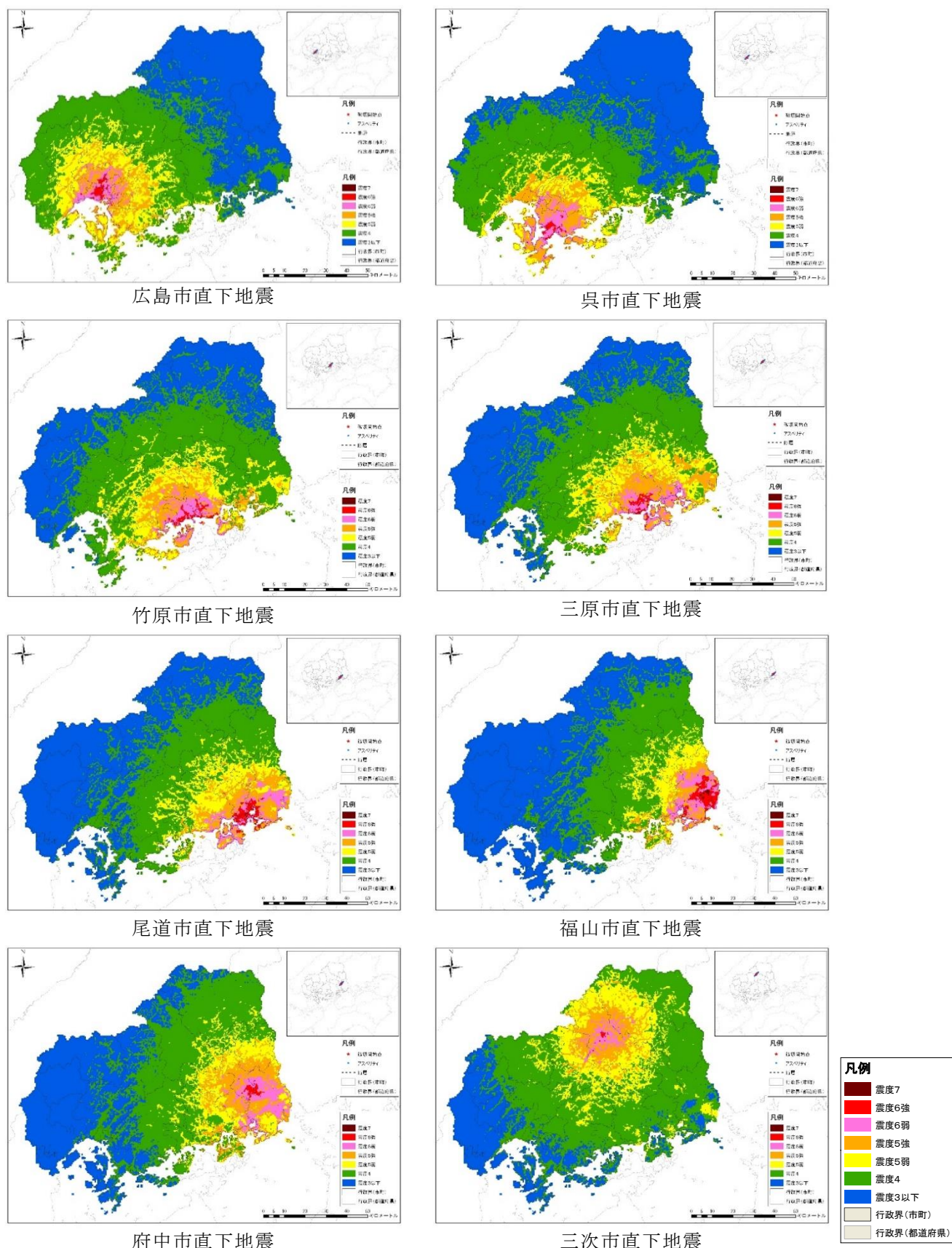
岩国断層帯の地震（東から破壊）



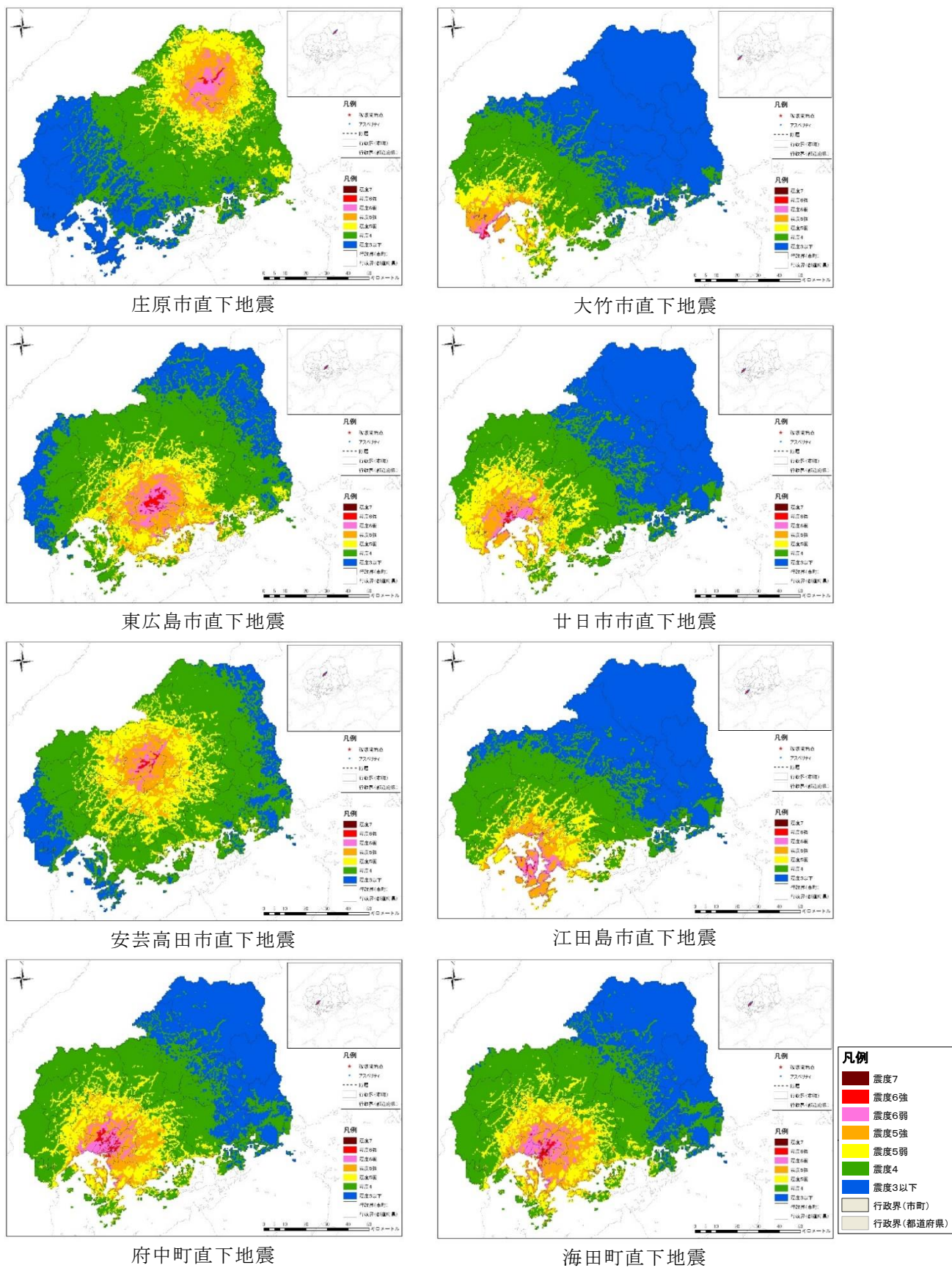
図－4（1） 震度分布



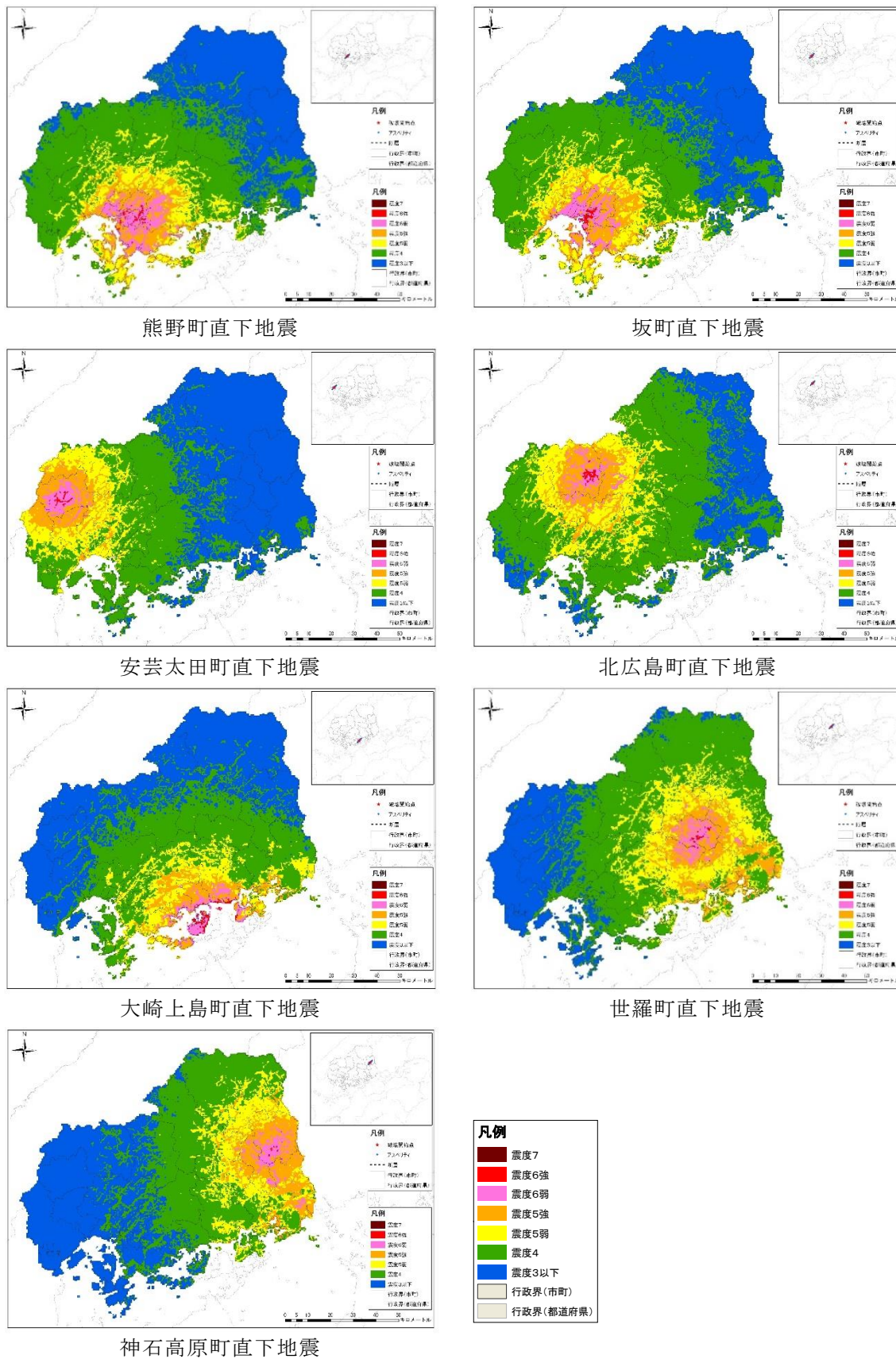
図－4（2） 震度分布



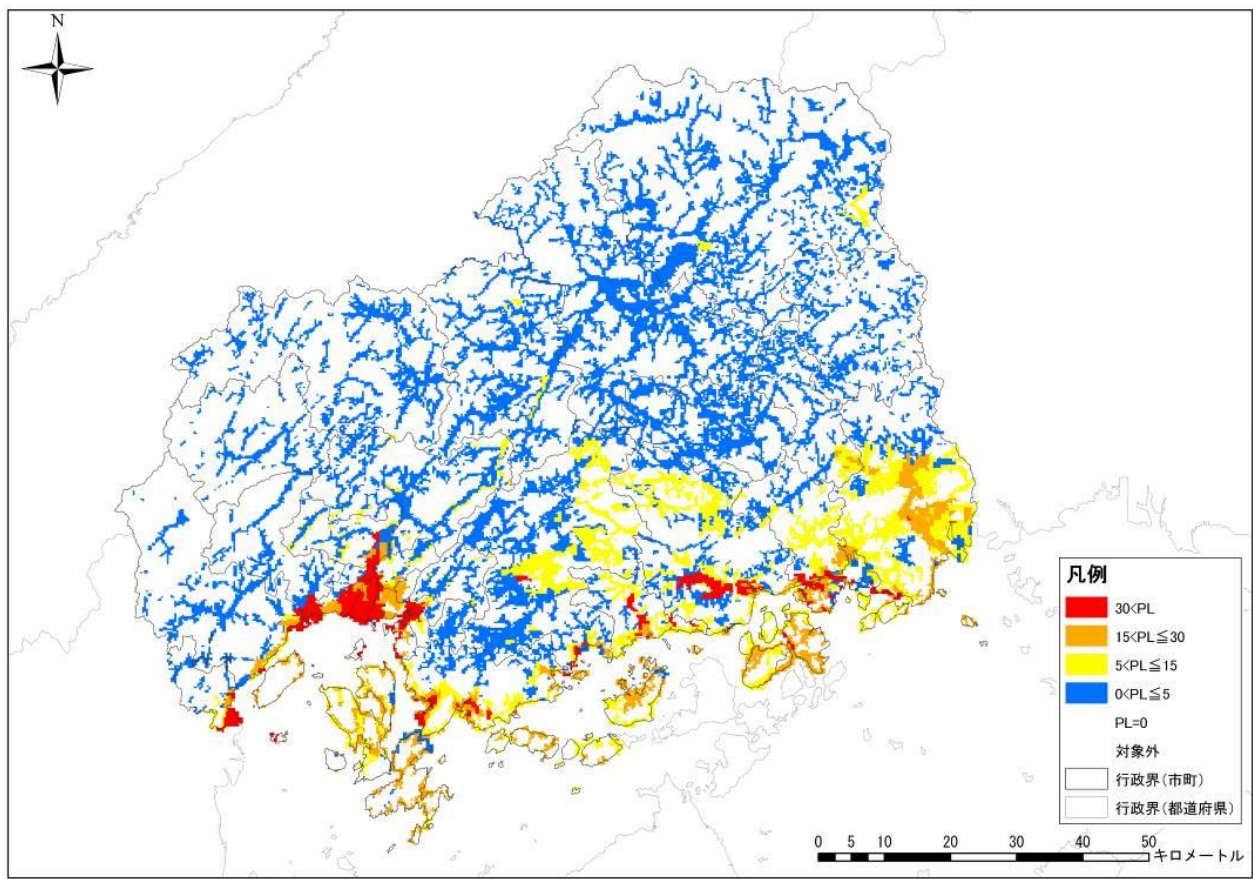
図－4（3） 震度分布



図－4（4） 震度分布

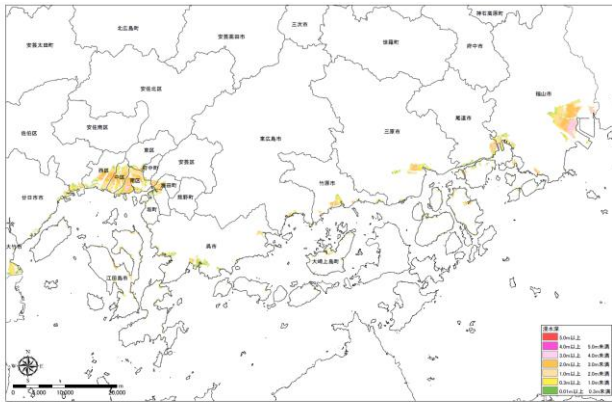


図－4（5） 震度分布

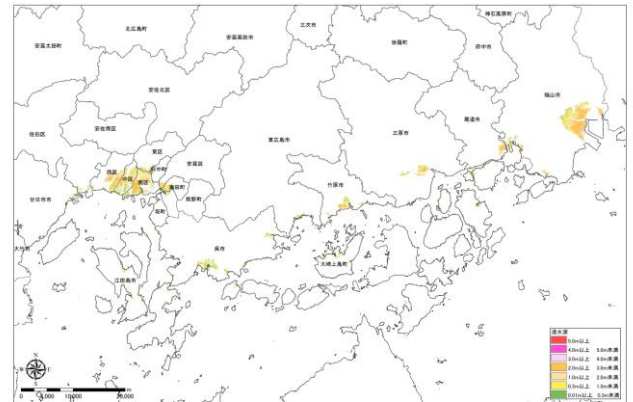


南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

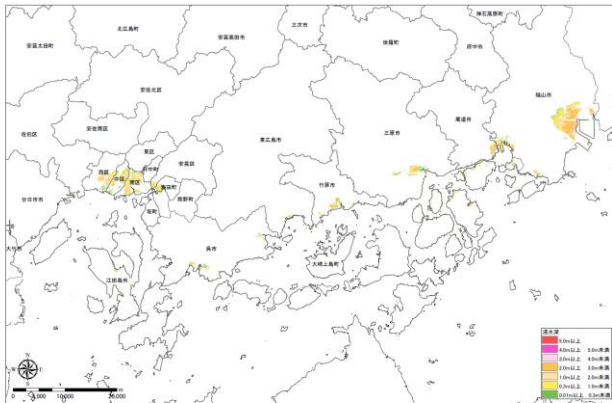
図－５ 液状化危険度分布（PL 値）



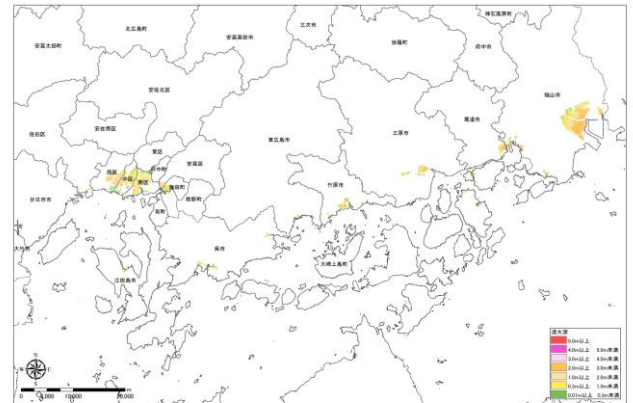
南海トラフ巨大地震（ケース1）



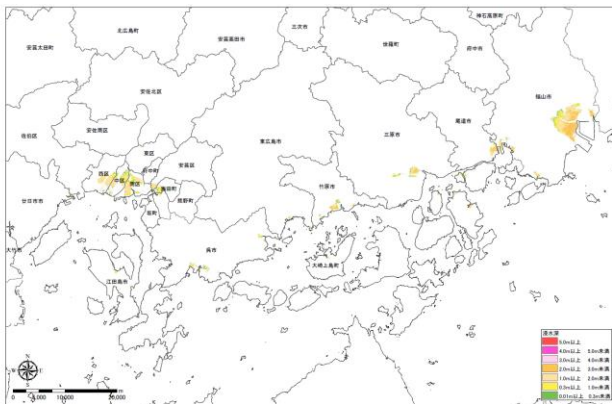
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震



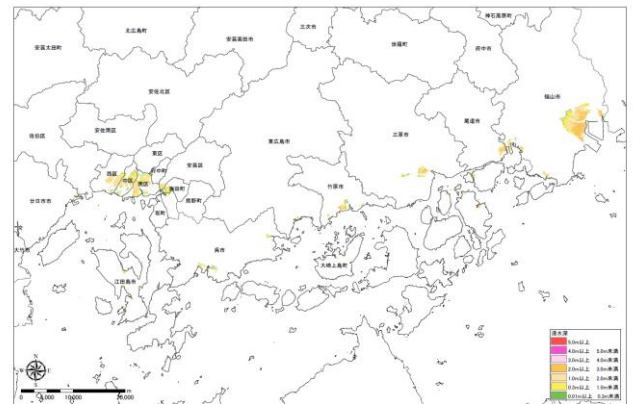
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震



石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震



安芸灘断層群（主部）の地震



安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震



図－6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

【参考】

■ 中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、M6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28年7月1日に公表した。

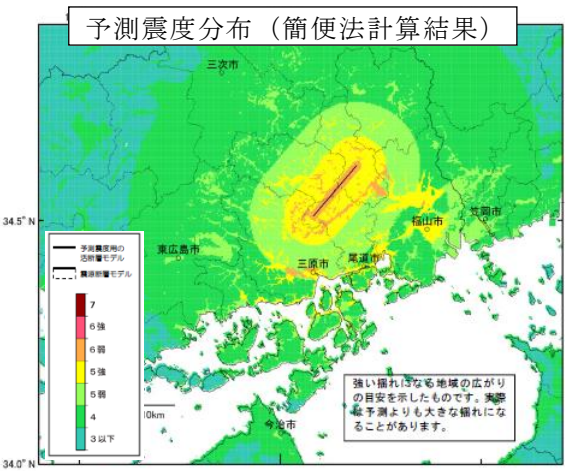
この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の5つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成29年2月21日に「長者ヶ原－芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。（既に、地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原－芳井断層」は除く。）

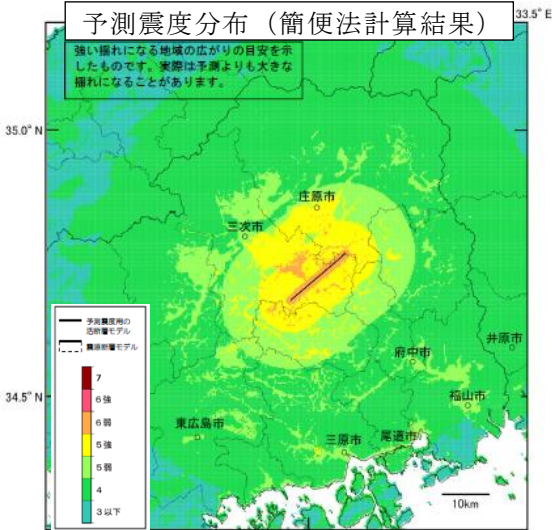
（1）宇津戸断層

区 分	内 容
位 置	府中市から世羅郡世羅町、尾道市にかけて分布
長 さ	約 12km
地震の規模	M6.7 程度
最 大 震 度	震度6強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



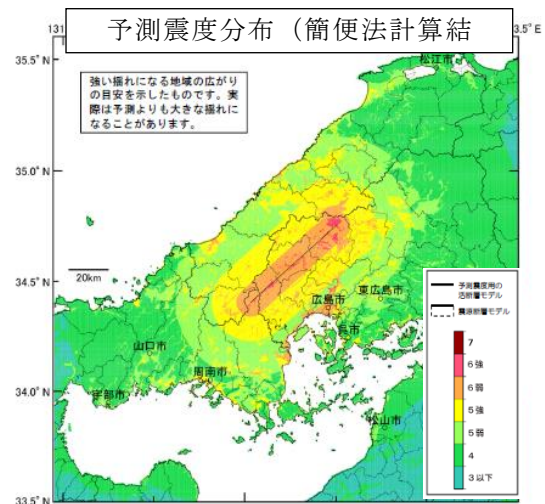
（2）安田断層

区 分	内 容
位 置	三次市に分布
長 さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最 大 震 度	震度6弱（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



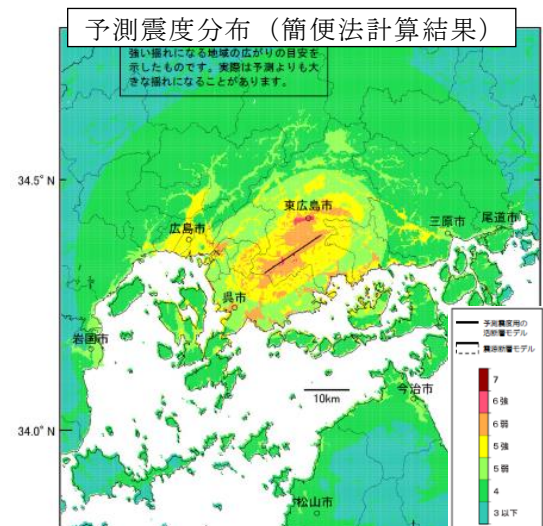
(3) 筒賀断層

区 分	内 容
位 置	山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布
長 さ	約 58 k m
地震の規模	M7.8 程度
最 大 震 度	震度 6 強 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



(4) 黒瀬断層

区 分	内 容
位 置	東広島市に分布
長 さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最 大 震 度	震度 7 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



(注) 予測震度分布 (簡便法計算結果 平成 28 年 12 月地震調査研究推進本部作成) について

- ・予測震度分布 (簡便法) は、強い揺れになる地域の広がりを目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
- ・地震の規模の評価結果がM6.8未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限M6.8を用いて評価し、予測震度分布を作成している

第9節 津波浸水想定

1 基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成25年3月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを使用し対応策等を検討する。

2 津波浸水想定

本県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下、「瀬戸内海活断層等」という。）を5ケース選定している。

(1) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部―伊予灘 ・安芸灘層群（主部） ・安芸灘層群（広島湾―岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

(2) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

ア 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

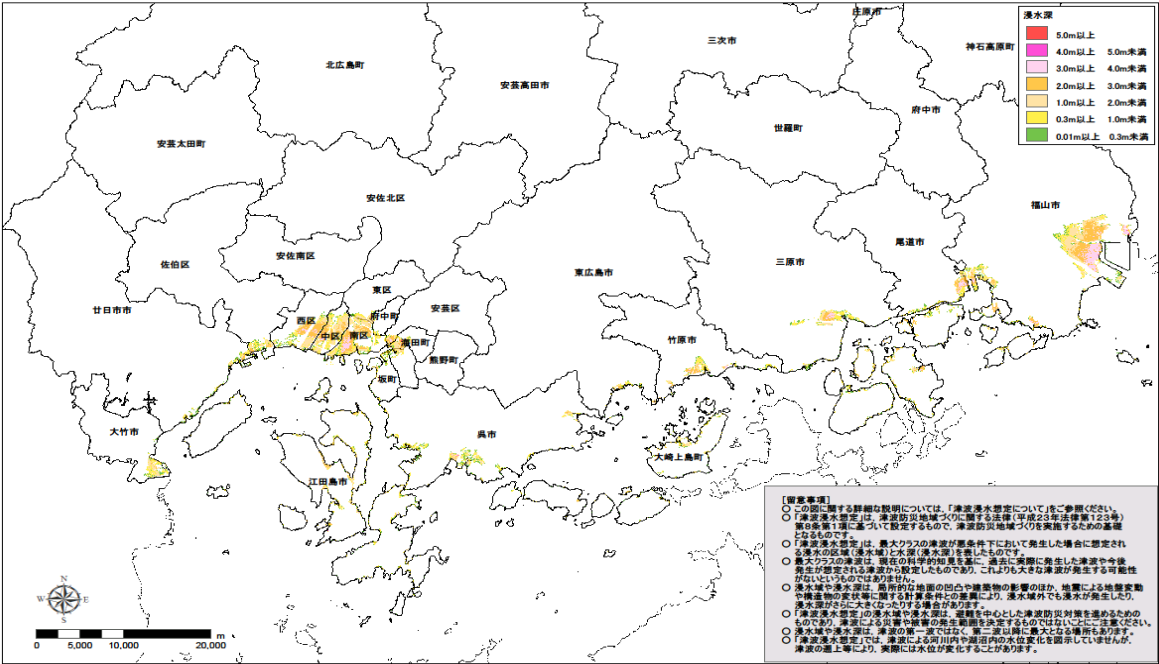
・初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定

・地震による地盤の沈下を考慮

・構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

広島県津波浸水想定図



浸水面積（最大の場合）

市町名	浸水面積（浸水深別）				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
広島市	3,817	3,463	2,432	1,188	2
呉市	1,218	864	272	57	1
竹原市	426	367	205	109	—
三原市	719	593	286	140	—
尾道市	1,191	948	479	266	1
福山市	3,355	3,037	2,326	1,438	2
大竹市	377	304	136	13	—
東広島市	113	90	39	16	—
廿日市市	343	237	78	17	1
江田島市	593	516	239	57	—
府中町	68	56	22	—	—
海田町	250	238	176	46	—
坂町	125	81	16	5	—
大崎上島町	252	191	66	11	—
県全体	12,847	10,987	6,770	3,364	8

（単位：ha）

- ※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。
- ※ 四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがあります。

- (3) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

ア 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

イ 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※１）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始時間 （分）（※２）
		うち津波の高さ （m）		
広島市	3.0	0.8	110	3
呉市	2.9	0.7	185	8
竹原市	2.4	0.4	140	18
三原市	2.8	0.8	108	20
尾道市	3.2	1.0	111	15
福山市	3.2	1.0	119	13
大竹市	2.7	0.7	41	1
東広島市	2.5	0.4	67	18
廿日市市	2.7	0.7	42	0
江田島市	3.1	1.1	18	0
海田町	2.9	0.7	109	0
坂町	2.7	0.9	164	0
大崎上島町	2.6	0.5	138	15

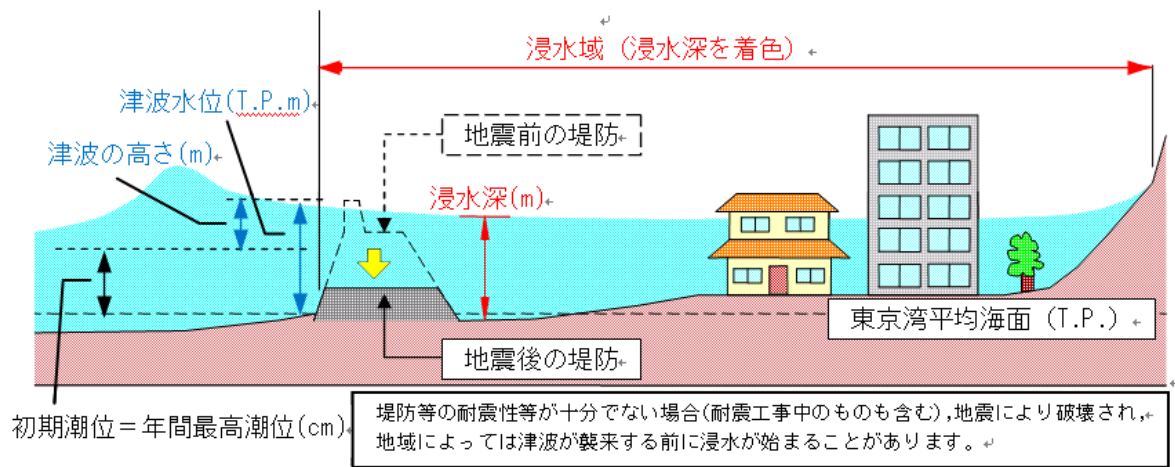
※１ 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２ 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

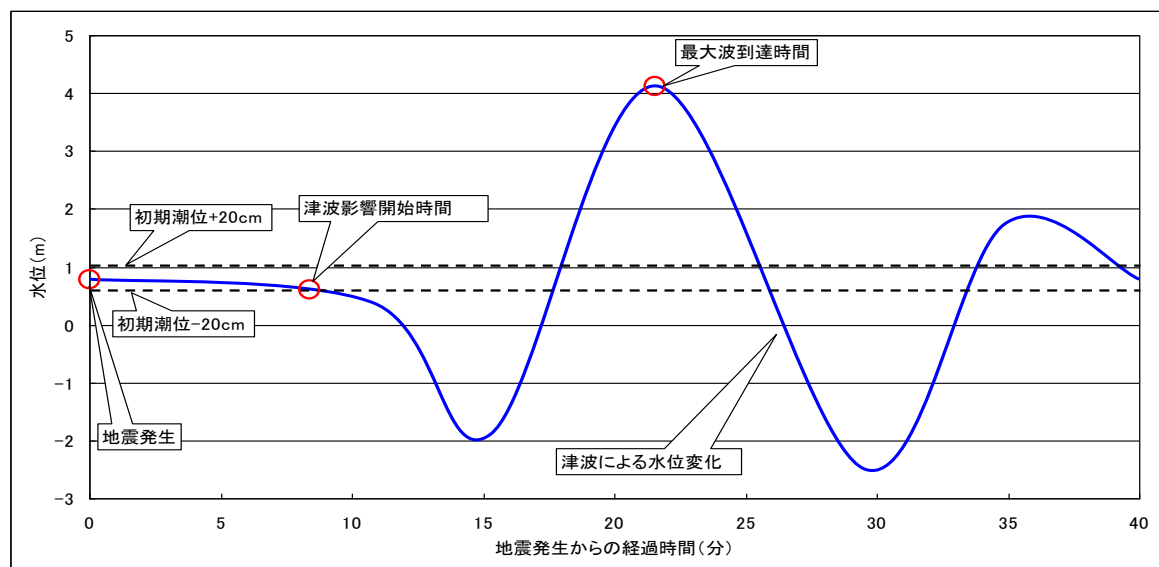
【参考】用語の解説

- ① 浸水域
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- ② 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- ③ 津波水位
津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）
※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。
- ④ 津波の高さ
津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差
- ⑤ 最大波到達時間
津波の最高到達高さが生じるまでの時間
- ⑥ 津波影響開始時間
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20 c m（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間
- ⑦ 水位変動
津波による水位変化の様子
- ⑧ 浸水面積
津波によって浸水する陸域の面積

「津波水位」の定義（広島県）



各用語の模式図



第 10 節 減災目標

1 方針

大規模地震はいつでもどこでも起こりうる状況であり、効果的な対策を着実に推進して被害の軽減を図るため、実効性のある減災目標を定める。

2 減災目標

地震の発生により想定される死者数、経済被害額を減少させる。

3 具体目標

対策項目	具体目標	関連計画	目標年度
小・中学校の耐震化	小・中学校耐震化率 100%	市総合計画	令和3年度
住宅の耐震化	住宅耐震化率 92%	市耐震改修促進計画	令和7年度
自主防災組織の拡充	自主防災組織率 80%	市総合計画	令和3年度
防災センター来館者数増	防災センター来館者数 2,500 人	市総合計画	令和3年度
耐震基準を満たす消防庁舎数	消防庁舎数 7 箇所 (すべての庁舎)	市総合計画	令和3年度

4 目標達成のための施策体系

具体目標のほか、被害軽減に資する対策目標について、定性的目標を定めて体系化し、総合的に被害軽減対策を推進する。

(1) 人的被害軽減関係施策

ア 揺れによって発生する死者数の軽減

(ア) 住宅等建築物の耐震化

具体目標 (定量的目標)	定性的目標
小・中学校の耐震化 (耐震化率 100%) 住宅の耐震化 (耐震化率 92%)	○公共建築物の耐震化 ○住宅の耐震診断推進 ○住宅の耐震改修推進

(イ) 火災対策

具体目標 (定量的目標)	定性的目標
○自主防災組織の拡充 (組織率 80%) ○防災センター来館者数増 (2,500 人) ○耐震基準を満たす消防庁舎数 (7 箇所)	○消防力の充実・強化 ○消防団の充実・強化 ○避難行動要支援者の支援対策推進 ○防災教育の推進 ○地域における防災訓練等の実施 ○緊急地震速報等の活用 ○エフエムおのみちのエリア拡充

(ウ) 居住空間内外における安全確保

具体目標（定量的目標）	定性的目標
○住宅の耐震化（耐震化率92%） ○自主防災組織の拡充（組織率80%） ○防災センター来館者数増（2,500人）	○海岸保全施設の整備 ○総合防災マップの整備・促進等 ○海拔表示板の整備 ○避難行動要支援者の支援対策推進 ○防災教育の推進 ○地域における防災訓練等の実施 ○緊急地震速報等の活用 ○エフエムおのみちのエリア拡充

イ 津波によって発生する被害の軽減

具体目標（定量的目標）	定性的目標
自主防災組織の拡充（組織率80%）	○総合防災マップの整備・促進等 ○海拔表示板の整備 ○津波防災訓練の実施

ウ その他重症者救命のための施策

(ア) 救助・救急医療体制の整備

具体目標（定量的目標）	定性的目標
耐震基準を満たす消防庁舎数（7箇所）	○迅速・的確な救出救助活動の実施 ○救助・救急医療体制の整備 ○広域的な連携の強化

(イ) 市の防災体制の充実

具体目標（定量的目標）	定性的目標
—	○災害対策体制の強化 ○実践的な防災訓練の実施

(2) 経済被害軽減施策

建物の倒壊等による資産への被害額軽減

具体目標（定量的目標）	定性的目標
○小、中学校の耐震化（耐震化率100%） ○住宅の耐震化（耐震化率92%）	○公共建築物の耐震化 ○住宅の耐震診断推進 ○住宅の耐震改修推進

(3) 発災時の対応と復興に向けた準備

発災時の対応とくらしの復興

具体目標（定量的目標）	定性的目標
自主防災組織の拡充（組織率80%）	○食料・生活必需品等の確保 ○被災者の住宅確保 ○生活・健康相談への対応 ○被災者への対応 ○災害ボランティア活動への支援

5 目標達成のための施策推進等

各防災機関は施策に沿って、地震・津波被害軽減のための対策を主体的に推進するとともに、市は、必要に応じて施策の見直しを行う

第2章 災害予防計画

【 基 本 編 】

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行なうべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災都市づくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査・研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 5 円滑な避難体制の確保等に関する事項
- 6 危険物等災害予防計画
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 広域避難の受入に関する事項

第2節 防災都市づくりに関する計画

1 方針

大規模災害発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

2 治山対策

本市の森林面積は、14、105ha（市域の約50％）であり、民有林がほとんどである。森林地帯の地質は、花こう岩を主とした酸性岩が広く分布しており、一般に保水力に乏しい土壌である。また、近年松枯れが拡大するなど森林資源の荒廃が進み、自然環境の悪化がみられる。

こうしたことから、森林のもつ土砂流出防止及び保水機能により、山地の崩壊を防止し、市域を保全し、あわせて森林資源の保護、育成を図るため、治山事業を積極的に推進し、保安林を中心に森林の保全に努めるとともに、国及び県策定の7ヵ年計画等に基づき、災害危険地域指定箇所を対象として林地崩壊防止事業等の推進に努める。

3 水害の防止

(1) 河川対策

平成20年10月、本市の幹線河川である御調川、藤井川、本郷川について、水防法第14条第1項の規定に基づき、広島県から浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の深さの指定を受けた。今後は、指定に基づき護岸改修等ハード整備の促進と併せ、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

ア 河川の改修等

地域の実態に応じて護岸改修及び危険箇所の再点検を図るとともに、土石流の発生しやすい河川についても、流域の土地利用計画を勘案しながら必要な河川事業・水防事業等を促進する。

特に、未改修河川や安全度の低下が予想される河川について、重点的かつ計画的な整備を行う。

イ 洪水予報等の伝達

市は、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM緊急放送、ケーブルテレビ放送、インターネット、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、広報車等により、洪水予報等の伝達を行うものとする。

ウ 浸水想定区域内に係る要配慮者が利用する施設の把握及び伝達体制の確保

市は、浸水想定区域内に位置する保育所、幼稚園、病院、社会福祉施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段について一覧を作成し、伝達体制を確保する。なお、伝達は原則FAXで行うこととする。施設の一覧は防災計画【付属資料】に記載する。

エ 浸水想定区域、避難に関する情報等の周知

市は、ハザードマップの作成・配布、インターネット等により浸水想定区域、避難に関する情報等を住民に周知するものとする。

オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、県が作成した浸水想定区域図及び各種データに基づき、洪水に係る避難計画検討報告書を作成し、住民と協働した訓練・研修を通じて報告書の実証・検証を行い、地域特性に応じた避難体制の構築を図るものとする。

カ 地下街等の避難確保対策

本市においては、水防法第15条第3項の規定に基づく地下街等の施設は存在しないが、避難時に危険箇所となるアンダーパスなどをハザードマップ等により周知し、避難の安全確保を図るものとする。

(2) 排水及び高潮対策

本市は、地形条件に恵まれ波浪による被害は少ないが、尾道水道を挟む両岸や島しょ部の沿岸地域では低地帯が多く、台風等の異常気象時には高潮によりしばしば浸水被害が起きている。今後は、こうした災害から、人家、人命を守るため、十分な防止対策を講じるよう努める。

ア 市街地内における円滑な排水処理を促進するため、排水ポンプ場の整備に努める。

イ 河川の氾濫を防ぐため、河床の低下工事などの適切な対策を講じるとともに、河川事業を促進する。

ウ 海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これらの施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡

エ 風水害による堤防決壊等二次災害防止のため、ゼロメートル地帯等を中心に堤防等について、堤防強化、地盤改良等の防災性の向上を促進する。

4 急傾斜地の崩壊対策

本市においては、台風や集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により居住者、その他の財産等に危害を生ずるおそれのある箇所がある。

当該箇所のうち、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、ハザードマップの作成・配布、ホームページへの掲載等により住民に周知を図るとともに、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、「土砂災害の危険が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、地域防災計画に位置づけられている避難場所及び「社会福祉施設等要配慮者関連施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、次の採択基準により必要な事業を実施し、崩壊防止整備を推進する。

ア 急傾斜地の高さが5m以上であること。

イ 傾斜度が30度以上であること。

ウ 想定被害区域内に人家がある場合。

5 ため池対策

本市では、小規模なため池に水源を求めた開田が有史以来進められ、多くのため池が存在している。これらのため池の90%以上は、大正時代以前に造られており、今日の農村における高齢化、混住化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化がさらに進んでいることから、決壊等のおそれのある危険なため池は年々増加している。また、多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、ため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び管理者等は緊急連絡体制を整備する。

管理者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

管理者等を確認することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

市及び県は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

6 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

市及び県は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市及び県は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性・津波災害対策の向上

市及び県は、庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努める。また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

ウ 学校の津波対策

市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対

策について努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路等の整備

ア 橋梁の耐震性の向上

幹線道路、橋梁について、軟弱地盤、斜面等を重点に安全性の点検を行い、安全性の向上が必要であれば補修、補強、架替等を行うよう努める。また、都市計画道路網の機能的な配置計画により、広幅員の道路の整備に努める。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された国道、県道については、それぞれの関係機関へ適切な整備の促進を要請する。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 沿道建築物の耐震化対策の推進

市及び県は、尾道市耐震改修促進計画（第3期計画）及び広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備する。

ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

ウ 消火用水・生活水の確保

河川水、海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備に努める。

(4) 港湾の整備

東日本大震災の国の調査結果と整備基準・設計基準の見直しを受けた広島県の港湾・漁港の設計マニュアル等により整備する。

ア 耐震強化岸壁の整備

災害が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するため、耐震強化岸壁の

整備を図る。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

(5) 鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

7 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

尾道市耐震改修促進計画（第3期計画）及び広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物及び観光施設周辺の防災性の向上

県は、市内に所在する国・県・市指定等の文化財を収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市及び所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

本市は、坂を特徴とする市街地であるとともに、また歴史的な街並みや古くからの神社等が観光名所となっている。

したがって、災害時には家屋等の倒壊や延焼火災等の発生が予想されるため、これら観光施設等については指定文化財に準じた防災対策や観光客の安全確保のため、観光施設周辺における防災性の向上に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 市営住宅の耐震化の推進

既設市営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密

集市街地に重点を置いて老朽市営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している市街地周辺部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

8 盛土

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

9 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(7) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(4) 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

(9) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(7) 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホー

ル内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ ガス

ガス設備全般について、耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう整備を進める。

特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震・津波発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震・津波発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

オ 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化を推進する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- e 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- f 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

10 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

第3節 市民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、市、県、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性にに基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、県は個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、市民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(2) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

市民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(7) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 地震・津波災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震、津波被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。以下本節中に同じ。）により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。

また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

- (j) 地震・津波は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得ー陸地にいる人の場合>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。
また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、デジタル防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得ー船舶の場合>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注1）港外：水深の深い、広い地域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 地震・津波に対する一般知識
- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保

- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- l 自動車運転時の心得
- m 救助・救援に関する事項
- n 安否情報の確認に関する事項
- o 津波浸水想定図
- p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障害者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策

(ウ) 実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b テレビ、ラジオ、デジタル防災無線による普及啓発
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- d 映画、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- h その他時宜に即した方法による普及啓発

ウ 地震・津波教育、啓発

(ア) 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- a 地震・津波に関する一般的な知識
- b 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

(イ) 児童生徒等に対する教育

市及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(ロ) 自動車運転者に対する啓発

県、県警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震・津波発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(ハ) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震・津波災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(ニ) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震・津波災害に対する普及啓発活動を実施する。

エ 災害教訓の伝承

国等は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく

ため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市は資料提供などの協力を行う。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとするを目的とする。

災害想定については、風水害、地震・津波等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 実施事項

ア 防災訓練の実施

(ア) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、水防活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、他の都道府県との広域応援、海難救助、山岳遭難者の救助活動、避難救助及び非常招集、海上における大規模な流出油等災害対策、緊急地震速報を利用した安全確保行動、その他防災に関する活動とする。

(イ) 市、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(ウ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(エ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 地震・津波に備えた訓練

(ア) 職員の動員訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(イ) 通信運用訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

(ウ) 津波避難訓練

a 市、県及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

b 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実

践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

- c 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

ウ 防災訓練に対する協力等

- (ア) 市及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (イ) 各防災関係機関は、市や県が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(3) 実施方法

市は自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

4 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進
- ウ 女性消防団員の入団促進
- エ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進
- オ 消防団員の活動環境の整備
- カ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織

化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施内容

市は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(3) 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。
- イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(4) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
- (オ) 救出救護活動
- (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(5) 県の協力・支援

県は、市の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。

また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 実施内容

ア 市及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものと

する。

ウ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、マニュアルに明記し、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

エ 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 市及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

キ 広島県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市及び県は、それを支援する。

ク 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市、県、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

(2) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。このため、市及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、市及び県は、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築に資する事業継続計画（ＢＣＰ）の構築支援など、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 市民運動の推進

(1) 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第4節 調査・研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるために、災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定し、被害想定調査を実施する。この調査の結果は、県の地震・津波災害対策の基礎データとするとともに、市や防災関係機関等へも資料を提供して、その活用を図ることとする。
- (2) 市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 市の配備動員体制

市はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

イ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

ウ 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ デジタル防災無線等による情報伝達

市は、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。以下本節において同じ。）による伝達やインターネット、CATV等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、デジタル防災無線、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール各種アプリケーションを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

(3) 緊急地震速報の伝達関係

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、デジタル防災無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 津波警報等の伝達関係

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、デジタル防災無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、ＣＡＴＶ、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 住民等の避難誘導関係

本計画第２章第５節の２「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

(6) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

市及び県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ デジタル防災無線等による情報伝達

市は、デジタル防災無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 災害広報実施体制の整備

市及び県は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、

被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。

ウ 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備やデジタル防災無線、IP通信網、CATV網、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

ウ 市及び県は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 市及び県は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

オ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

ク 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア 市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。

ウ 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

ア 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に係る防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

ア 連携体制

市及び県は、地震災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 通信手段の確保

市及び県は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(7) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(4) 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(7) 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(4) 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(7) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、市及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び市が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、県及び市が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、市に対する周知徹底に努めるものとする。

市及び県は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

また、広島県地域防災計画に位置づけられた第1次、第2次緊急輸送道路及び市で定めた道路（第3次緊急輸送道路）を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定する。なお、市は、耐震改修促進計画により沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の指定

の検討を行う等、耐震化対策の推進に努める。

ア 地震時に通行を確保すべき道路の指定

区 分	路線名称	管理者
第1次緊急輸送道路 (県指定)	山陽自動車道	西日本高速道路(株)
	西瀬戸自動車道	本州四国連絡高速道路(株)
	尾道自動車道	国
	国道2号	県
	国道2号(尾道バイパス)	国
	国道184号	県
	国道486号	県
	県道48号府中松永線	県
	県道55号尾道三原線	県
	市道大新西新涯線	市
第2次緊急輸送道路 (県指定)	国道317号	県
	県道365号戸崎下組線	県
	県道377号向島循環線	県
	県道389号草深古市松永線	県
	県道367号中庄重井線	県
	県道120号中庄土生線	県
	県道81号生口島循環線	県
	県道366号西浦三庄田熊線	県
第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	市道防地間谷線	市
	市道松永バイパス側道7号線	市
	市道新高山1号線	市
	市道新高山5号線	市
	市道尾道駅前尾崎線	市
	市道西御所1号線	市
	市道西御所4号線	市
	市道尾道駅前東手崎海岸線	市

※市域には県が指定した第3次緊急輸送道路がないため、市指定道路を第3次緊急輸送道路とした。

※県指定道路と市役所、市民病院、尾道西消防署を結ぶ道路を、市指定道路とした。

地震時に通行を確保すべき道路の位置図



7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

市及び県は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市及び県は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

市及び県は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

ア 県

(ア) 市と連携して、災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 市・関係機関等と連携・協力し、ドローン等の活用による輸送体制の強化及び衛星通信機器等の通信手段の確保

イ 市

(ア) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備

(ウ) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備

(エ) 防災行政無線、IP通信網、CATV網、衛星通信など情報通信手段の確保

(オ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

(カ) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

市及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 市及び県は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 市、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

(イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(ロ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 知事は、災害時に備えて、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

(3) 生活必需品等供給関係

市及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

市及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

9 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、県が「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

1 0 電源の確保

市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

1 1 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

1 2 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

1 3 建設業等の担い手の確保・育成

市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

1 4 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

1 5 男女共同参画の視点に立った取組

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

1 6 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者（市立学校にあつては市教育委員会、県立学校及び私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）にあつては、学校長、公立大学にあつては学長）は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（市立学校（幼稚園を除く。）にあつては市教育委員会、県立学校及び私立中・高等学校にあつては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

学校法人等が設置する私立学校については、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

(4) 文化財の保護

県及び市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(5) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

1 7 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

1 8 上下水道施設の対策

(1) 上下水道施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

(2) 上下水道施設が被災した場合の対応

市及び県、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制を整備するとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害等が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 洪水浸水想定区域等の指定

(1) 洪水浸水想定区域の指定

県による洪水浸水想定区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

オ 施設の名称及び所在地

カ 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県による土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、地域防災計画において、警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

ウ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

エ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

オ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

カ 避難訓練の実施

(3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

3 津波災害警戒区域の指定

県による津波災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

(1) 津波に関する予報等の伝達方法

(2) 避難場所及び避難経路に関する事項

(3) 避難訓練に関する事項

(4) その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事

(5) 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

ア 施設の名称及び所在地

イ 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

4 ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域等」という。）、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(1) 地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害及び津波に関する情報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(4) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

5 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

ア 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 観光地としての安全避難への配慮

(ア) 観光施設における避難計画

市外からの観光客等不特定多数の人々の訪れる観光施設等にあつては、災害時に迅速かつ安全な避難ができるよう、平常時から避難計画をたてておく。

(イ) 観光関連業者による自主防災体制の組織化

観光施設、宿泊施設等の観光関連施設の責任者や管理者は、それぞれまとめた地区ぐるみの自主防災体制の組織化に努め、観光客に対する安全な避難対策を図るとともに、初期消火、救出や搬送等の応急活動が行えるようあらかじめ活動の分担や訓練等ができるよう、市は指導に努める。

エ 市及び県は、居住者等が津波来襲時に適確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

オ 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(2) 地下街等の避難計画

地下街等（地下街、デパートの地下売り場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階）の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。

特に、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

(7) 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- b 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県は、市が開設する避難所の運営体制を充実させるため、避難所運営マニュアルの作成に向け、必要な助言等を行うものとする。

市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(6) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基

づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

エ 市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

6 住民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、高潮、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

市、県及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び29条に基づき、地すべりなどの重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの指示の発令に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知し、併せて一般に周知する。

県は、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域の指定・公表を行い、安全な国土利用や警戒避難体制の整備の支援に努める。

市及び県は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

7 指定避難所等の整備

- (1) 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
 - イ 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等
 - ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ
 - エ 要配慮者にも配慮した施設・設備
 - オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報方の入手に資する機器
 - カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
 - キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。
 - ク 指定避難所の電力容量の拡大
 - ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- (2) 市及び県は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。
- (3) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (6) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (8) 市及び県は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- (9) 市は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、市及び県は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関との連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第5節の3 危険物等災害予防計画

1 方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

ウ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

エ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、市及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

(ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震・津波時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ロ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震・津波時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震・津波時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

県（委譲事務を実施する市を含む。）は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震・津波が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県（委譲事務を実施する市を含む。）へ通報するよう指導する。

第5節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確保する。

2 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消火用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

3 実施方法

市は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮した被害想定調査結果や、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として市への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

ア 市

庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保にあたっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

イ 県

防災拠点施設等の県有施設及び民間倉庫等に備蓄する。

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院、災害協力病院及び県立病院への備蓄を考慮する。

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭、企業、市及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

備蓄量

(ア) 各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがある

るため、各家庭、企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(7) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の1日分程度の備蓄に努める。

(4) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市、県及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品、医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市、県及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

市、県及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市、県及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市、県及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

市、県及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

市、県及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

市及び県は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

市及び県は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を積極的に推進する。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。また、必要に応じて、県と（公財）ひろしま国際センターが協議して設置する「災害多言語支援センター」に、多言語での情報発信や避難所での通訳支援等の協力を求める。
- (2) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害等災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮するよう努める。
- (3) 在宅の要配慮者に対しては、高齢者等の福祉対策と連携を図り、緊急連絡等サービス等を活用する等の環境整備に努めるとともに、現行の福祉サービスの普及について、該当する市民に対して一層の周知・啓発に努める。
- (4) 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市及び県は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市及び県は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市及び県は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市、県及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

市及び県は、連携して高齢者や障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

市及び県は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局などの関連部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を収集し、全市で一括してリストアップした名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 要支援者名簿に掲載するものの範囲

在宅の者で次のいずれかに該当し、かつ一人暮らしの者、または同居親族がいる場合は、その者が次のいずれかに該当する者で構成された世帯に属する者。

(ア) 75歳以上

(イ) 介護保険の要介護3以上

(ロ) 身体障害者手帳1・2級

(ハ) 療育手帳㊤・A

(ニ) 精神障害者保健福祉手帳1級

(ホ) 登録を希望し、市長が特に認める者

ウ 要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

対象となる要援護者の範囲や要援護者の概数等の全体像を把握する必要があるため、次の情報から抽出した①氏名②性別③生年月日④住所⑤電話番号⑥身体等の状況（介護認定の有無、障害手帳の有無）⑦ハザード情報を一元管理する。

(ア) 住民基本台帳

【市民生活部市民課】

(イ) 要介護認定台帳

【福祉保健部高齢者福祉課】

(ウ) 身体障害者手帳台帳	【福祉保健部社会福祉課】
(エ) 療育手帳台帳	【広島県】
(オ) 精神障害者保健福祉手帳台帳	【広島県】
(カ) ハザード情報	【広島県】

エ 要支援者名簿の更新

要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援が必要とする事由を適切に反映したものとなるよう原則年1回は追加・更新等を行うとともに、関係者等の届け出により随時追加するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

オ 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

(6) 個別避難計画

ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ク 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(7) 地域の避難支援関係団体への避難行動要支援者情報の提供

ア 地域の避難支援関係団体への要支援者名簿及び個別避難計画の提供

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者の同意を得て、平常時より避難支援関係団体に要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、協力を得ながら避難支援等の体制づくりを進める。

また、市が避難指示を発出した場合は災害対策基本法第49条の11第3項の規定を適用し、災害種別や地理的条件を総合的に勘案して必要な場合には、情報提供について不同意の者も含め、対象地域に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援関係団体に提供する。

なお、避難支援関係団体は次のとおりとする。

- (ア) 自主防災組織及びそれに準ずる団体
- (イ) 尾道市連合民生委員児童委員協議会
- (ウ) 尾道市消防局
- (エ) 尾道市消防団
- (オ) 尾道警察署
- (カ) 福山西警察署
- (キ) 地域包括支援センター
- (ク) 尾道市障害者サポートセンターはな・はな
- (ケ) その他市長が特に必要と認める団体

イ 名簿情報の提供に際しての漏えい防止措置

地域の避難支援関係団体へ避難行動要支援者情報を提供する場合は、個人情報の取扱いについて記した誓約書を提出してもらい守秘義務を確保する。

(8) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、避難行動支援者避難支援計画（全体計画）において、要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(9) 避難支援関係団体など関係者の安全確保

各地において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう平常時より説明を行う。

避難支援等関係者にあつては避難行動要支援者の救助に際し自身の生命が危険にさらされることがないように地域内でのルールづくりを行う。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

- (1) 市及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

- (2) 市は、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

6 要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、水害や土砂災害、津波が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第7節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から県を通じて、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受入

- (1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市町と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- (2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

- (2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

第 3 章の 1 災害応急対策計画

【 基 本 編 】

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害発生を防ぎよ及び拡大防止について、迅速、的確かつ実効性のある応急措置の実施を期するため、災害応急対策責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。）の行なうべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生直後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 9 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 10 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 11 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 12 自発的支援の受入れに関する事項
- 13 文教計画に関する事項
- 14 災害救助法適用計画に関する事項
- 15 海上災害応急対策に関する事項
- 16 突発的災害における応急対策計画に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

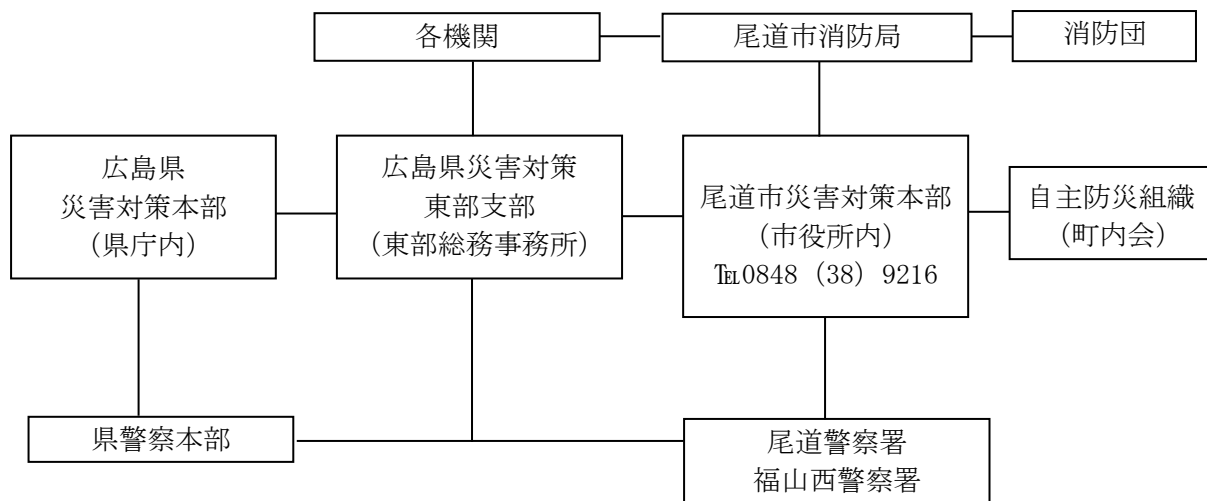
第1項 配備動員計画

1 災害組織計画

大規模な災害の発生時には、市はできる限り迅速にそれぞれの分掌する事務分野において、災害の自然災害発生の危険性が事前に予知される場合には、それぞれの行政事務に従事する各部課の職員をもって、直ちに適切な警戒態勢をとり、また災害が発生した時には、災害発生初期の応急対策を実施し、被害の救援に当たるとともに、他の防災関係機関と速やかに連絡を取り合い、協力体制の確立を図る。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行っていく。

(1) 組織系統



(2) 平時の配慮

市は、平時から気象情報等に注意し、防災関係機関等から災害に関する情報を収集する。

(3) 体制

気象情報、その他災害に関する情報等により、災害発生が予想されるとき及び市長若しくは尾道市災害対策本部条例に定める本部設置責任者が必要と認めるときは、情報収集、その通報及び警戒を強化するため、おおむね以下の基準に基づいて適切な警戒態勢をとる。

区分	種別	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	風水害	・市に気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動。
	地震・津波	・市内で震度4を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	
	その他	・大規模な火災、爆発、事故が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	
警戒体制	共通	・災害対策本部を設置したとき	災害対策本部・支部を設置した体制。事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策。
	1号	・一部地域に避難情報を発令する必要があるとき	
	2号	風水害 ・市に気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表され、市長が必要と認めたとき ・市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・1号体制から体制を強化する必要があるとき	
	地震・津波	・市内で震度5弱を観測したとき ・市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき	
	その他	・大規模な火災、爆発、事故が発生し、市長が必要と認めたとき	
非常態勢	1号	風水害 ・広範囲に避難指示を発令する必要があるとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施。
		地震・津波 ・市内で震度5強以上を観測したとき ・広島県に津波注意報が発表されたとき ・震度5弱以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき ・地震発生により、大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき	
	2号	風水害 ・市内に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・1号体制から体制を強化する必要があるとき	
		地震・津波 ・市内で震度6弱以上を観測したとき ・広島県に津波警報が発表されたとき ・勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震を観測したとき ・震度5弱以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき ・1号体制から体制を強化する必要があるとき	

(4) 災害対策本部を設置しない程度の災害

災害対策本部を設置しない程度の災害発生については、尾道市行政組織規則に基づき、各主管の長においてそれぞれ災害防止にあたり、対策全般の総合調整を総務部長が行う。

- ア 各主管の長は、それぞれの主管業務に関する災害発生を知った場合、直ちに必要事項を総務部長に連絡する。
- イ 総務部長は、各主管の長からの報告を集約し、必要な指示を出し、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。
- ウ 災害応急対策実施後、各主管の長は、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等遅滞なく処理し、その大要を総務部長に報告する。

(5) 災害対策本部を設置する場合

ア 設置の決定

市長は、市内に被害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な対策を講じるため、必要があると認める場合、災害対策本部を設置する。

なお、市長が不在で連絡困難な場合には、副市長が市長に代行して災害対策本部を設置する。

- (ア) 総務部長は、気象情報並びに各主管の長の報告をもとに災害対策本部設置について遅滞なく、市長若しくは災害対策本部設置責任者に報告し、災害対策本部設置について指示を受けねばならない。
- (イ) 災害対策本部設置に必要な事項は、尾道市災害対策本部設置条例に定めるところによる。
- (ウ) 災害対策本部長は、尾道市災害対策本部規程に基づき直ちに組織動員計画を策定し、速やかに災害応急対策を実施する。

イ 設置基準

- (ア) 気象業務法に基づく暴風雨、大雨、又は洪水、その他の警報が発せられ、市長が必要と認めたとき。
- (イ) 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表されたとき。
- (ウ) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (エ) 津波注意報・警報が発せられたとき。
- (オ) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (カ) 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき。
- (キ) その他市長が必要と認めたとき。
- (ク) 災害の規模、内容等必要に応じ現地対策本部を設ける。
- (ケ) 災害対策本部の体制は、地震・津波の発生時における警戒体制及び風水害発生時における警戒2号体制、並びに非常（1号）体制、非常（2号）体制とし、事態の推移に伴い、順次、体制を強化する。尾道市災害対策活動要領においてそれぞれの体制を定める。

ウ 伝達

本部長は、本部の開設を決定したときは、直ちに班長に連絡するとともに県（危機管理監）に報告する。

エ 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は特別の場合を除き尾道市本庁舎におくこととし、庁舎が支障をきたすような場合は尾道消防防災センターにおく。

オ 廃止の決定

本部長は、市内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するとともに直ち各班長に連絡し、また県（危機管理監）に報告する。

カ 廃止基準

- (ア) 災害発生のおそれが消滅したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他、本部長が必要なしと認めたとき。

キ 災害対策本部・事務分掌
災害対策本部・事務分掌

部 名	班 名 (班長担当職)	分 掌 事 務	構 成 員
本 部 長 (市 長)	総 括 班 (総 務 課 長) (情報システム課長) (因島総合支所市民生活課長) (瀬戸田支所住民福祉課長) (御調支所まちおこし課長) (向島支所しまおこし課長) (災害対策本部要員)	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 各部の総合調整及び連絡に関すること。 5 気象情報の収集及び通報に関すること。 6 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 7 自主防災組織の育成・指示に関すること。 8 避難情報等に関すること。 9 応援派遣の要請に関すること。 10 車両の配車計画に関すること。 11 防災ボランティアに関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 支所との連絡調整及び情報伝達に関すること。	○総 務 課 ○情報システム課 ○因島総合支所市民生活課 ○瀬戸田支所住民福祉課 ○御調支所まちおこし課 ○向島支所しまおこし課 上記各課職員 ○災害対策本部要員
副 本 部 長 (副 市 長)	職 員 班 (職 員 課 長)	1 本部職員の動員計画に関すること。 2 応援班の編成に関すること。 3 本部職員の宿舎及び給食に関すること。	○職員課職員
本 部 (総 務 部 長) (企画財政部長) (議会事務局長) (因島総合支所長) (瀬戸田支所長) (御調支所長) (向島支所長)	企 画 班 (政 策 企 画 課 長)	1 本部長の特令に関すること。 2 本部長の指揮命令の伝達に関すること。 3 担当管内の情報の収集及び応急対策に関すること。	○政策企画課職員
	広 報 班 (秘 書 広 報 課 長) (議会事務局次長) (選 管 事 務 局 長) (監 査 事 務 局 長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害及び被害情報の広報に関すること。 3 気象情報の周知に関すること。 4 被災者の安否問い合わせに関すること。 5 災害視察者、見舞者の応援に関すること。	○秘書広報課 ○議会事務局 ○選管事務局 ○監査事務局 上記各課職員
	経 理 班 (財 政 課 長) (会 計 課 長)	1 災害対策本部の経理に関すること。 2 災害対策資材その他物品の購入並びに出納に関すること。 3 住宅被災者に対する融資等に関すること。 4 中小企業被災者に対する融資に関すること。	○財政課職員 ○会計課職員
	調 査 班 (市 民 税 課 長) (資 産 税 課 長) (収 納 課 長)	1 住家被害の調査と罹災証明書の交付に関すること。	○市民税課職員 ○資産税課職員 ○収納課職員
	庶 務 班 (浦崎・百島支所長)	1 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。 2 地元消防団並びに住民との連絡に関すること。 3 住民に対する広報に関すること。	○各支所職員

	応 援 班 (美 術 館 長)	1 災害応急対策全般の応援に関する事	○美 術 館 上記各職員
消 防 部 (消 防 局 長) (消 防 団 長)	消 防 班 (消 防 局 次 長) (尾 道 消 防 署 長) (尾 道 西 消 防 署 長) (因 島 消 防 署 長) (副 団 長)	1 消防、水防に関する事。 2 災害の予防、応急対策に関する事。 3 人命の救急救助と財産の保護に関する事。 4 部にかかる被害調査に関する事。 5 災害後の安全対策に関する事。 6 災害警戒の広報及び指導に関する事。 7 避難の指示に関する事。	○消 防 局 職 員 ○各消防署職員 ○消 防 団 員
応 急 対 策 部 (建 設 部 長)	庶 務 班 (契 約 課 長) (用 地 課 長) (まちづくり推進課長)	1 建築部各班の連絡調整に関する事。 2 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 3 道路・河川・堤防・がけ崩れパトロールに関する事。 4 部にかかる災害相談に関する事。 5 部にかかる関係庶務に関する事。	○契 約 課 ○用 地 課 ○まちづくり推進課 上記各課職員
	土 木 班 (土 木 課 長) (維 持 修 繕 課 長) (因島総合支所しまおこし課長) (因島総合支所施設管理課長) (御調支所まちおこし課長) (向島支所しまおこし課長) (瀬戸田支所しまおこし課長)	1 土木関係災害の調査に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関する事。 3 土木関係業者に対する協力要請に関する事。 4 道路、河川、堤防、山崩れ等応急対策に関する事。 5 作業隊の指揮監督に関する事。 6 障害物の除去に関する事。 7 市街地の損壊家屋等の対策に関する事。 8 災害危険区域の非常警備に関する事。 9 建築関係業者の動員に関する事。 10 宅地の危険度判定に関する事。 11 市街地の排水対策に関する事。 12 ポンプ所及び樋門の保全に関する事。	○土 木 課 ○維持修繕課 ○因島総合支所 しまおこし課 ○因島総合支所 施設管理課 ○御調支所 まちおこし課 ○向島支所 しまおこし課 ○瀬戸田支所 しまおこし課 上記各課職員
	輸 送 対 策 班 (土 木 課 長) (維 持 修 繕 課 長)	1 緊急輸送計画の企画・立案。 2 緊急輸送に係る他機関との連絡調整。 3 臨時輸送拠点の確保。	○土 木 課 職 員 ○維持修繕課職員
	建 築 班 (建 築 課 長)	1 市有建物の災害防止と応急対策に関する事。 2 応急住宅の建築に関する事。 3 建物の危険度判定に関する事。	○建 築 課 職 員
	港 湾 班 (港 湾 振 興 課 長)	1 港湾関係情報の収集報告に関する事。 2 港湾関係の災害応急対策に関する事。	○港湾振興課職員

福祉・医療対策部 (福祉保健部長) (病院管理部長) (市民病院事務部長) (みつぎ総合病院事務部長)	災害救助班 (社会福祉課長) (高齢者福祉課長) (子育て支援課長) (因島福祉課長) (御調まちおこし課長) (向島しまおこし課長) (瀬戸田支所住民福祉課長)	1 要配慮者の避難支援及び救護に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 救援物資の配給に関する事。 4 指定避難所の設置に関する事。 5 生業資金、更正資金に関する事。 6 被服、寝具その他の生活必需品の給与、貸与に関する事。 7 在園中の保育児の避難に関する事。 8 災害時の応急保育に関する事。 9 遺体の対策及び身元調査に関する事。 10 部に係る連絡調整に関する事。 11 義援金品の受付、配分に関する事。 12 見舞金に関する事。 13 部にかかる災害相談に関する事。	○社会福祉課 ○高齢者福祉課 ○子育て支援課 ○因島福祉課 ○御調支所 まちおこし課 ○向島支所 しまおこし課 ○瀬戸田支所 住民福祉課 上記各課職員
	医療・保健活動班 (市民病院経営企画課長) (市民病院総務人事課長) (市民病院医事課長) (市民病院看護部長) (みつぎ総合病院事務部次長) (みつぎ総合病院看護部長) (健康推進課長) (御調保健福祉センター所長)	1 応急医療に関する事。 2 医師、助産師等協力要請に関する事。 3 保健師活動に関する事。 4 医療班の庶務経理に関する事。	○市民病院 ○みつぎ総合病院 ○健康推進課 ○御調保健福祉センター 上記各課職員
市民生活部 (市民生活部長)	食料班 (市民課長) (保険年金課長) (人権男女共同参画課長)	1 被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保に関する事。 2 被災世帯の調査に関する事。	○市民課職員 ○保険年金課職員 ○人権男女共同参画課職員
	衛生班 (環境政策課長) (清掃事務所長) (衛生施設センター所長) (南部清掃事務所長)	1 被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事。 2 し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事。 3 し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事。 4 し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事。 5 被災地域の防疫及び消毒に関する事。 6 被災地域の飲料水(上水道を除く)の消毒に関する事。	○環境政策課 ○清掃事務所 ○衛生施設センター ○南部清掃事務所 上記各課職員

産 業 部 (産 業 部 長)	農 林 水 産 班 (農 林 水 産 課 長) (農業委員会事務局長)	1 農林水産関係災害情報の収集に関する事 2 農林水産関係被害の調査に関する事 3 水産施設の災害対策に関する事 4 農作物水産物の被害に対する事後処理等指導に 5 災害対策用主要食料等の調達、あつせんに関す 6 部にかかる災害相談に関する事	○農 林 水 産 課 ○農 業 委 員 会 上記各課職員
	商 工 観 光 班 (商 工 課 長) (観 光 課 長)	1 商工業施設及び生産品並びに観光施設の被害調査 2 生活必需品等の調達に関する事	○商 工 課 職 員 ○観 光 課 職 員
教 育 部 (教 育 長) (教育総務部長) (学校教育部長)	庶 務 班 (庶 務 課 長) (因島瀬戸田地域教育課長) 教 育 班 (学校経営企画課長) (教育指導課長) (因島瀬戸田地域教育課長)	1 部にかかる情報の収集及び報告に関する事 2 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関す 3 教育部の庶務に関する事 4 学校関係災害の調査に関する事 5 応急教育計画に関する事 6 児童及び生徒の避難に関する事 7 被災児童及び生徒の保護指導に関する事 8 学校給食に関する事	○庶 務 課 ○学校経営企画課 ○教育指導課 ○因島・瀬戸田 地域教育課 上記各課職員
	社 会 教 育 班 (生涯学習課長) (文化振興課長) (因島瀬戸田地域教育課長)	1 社会教育施設の保全並びに応急対策に関する事 2 文化財産等の保全に関する事	○生涯学習課 ○文化振興課 ○因島瀬戸田 地域教育課 上記各課職員
上 下 水 道 部 (上下水道事業管理者) (上下水道局長)	庶 務 班 (経 営 総 務 課 長)	1 水道部門の連絡調整に関する事 2 水道局庶務全般に関する事	○経営総務課職員
	技 術 班 (水道工務課長) (浄 水 課 長)	1 水道施設応急工事に 2 水道災害の調査に 3 緊急水源の確保、配水に 4 水道施設の災害復旧に 5 給水計画に	○水道工務課職員 ○浄 水 課 職 員
	下 水 道 班 (下 水 道 課 長)	1 下水道施設の警戒防護に 2 下水道施設の応急復旧工事に 3 市街地の排水対策に 4 ポンプ所及び樋門の保全に	○下水道課職員

ク 災害対策本部は、県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害
 現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど、救
 助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

2 職員動員計画

市災害対策本部における職員の動員は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、本部長の配備の決定に基づき、以下の図で示す系統で伝達し動員する。また、本部長が配備を決定したとき、総括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。また、災害対策本部各班で災害応急対策実施に当たって職員が不足するとき、本部長は災害対策本部内で余裕のある班から当該班と協議して動員派遣する。しかし、災害対策本部全体を持ってなお不足するときは、県東部支部に応援要請を行う。なお、動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

(1) 動員の方法

本部長が配備を決定したときは、総括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。

(2) 勤務時間外の時の動員の伝達

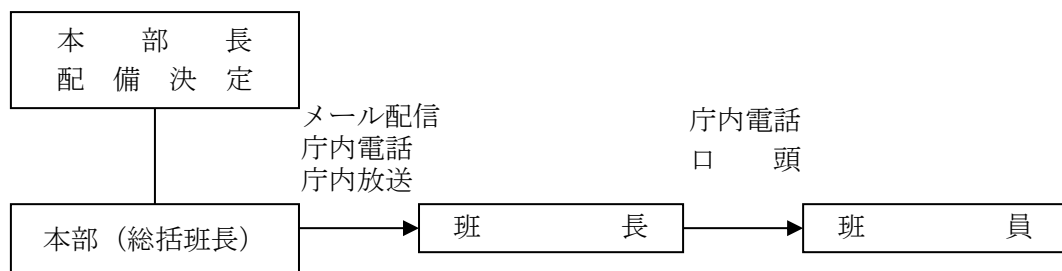
本部長は総括班長に連絡するものとし、総括班長は各班長に、各班長は班員に速やかに伝達し、配備体制を整える。

(3) 通信途絶時、交通途絶時の動員方法

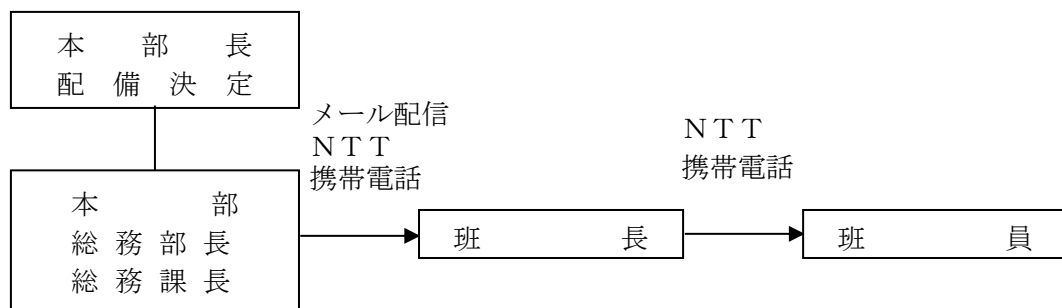
通信途絶並びに交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定めておく。

(4) 系統図

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(5) 要員確保

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び消防職（団）員等の動員のみでは不足するとき、及び特殊な作業のため技術力が必要なときにおける災害対策要員の確保について定める。

ア 災害対策要員確保の順序

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を

先に動員する必要があるときはこの限りではない。

- (ア) 災害対策本部の要員
- (イ) 消防職員及び消防団員
- (ウ) 関係地区の自主防災組織に所属する住民
- (エ) (ウ)以外の地区の自主防災組織に所属する住民
- (オ) 日本赤十字奉仕団員の動員
- (カ) 作業員の雇入れ
- (キ) 自衛隊
- (ク) 県職員
- (ケ) 他市町からの応援

イ 災害対策本部要員の動員は、市災害対策本部長が行う。

ウ 自衛隊員については、「第3章の1 第5節 自衛隊災害派遣要請計画」による。

エ 県職員については県東部支部長に依頼する。

3 要員確保計画

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び消防職（団）員等の動員の
みでは不足するとき、及び特殊な作業のため技術力が必要なときにおける災害対策要員
の確保について定める。

- (1) 災害対策要員はおおむね次の順序で確保する。

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に
動員する必要があるときはこの限りではない。

- ア 災害対策本部の要員
- イ 消防職員及び消防団員
- ウ 関係地区の自主防災組織に所属する住民
- エ ウ以外の地区の自主防災組織に所属する住民
- オ 日本赤十字奉仕団員の動員
- カ 作業員の雇入れ
- キ 自衛隊
- ク 県職員
- ケ 他市町からの応援

- (2) 災害対策本部要員の動員は、市災害対策本部長が行う。

- (3) 自衛隊員については、「第3章の1 第5節 自衛隊災害派遣要請計画」による。

- (4) 県職員については県東部支部長に依頼する。

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

1 方針

気象警報等その他災害に関する情報は、防災関係機関の有機連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図る。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 種類及び発表の基準

広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには、「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市区町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

ア 注意報（広島地方気象台が発表する注意報）

発 表 基 準						
一般の利用に適合するもの	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。				
	強 風 注 意 報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。				
	大 雨 注 意 報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 3 の基準になると予想されるとき。ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。				
	大 雪 注 意 報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には1 2 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。				
		一次細分区域	南 部			北 部
市 町 村 等 を まとめた地域		広島・呉	福山・尾三	東広島 ・竹原	備北	芸北
	1 2 時間 降雪の深さ	平地 10cm 山地 25cm	平地 山地	5cm 10cm	平地 山地	15cm 25cm

濃霧 注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。
雷 注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥 注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃※以上になると予想されるとき。
着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。
着雪 注意報	著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるとき。
霜 注意報	晩霜により、農作物への被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※ 晩霜期最低気温が4℃以下と予想されるとき。
低温 注意報	低温による農作物等への著しい被害が予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※ 冬期：最低気温が－4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。
波浪 注意報	高い波により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注4）が1.5m以上になると予想されるとき。
洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表2の基準以上になると予想されるとき。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合。具体的には、市区町で別表5の基準以上になると予想されるとき。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
地面現象 注意報※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。
浸水 注意報※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。

イ 警報（広島地方気象台が発表する警報）

発 表 基 準																											
一般の 利用に 適合する ものの	暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。																									
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25 m/s 以上になると予想されるとき。																									
	大 警 報	雨 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 1 のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。																								
	大 警 報	雪 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には 1 2 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table><tr><td>一次細分区域</td><td colspan="3">南 部</td><td colspan="2">北 部</td></tr><tr><td>市 町 村 等 を まとめた地域</td><td>広島・呉</td><td>福山・尾三</td><td>東広島 ・竹原</td><td>備北</td><td>芸北</td></tr><tr><td>1 2 時間 降雪の深さ</td><td>平地 20cm 山地 45cm</td><td>平地 15cm 山地 25cm</td><td></td><td>平地 30cm 山地 45cm</td><td></td></tr></table>							一次細分区域	南 部			北 部		市 町 村 等 を まとめた地域	広島・呉	福山・尾三	東広島 ・竹原	備北	芸北	1 2 時間 降雪の深さ	平地 20cm 山地 45cm	平地 15cm 山地 25cm		平地 30cm 山地 45cm	
	一次細分区域	南 部			北 部																						
	市 町 村 等 を まとめた地域	広島・呉	福山・尾三	東広島 ・竹原	備北	芸北																					
	1 2 時間 降雪の深さ	平地 20cm 山地 45cm	平地 15cm 山地 25cm		平地 30cm 山地 45cm																						
	波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には次の条件に該当するとき。有義波高（注 4）が 2. 5 m 以上になると予想されるとき。																									
	洪 水 警 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 4 のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。																									
高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、市区町で別表 5 の基準以上になると予想されるとき。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。																										
地面現象警報 ※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。																										
浸 水 警 報 ※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。																										

ウ 特別警報（広島地方気象台が発表する特別警報）

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」、「北部」、市町）に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
一般の 利用に 適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要がある警戒レベル4に相当。
	地面現象特別警報 ※1	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

種 類		発 表 基 準
水防活動の 利用に 適合するもの	水防活動用 気象注意報※ ²	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報※ ²	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水注意報※ ²	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報※ ²	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報※ ²	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報※ ²	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

(注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。

※¹印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※²印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。

目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
キキクル等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨量警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

オ 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(3) 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	○発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市区町ごとに発表。 ○解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市区町ごとに解除。 ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島県土木建築局と広島地方気象台が協議のうえで警戒を解除できる。 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

(4) 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(5) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

芸予地震（平成13年）に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町等をまとめた地域ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(6) 気象情報

気象情報とは、台風その他異常気象等について、その情報を一般及び関係機関に対して具体的速やかに発表するものをいう。

(7) 水防警報

水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められるとき、警告を発するものであって、これら措置については水防計画で定める。

(8) 気象予警報等の伝達系統

気象予警報の伝達系統は次のとおりとする。

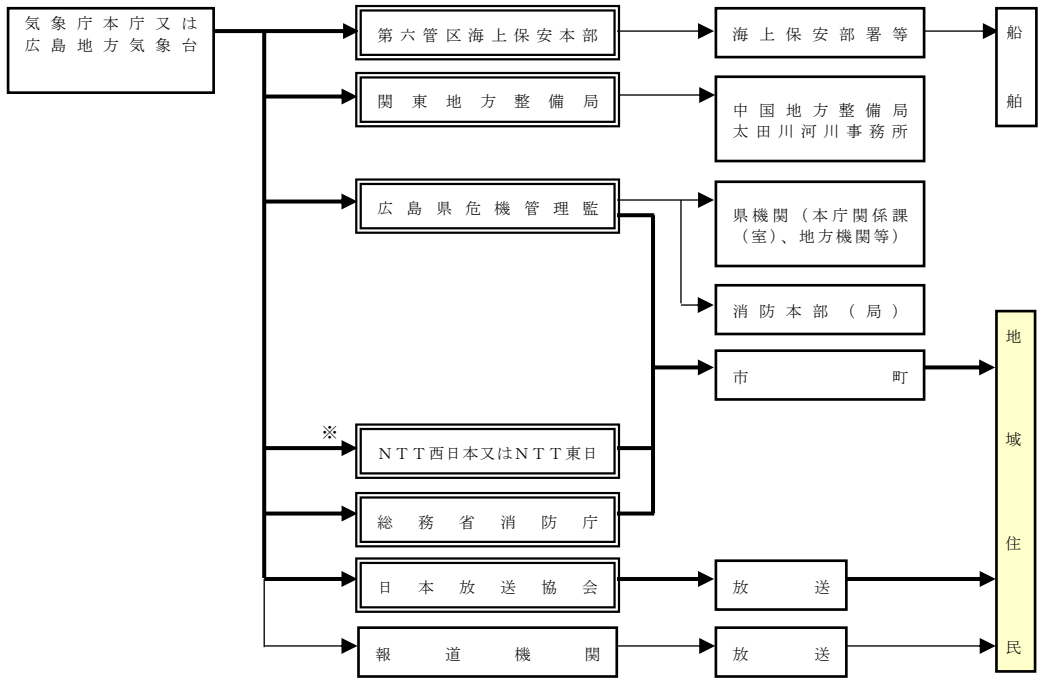
ア 伝達機関

広島地方気象台は、気象等の予報及び警報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く）を発表した場合、速やかに次の機関に通知する。

※副次的な伝達先

機 関 名	担 当 課 名	備 考
第 六 管 区 海 上 保 安 本 部	警 備 救 難 部 環 境 防 災 課	
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 又は東日本電信電話株式会社		警報のみ
広 島 県	危 機 管 理 監 危 機 管 理 課	
日 本 放 送 協 会 広 島 放 送 局	コ ン テ ン ツ セ ン タ ー （ 取 材 ）	
関 東 地 方 整 備 局	中 国 地 方 整 備 局 太 田 川 河 川 事 務 所	
※報 道 機 関		
総 務 省 消 防 庁		

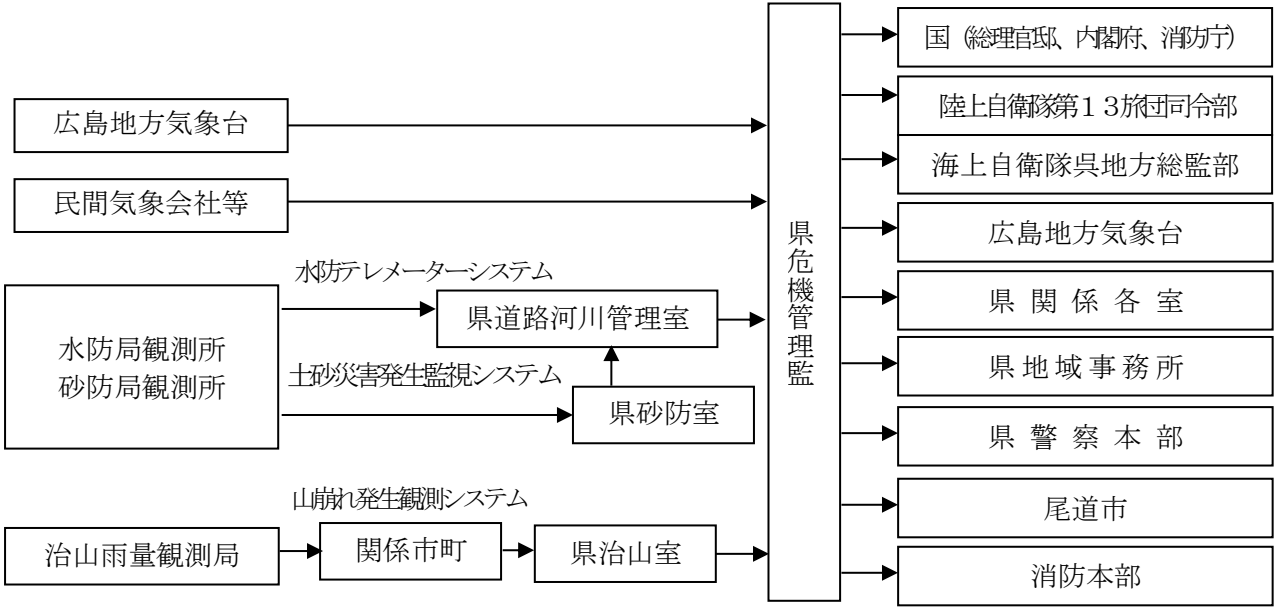
イ 伝達経路



- (注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
- 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 ※は、津波警報（同解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

ウ 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



エ 異常現象発見時の措置

- (ア) 災害の発生のおそれのある異常な現象（崖くずれ、洪水等）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。
- (イ) 上記の通報を受けた市長又は警察官は、速やかに必要な措置をとらなければならない。
- オ その他
 - (ア) 災害の発生その他の事故により警報等の伝達が出来ないときは、関係機関は相互に連絡を取り、警報等が速やかに市民に周知徹底するよう応急的な措置を講ずる。
 - (イ) この計画に関係ある各機関は警報等の受領、伝達の取扱主任者、及び副主任者を定めておかなければならない。
 - (ウ) この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。

2 災害広報計画

大規模な風水害等の発生又は発生するおそれのある場合には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断に基づいて行動できるようにすることが必要である。

本市にかかる風水害等の災害については、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関がすべての市民に対して迅速かつ的確に広報を行い、市民生活の安定と速やかな復旧を図る。

(1) 現行体制における対応

ア 広報する事項、内容事例を状況ごとに示すと、次の通りである。

- (ア) 緊急に伝達する必要のあるもの
- (イ) 避難の指示
- (ウ) 火災防止指示

イ 一斉に伝達する必要のある事項

- (ア) 風水害等の発生直後の情報及び二次災害防止のための注意事項
- (イ) 安否情報
- (ウ) 災害対策本部・救護所の設置等、応急対策活動の実施状況

ウ 時期、又は地域を限定して伝達する事項

復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項

エ 実施方法については、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）、インターネット、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、農協の有線放送、広報車などにより、状況を住民に周知徹底し、協力を依頼する。

オ その他各機関には、電話、無線、自動車等で情報連絡を保つ。

カ 報道機関により情報提供があった場合、これに協力する。

(2) 今後の目標とする広報体制

災害時には情報が錯綜し、通常の通信体系が支障をきたすことも想定される。そのため、双方向の会話を必要としない情報伝達は、極力ファクシミリを使い、通信対象に送信する。

ア 無線の必要性

災害時には、消防局を始め県関係機関等との迅速かつ確実な情報のやり取りがあ

り、それに基づき適切な防災活動行っていくこととなる。そのため、多様な状況に対処できる防災行政無線の導入を進める。

イ インターネット等のパソコン通信の電子メール、掲示板の積極的利用安否情報等

- (3) 無線ファクシミリの利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線ファクシミリ番号の事前登録）

県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と市民への伝達事項の依頼。

- (4) 情報の集中による一元化

正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部の総括班に災害情報担当を置き、情報の集中を図る。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、災害等による緊急時に際し、危険区域に居住又は滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の指示を行う。

避難の指示を行う根拠となる法律は、基本法のほかにも、水防法、地滑り防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。

基本法、その他の根拠法令にしたがって、「避難の指示を行う者」及び「実施の基準」を整理すると次のようになる。なお、指示を行った時は、関係機関は相互の連絡を行わなければならない。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示等する。	災害対策基本法 第59条、 第60条第1項・3項
知 事	1 同上の場合 2 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法 第60条第6項
警 察 官 海上保安官	1 同上の場合 2 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第61条
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	1 同上の場合 2 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	1 同上の場合 2 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第3項

(2) その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消 防 法 第 2 8 条第 1 項
警 察 官	1 同上の場合 2 消防吏員等が現場にいないとき、 又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消 防 法 第 2 8 条第 2 項
水防団長、水防団員、 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同 上	水 防 法 第 2 1 条第 1 項
警 察 官	1 同上の場合 2 水防団長等が現場にいないとき、 又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水 防 法 第 2 1 条第 2 項
知事、その命を受けた 県職員、水防管理者	洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に 立退きを指示。	水 防 法 第 2 9 条
知事、その命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者 に立退きを指示。	地すべり等防止法 第 2 5 条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第 4 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する場合。	同 上	自 衛 隊 法 第 9 4 条

2 避難の指示等

(1) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(2) 避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、

必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(3) 高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。また、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をデジタル防災無線、防災アプリ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ＣＡＴＶ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、住民の避難行動を促すため、自主防災組織等による住民同士の避難の呼びかけ体制づくりに取り組むとともに、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

(5) 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、こういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア 指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定避難所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示の発令が遅れることがないように、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難の指示を発する場合の具体的基準を設

定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

オ 市は、あらかじめ避難の指示を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に徹底しておく。

カ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

キ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

ク 市は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ケ 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

コ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(7) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 報告

(1) 避難指示等を行った場合

市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

- (ア) 指示した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時
- (イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難解除の周知

- ア 避難解除の住民への伝達は、関係機関の協力を得て、報道、デジタル防災無線、防災アプリ、登録制メール、LINE、ツイッター、コミュニティFM放送、緊急速報メール、広報車その他により、住民に十分周知できるようあらゆる手段を講じる。
- イ 避難の指示を行った者は、避難措置の解除について直ちに必要な事項を通知する。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。

(4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

- ア 提出先 前項と同じ
- イ 報告方法 開設後直ちに総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。
- ウ 報告事項 指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

キ 避難準備及び携行品等の制限

- (ア) 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- (イ) 家屋の補強及び家財の整理をする。

- (ウ) 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - ア 緊急の場合
 - (a) 貴重品以外の日用品、身の回り品を最小限にする。
 - イ 時間的に余裕があると認められる場合
 - (a) 避難秩序を乱さない範囲にする。

5 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

6 防災上重要な施設の避難対策

学校、保育所、病院等の施設管理者は、あらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。

(1) 小・中学校の児童、生徒の集団避難

ア 避難誘導

- (ア) 校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な避難の指示を行う。
- (イ) 教職員は、校長の指示を的確に把握し、校舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校舎外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

- (ア) 校長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示は非常ベル又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。
- (イ) 校長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会、警察署、消防署にその旨連絡する。

ウ 移送方法

別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- (ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、安全な通路を選定する。
- (イ) 引率者は、メガホン及び携帯マイクを所持する。
- (ウ) 感電、水没等の事故防止に努める。
- (エ) 浸水地域等を移送するとき、ロープ等を利用する。

(2) 保育所・幼稚園の幼児・児童の集団避難

ア 避難誘導

- (ア) 所（園）長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な避難の指示を行う。
- (イ) 職員等は、所（園）長の指示を的確に把握し、園舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に園外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

- (ア) 所（園）長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示は非常ベル又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。
- (イ) 所（園）長は、職員及び児童、生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市、警察署、消防署にその旨連絡する。

ウ 移送方法

別に班を編成し、職員等は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

- (ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、安全な通路を選定する。
- (イ) 引率者は、メガホン及び携帯マイクを所持する。
- (ウ) 感電、水没等の事故防止に努める。
- (エ) 浸水地域等を移送するとき、ロープ等を利用する。

(3) 病院等の患者の集団避難

ア 避難誘導

院長又は病院管理者は、構内外の火災、その他災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、病院で設置する自主組織によりあらかじめ、患者を担走者と独歩者などに区別し、適当な人数ごとに編成し、医師、看護師、その他職員が引率して、病院が指定する避難場所又は空地及び野外の仮設宿舎、その他安全な場所に避難誘導する。

イ 避難指示の周知

院長又は病院管理者は、職員及び外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

ウ 移送の方法

- (ア) 院長又は病院管理者は、自主組織で定める班編成により、迅速に安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、入院患者を院外の安全な場所まで移送する。
- (イ) 院長又は病院管理者は、院外への患者移送について自力をもって歩行不可能な患者については、担架により医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。
- (ウ) 院長又は病院管理者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

エ 避難場所及び備蓄について

院長又は病院管理者は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置、患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料品、衣類、担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

(4) 社会福祉施設の集団避難

ア 避難誘導

施設の管理者又は責任者は、地震が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるための必要な措置を講じるとともに施設の利用者の体調の状態を考慮の上、適当な人数ごとに編成し、職員が引率して、あらかじめ指定する避難場所又は空地及び野外の仮設宿舎、その他安全な場所に避難誘導する。

イ 避難指示の周知

施設の管理者又は責任者は、職員及び施設利用者等に対し避難の指示をするともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

ウ 移送の方法

- (ア) 施設の管理者又は責任者は、自主組織で定める班編成により、迅速に安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し、施設利用者を院外の安全な場所まで移送する。

(イ) 施設の管理者又は責任者は、施設外への患者移送について自力をもって歩行不可能な施設利用者については、担架により職員を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。

(ウ) 施設の管理者又は責任者は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

エ 避難場所及び備蓄について

施設の管理者又は責任者は災害時における避難場所をあらかじめ定めておくとともに、体調不良や障害を有する利用者等を安全かつ速やかに避難誘導が行えるよう、移動に必要な担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

7 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項の規定により指定された、土砂災害計画区域及び特別警戒区域の指定を受けた区域について、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 本市と指定区域の住民等は協力して、避難場所を選定し、周知する。
- (2) 指定区域の住民等は、前兆現象などを注意し、異常を感じた場合や本市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ自分で探しておいた知人宅等に自主避難を行う。
- (3) 指定区域の住民等は、本市から「避難指示」があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
- (4) 指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。
- (5) 本市は、気象台から大雨警報が発令され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。
- (6) 避難指示等の防災情報については、デジタル防災無線、防災アプリ、広報車、テレビ、ラジオ等の放送機関への協力依頼、携帯マイク、地域緊急連絡網等あらゆる手段により伝達する。
- (7) 指定区域内に、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を、電話連絡、ファクシミリ等の方法により伝達する。
- (8) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

第3節 災害発生直後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

市、県における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 市

ア 情報収集手段

- (ア) 住民からの電話、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) 防災行政無線による収集
- (エ) 消防局、警察署からの電話等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) マスコミの報道
- (ク) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (ケ) 広島県防災情報システムの活用
- (コ) Web会議システムの活用
- (サ) SNS等による情報
- (シ) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、口頭による報告
- (イ) 防災行政無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) コミュニティFM放送、ケーブルテレビ放送の活用
- (オ) 市登録制メール、緊急速報メールの活用
- (カ) Web会議システムの活用
- (キ) SNS等の活用

(2) 県

ア 情報の収集手段

- (ア) 市町からの電話、Web会議システム等による報告
- (イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）
- (ウ) 県警察本部からの電話、警察システムとの連携等による報告
- (エ) その他関係機関からの電話等による報告
- (オ) 広島地方気象台からの通報
- (カ) 中国電力のホットラインの活用
- (キ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (サ) 広島県防災情報システムの活用
- (シ) 市町情報収集連絡員からの報告

(ス) SNS等の活用

イ 関係機関への伝達手段

(ア) 電話、Web会議システム等による伝達

(イ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達

(エ) 中国電力のホットラインの活用

(オ) アマチュア無線のボランティアの活用

(カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）

(キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用

(ク) 広島県防災情報システムの活用

(ケ) SNS等の活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(4) 市内部の情報収集伝達手段

関係各課又は消防局は、災害発生情報及びその後の対応状況を迅速に総務部総務課へ尾道市災害情報共有システム、IP無線機、電話等により連絡するものとする。

3 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前項の場合において急施を要するときは、その市長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(ウ) 前2号の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者及び庁内各課を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

県は、市からの報告を入手後速やかに国（消防庁）に対して報告を行うとともに、市からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

なお、県が国（消防庁）へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

(a) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(b) 県又は市が災害対策本部を設置したもの

(c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(d) 気象業務法第13条の2に規定する、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

(e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

(a) 地震

- ① 地震が発生し、県又は市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- ② 人的被害又は住家被害を生じたもの

(b) 津波

- ① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- ② 津波により人的被害又は住家被害が生じたもの

(c) 風水害

- ① がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(d) 雪害

- ① 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

c 社会的基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。県危機管理監は必要と認めた場合は関係のある他の災害応急対策責任者及び関係各課を経て、県地方機関に通知する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

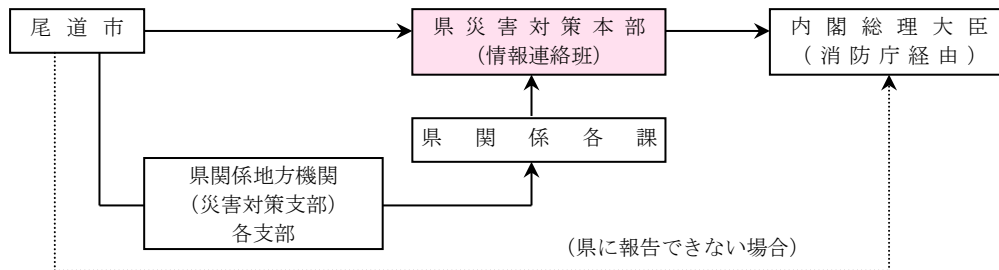
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対した措置をできるだけ相互に通報する。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。



※内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

区 分 回線別		平日（９：３０～１８：１５） ※応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
ＮＴＴ回線	電 話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	FAX	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電 話	７－９０－４９０１３	７－９０－４９１０１～４９１０３
	FAX	７－９０－４９０３３	７－９０－４９０３６
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	７－０４８－５００－９０－４９０１３	７－０４８－５００－９０－４９１０１～４９０１３
	FAX	７－０４８－５００－９０－４９０３３	７－０４８－５００－９０－４９０３６

イ 風水害発生報告の方法

風水害等災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 災害発生報告の処理

県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報告の内容を関係各課に連絡するものとし、連絡を受けた関係各課は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに総務省消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(表1) 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安否不明者	当人と連絡がとれず安否がわからない者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。

非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海 岸 被 害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

農 林 水 産 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田 畑 の 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受ける恐れが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。

その他	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

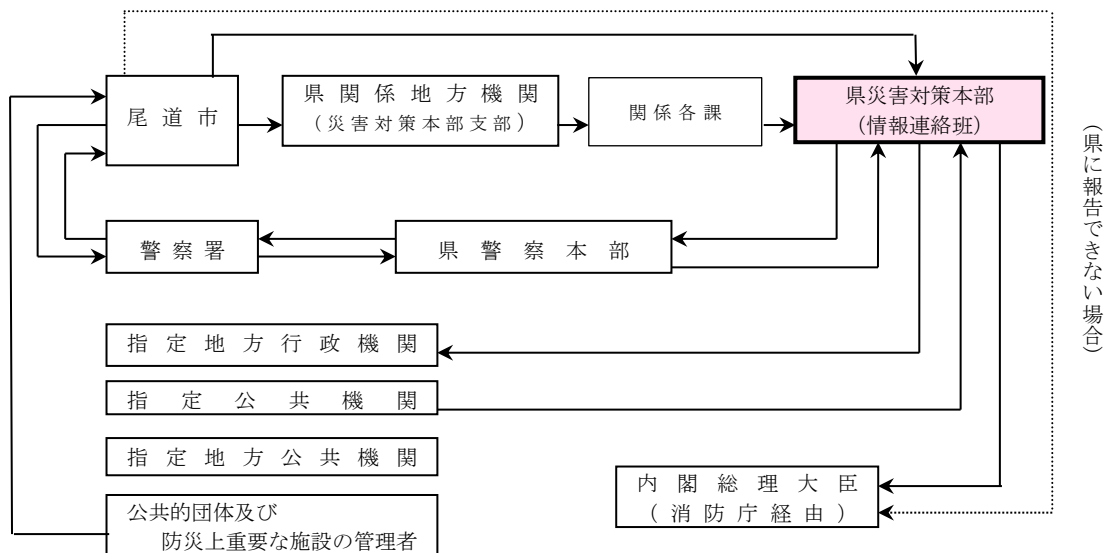
(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。

(県が災害対策本部を設置していない場合は危機管理監)



イ 被害状況の報告等

(ア) 人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 災害発生直後については、県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、市から収集した情報及び自ら把握した被害規模に関する概括的な情報を総務省消防庁へ報告する。

(ロ) 県の関係課は、関係法令その他の規定に基づいて、市町、県関係地方機関から報告された被害の状況を取りまとめるとともに、前記（１）ーウの規定に基づき調査した結果を、速やかに、県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は危機管理監）に報告する。

(ハ) 指定地方行政機関及び指定公共機関は、被害状況取りまとめのため、知事からその報告を依頼されたときは、これに協力する。

(ニ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は危機管理監）は、前期

アの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、定期的に被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

- (カ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、被害状況取りまとめの結果を、基本法第53条第2項の規定により、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）に報告するほか、必要に応じて政府及び関係機関の援助を要請するための報告を行う。

- (キ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

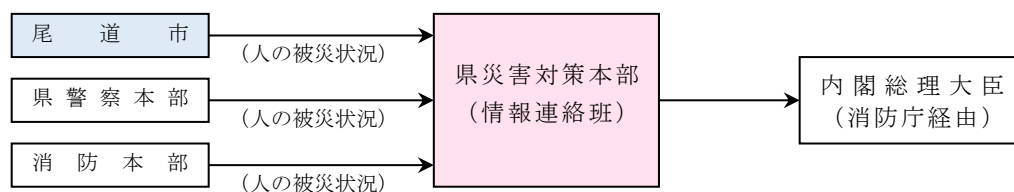
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての速報

市、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



県が災害対策本部を設置する前の連絡先

危機管理監

・ TEL 082-228-2159、2164、0999（直通）
082-223-4434

・ FAX 082-227-2122

・ 衛星電話 7-7-101-2351～2358

※衛星電話は、本庁舎及び支所の内線電話も通話可能

衛星FAX 操作の手順

FAXの 内線指定 ボタンを押してから

7-ポーズボタン-101-119

県が災害対策本部を設置したときの連絡先

情報連絡班

・ TEL 082-228-4483（直通）

・ FAX 082-227-2122

・ 衛星電話 7-7-101-2060～2068

第2項 通信運用計画

1 方針

市、県及びその他防災関係機関は、災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申し込み

ア 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

イ 非常電報・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

区 分	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

(3) 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

(4) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

3 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

1 方針

大規模な災害が発生した場合においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

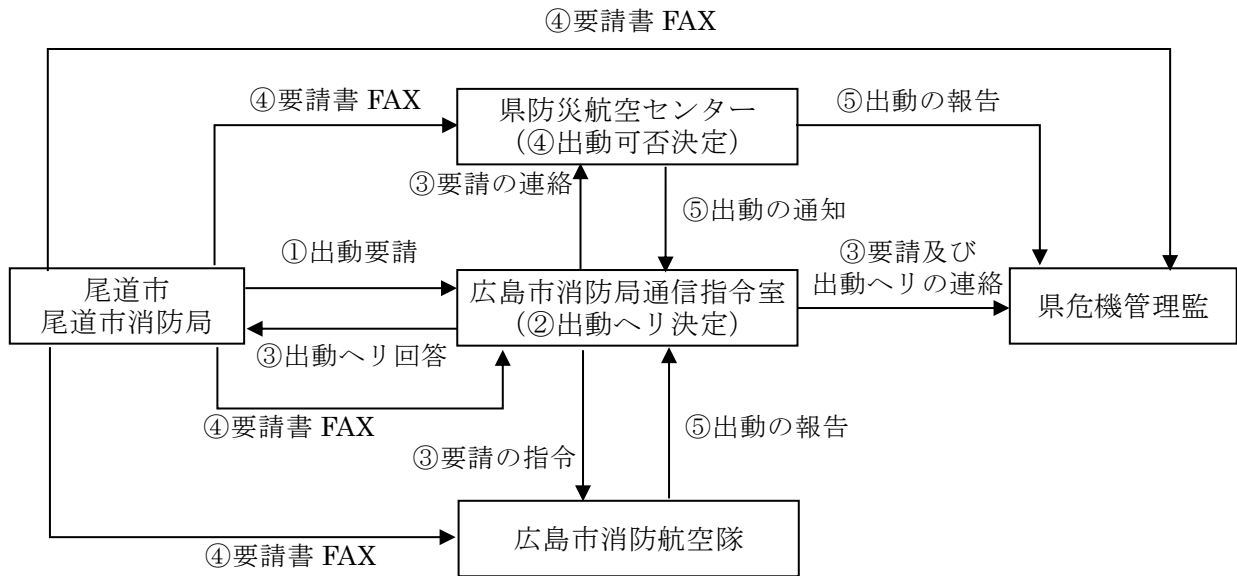
市及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

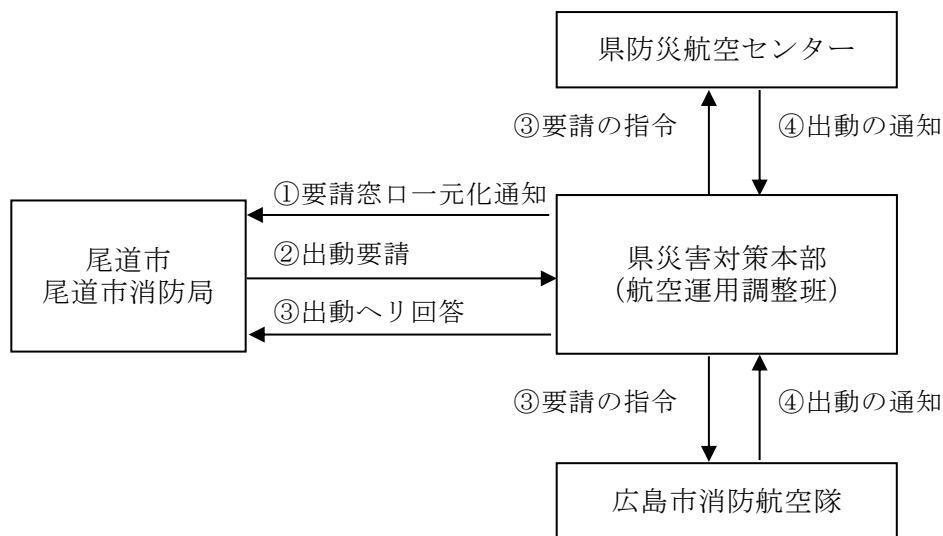
5 支援要請

- (1) 市長は、ヘリコプターによる災害応急支援が必要となったときは、県及び広島市へ支援要請する。市長から支援要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行うものとする。
- (2) 支援要請方法は次の図による。

ア 通常災害時



イ 大規模災害時



6 各機関への出動要請

(1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 自衛隊

県は、「第5節 自衛隊災害派遣計画」に基づき要請する。

(4) 他県応援ヘリコプター

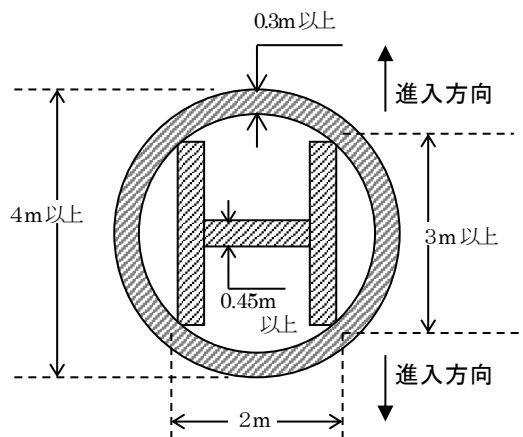
市及び県は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

7 臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

- (1) 離着陸の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水する。
また、積雪時は、除雪又は圧雪する。
- (2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- (3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所などの配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊などと調整をすること。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- (5) 着陸地点には次図を標準とした $\textcircled{\text{H}}$ を表示する。

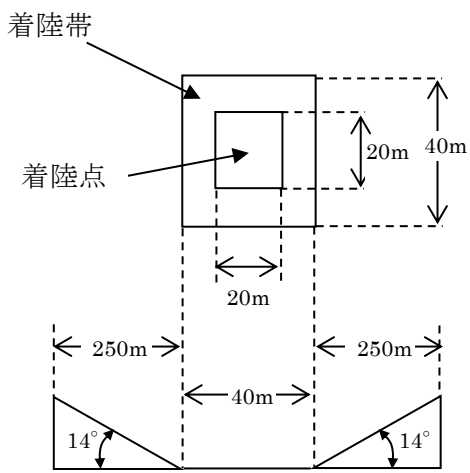
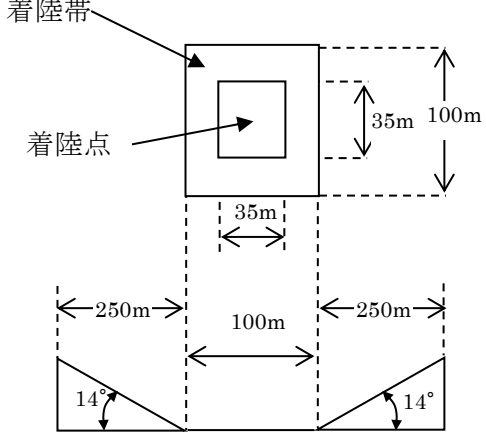


- (6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (7) ヘリポートの使用に当たっては、市災害対策本部及び施設など管理者に連絡する。
- (8) ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさける。

別 紙

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・ 中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタAW139  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定める。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

- (1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線2410

（夜間・土日・祝日等） 内線2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511

内線2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348

（課業時間外）内線2203（SOC当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783～2786

082-228-2159（直通）

082-511-6720（直通）

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線3271～3275

082-251-5115、5116（直通）（当直）

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

(3) 派遣要請の手続

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、前記アの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章の1第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章の1第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

1 0 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

大規模な風水害等の発生時においては、本市単独で防災活動を速やかに行うことについて困難が想定されるが、消防、救出はもとより、食料や医療、資機材等の供給や要員の派遣等についても、場合によっては本市を超えた広域的な応援体制に協力を要請する必要も考えられる。この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(2) 県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

イ 市町に対する応援

- (ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。
- (イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。
- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
 - b 応援を必要とする職種別人員
 - c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
 - d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
 - e 応援を必要とする期間
 - f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

総務省消防庁

区 分		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

(3) 県警察

県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

(4) 第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(5) 防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市若しくは他の防災関係機関の応援のあっ旋を依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする機関名（あっ旋を求める場合）

(ウ) 応援を必要とする職種別人員

(エ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

(オ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

(エ) 県は、各機関の間で相互協力のあっ旋をする。

3 民間団体等への応援要請

災害応急対策の実施に際し、日赤奉仕団並びに町内会等の民間組織の活用を図り、万全を期しておく。

(1) 奉仕団は災害応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

ア 日本赤十字奉仕団

イ 町内会

ウ 女性会

(2) 奉仕作業

ア 炊き出し奉仕……被災者の炊き出しを行う。

イ 避難所奉仕……避難所に収容した被災者の世話をする。

ウ 物資配給奉仕……食料、医療その他の給与物資を受けて被災者に配給する。

4 相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

5 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員等を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 応急措置の代行

災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、県は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、国は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

7 被災地への職員の派遣

市及び県は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市及び県職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、風水害等発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

2 広島県防災拠点施設

(1) 施設の機能

ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄する。

イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送する。

ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保する。

エ 防災航空センター機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施する防災航空センターを整備。

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保する。

オ 災害対策本部代替拠点機能

災害等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保する。

(2) 施設の特徴

ア 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能である。

イ 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能である。

(3) 施設の管理運営

区 分	内 容	管 理 運 営
平 常 時	・ 防災に関する広報啓発 ・ 備蓄資機材等の管理等	・ 危機管理監、防災航空センター ・ 健康福祉局
	防災ヘリコプターの運航	防災航空センター
災 害 発 生 時	・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 備蓄物資搬入、搬出作業 ・ 救援物資の仕分け、一次保管作業 ・ 応援要員・ボランティア受入等	災害対策本部 (危機管理監、健康福祉局等)
	防災ヘリコプターの運航	災害対策本部事務局
	【本部設置時】 災害対策本部事務局事務 (災害対策運営要領参照)	災害対策本部事務局

(4) 施設の概要

施設名称		広島県防災拠点施設	
場所		〒729-0416 三原市本郷町善入寺94-22	
連絡先		0848-86-8931 (TEL) 0848-86-8932 (〃) 0848-86-8933 (FAX)	
敷地面積		約24、918㎡	
構成施設等	※ 備蓄倉庫棟	鉄骨造1階建て 床面積4、482㎡	物資の備蓄 救援物資の集積・搬送
	主な 備蓄 物資	食料品：クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、 アルファ化米 生活必需品：毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、 生理用品、簡易トイレ（凝固剤、収納袋） 防災資機材：【地域住民用】 ビニールシート、一輪車、バール、ハンマー、 のこ、金てこ、RCバール、救助ロープ、防塵メガ ネ、防塵マスク、ケブラー手袋、絶縁ボルトグリッ パー、油圧ジャッキ、土のう袋 【防災拠点用】 畳（緊急畳）、毛布（真空パック）、ビニールシー ト、ヘルメット、軍手、雨具、ウォーターコンテナ、 カセットコンロ、石油ストーブ、扇風機、救急箱、 災害用敷マット	
	※ 管理棟	鉄骨造2階建て 床面積約1、883㎡	防災航空センター事務室、会議室、 防災室、多目的室
	ヘリ格納庫		防災ヘリコプター格納庫
	防災広場	約8、500㎡	救援物資の仕分け作業スペース 救援部隊の集結スペース
	駐車場	約2、800㎡	防災活動用の駐車場

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

3 救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 配置計画

ア 救援物資輸送拠点

種 類	施 設	対象地域	箇 所 数
陸上対応	① 救援物資搬入 ② 救援物資一次保管用建屋 ③ 臨時ヘリポート用広場 ④ その他（会議室、仮眠室等）	西 部	3 箇所
		中 央 部	1 箇所
		東 部	2 箇所
		北 部	1 箇所
		計	7 箇所
海上対応	① 輸送船接岸用バース ② 救援物資搬入・搬出用広場 ③ 救援物資一時保管用建屋 ④ 臨時ヘリポート用広場 ⑤ その他（会議室、仮眠室等）	広 島 港	3 箇所
		呉 港	3 箇所
		竹 原 港	1 箇所
		大 西 港	1 箇所
		尾道糸崎港	2 箇所
		福 山 港	1 箇所
		計	1 1 箇所
合 計			1 8 箇所

イ 救援部隊集結拠点

種 類	施 設	配置場所	箇 所 数
警 察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	広 島 市 周 辺	6 箇所(広島市周辺 2 箇所、その他各 1 箇所)
消 防		呉 市 周 辺	
自 衛 隊		尾 道 市 周 辺	1 6 箇所 (各 1～6 箇所)
		福 山 市 周 辺	6 箇所(広島市周辺 2 箇所、その他各 1 箇所)
		三 次 市 周 辺	

ウ 尾道市内における救護物資輸送拠点

施設名称	所在地	施設の種類	施設管理者	床面積
びんご 運動公園	尾道市 栗原町 997	体育館、屋内テニス 場	広島県東部 建設事務所 三原支所管理課	○体育館 (1814.4 m ²) ○屋内テニス場 (3563.44 m ²)

(3) 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

市、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て、県が運営する。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上災害救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法 施行令により 知事が実施を 指示した場合は市長)	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

市長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。
この場合、市長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

知事は、市長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。
なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、収容、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

知事は災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。
なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(イ) 遺体の収容、埋葬等

a 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない遺体について、市長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

(3) 住民等の自主救護能力の向上

災害の発生時には、同時多発等により、救急医療活動が制約されることが予想されるため、組織的な応急救護が必要となる。このことから、日ごろから住民等の防災意識の高揚と併せ、住民等による自主救護意識の啓発及び応急手当の知識、技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

(4) 相互応援体制

救出・救急活動にかかる応援を受ける必要があると認められるときは、消防組織法第21条の規定に基づく「広島県内広域消防相互応援協定」により、県内市町に対し、応援を要請する。

3 海上救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
第六管区 海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合の援助	海上保安庁法第2条、第5条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
知事(災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長)	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	市長の区域の地先海面における海難の救助急救難	水難救護法第1条

(2) 実施方法

ア 第六管区海上保安本部

第六管区海上保安本部は、自己の防災業務計画により、次の救助対策を実施する。

(ア) 災害応急対策

a 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (a) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、地域航行警報、安全通報、サイレンの吹鳴等並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知する。
- (b) 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに地域航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知する。
- (c) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、地域航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

b 情報の収集

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

- (a) 海上及び沿岸部における被害状況
 - ・ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - ・ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
 - ・ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
 - ・ 石油コンビナートの被害状況
 - ・ 流出油等の状況
 - ・ 水路、航路標識の異状の有無
 - ・ 港湾等における避難者の状況
- (b) 陸上における被害状況（船艇及び航空機による情報収集活動の実施においては、(a)の情報収集の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。）
- (c) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況
- (d) 関係機関等の対応状況
- (e) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

c 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

- (a) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により、その捜索救助を行う。
- (b) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公

共同体に協力を要請する。

- (c) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ、火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (d) 救助・救急活動等にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

d 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効活用するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

- (a) 第1段階・・・避難期
 - ・ 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - ・ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
 - ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
 - ・ 負傷者等の後方医療機関への搬送
 - ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (b) 第2段階・・・輸送機能確保期
 - ・ 上記(a)の続行
 - ・ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
 - ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (c) 第3段階・・・応急復旧期
 - ・ 上記(b)の続行
 - ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ・ 生活必需品

e 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (b) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (c) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

f 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」(平成18年国土交通省令第4号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与する。

g 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。

- (a) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (b) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

h 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (b) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (c) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (d) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (e) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (f) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

i 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要が認められるときは、基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知するものとする。

j 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (b) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

イ 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

ウ 知事及び市長

(ア) 知事

知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し同法施行細則に定める救助を行う。

(イ) 市長

市長は、自己の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより関係機関の協力を得て対処する。

(3) 遺体の捜索、収容、埋葬等

陸上災害救難に準ずる他、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、職員の健康管理や感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、入院中の患者を含め住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 市、関係医師会、地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 市、関係医師会、地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「E M I S」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害の発生時における関連機関の対応

(1) 行政の対応

ア 市

- (ア) 市は、災害の発生時には、関係医師会との間で締結された「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施するとともに地域災害拠点病院との連携も図る。
- (イ) 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- (エ) 被災地の住民の安全を守るために避難所・救護所を開設し、保健所や医師会との協働により医療ニーズを把握する。
- (オ) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

イ 県

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

- (ア) 災害の発生時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等への情報を提供する。
また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する
- (イ) E M I S の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

- (ウ) 市からの要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (エ) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- (オ) 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- (カ) 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- (キ) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (ク) 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- (ケ) 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- (コ) 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。
- (サ) 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- (シ) 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- (ス) 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

- (ア) 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等への情報を提供する。
また、その調整に当たっては、被災地に保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (イ) 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

- (ウ) 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、D P A T、広島 J R A T（広島災害リハビリテーション推進協議会）、D W A Tの派遣を行う。
- (エ) 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。
- (オ) 急性期医療（D M A T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。
- (カ) D W A Tの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島D W A T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島D W A Tの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (キ) 県内D W A Tでの対応が困難な場合、広島D W A T統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県D W A Tの派遣を要請する。
- (ク) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。

ウ 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(2) 地域医療機関の対応

ア 地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）

- (ア) 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- (イ) 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内D M A T及び参集する院外D M A Tと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- (ウ) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やD M A Tの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
- (エ) 自院がD M A T活動拠点本部となる場合には、統括D M A Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外D M A Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (オ) 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報をE M I Sへの登録などにより提供する。

イ 尾道市医師会

- (ア) 尾道市医師会災害対策マニュアルに基づき、災害対策本部を尾道市医師会に立上げる。
- (イ) 自院の診療能力を確認の上、診療継続できるか判断し、班編成した班長が医師会災害対策本部へ連絡する。
- (ウ) 被災者の医療ニーズ及び市からの要請等により、医師会災害対策本部が医療救護班の派遣を判断する。

(3) 圏域外の医療関連機関の対応

ア 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等に

による医療救護活動を実施する。

イ 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

ウ 広島県医師会

(ア) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

(イ) 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

エ 広島県看護協会

(ア) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(イ) 他の都道府県等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県からの災害支援ナースの派遣に係る調整を行うとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

オ 広島県薬剤師会

県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

カ 広島県歯科医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

4 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

ア 県内7つの二次保健医療圏をそれぞれの「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

エ 医療救護活動に当たっては、保健医療福祉調整本部が県災害対策本部や現地災害対策本部の情報を整理するとともに医療機関の総合調整を行い、広島県災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMA T・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

- ア 被災地で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- イ 広域医療搬送の要請を受けたDMA Tは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。
- ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- ア 統括DMA Tが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- イ 県DMA T調整本部がDMA T活動の終了を判断した時は、DMA T県調整本部を解散する。
- ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。
- エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

- ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMA T、救急隊員とともに3 T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法より、あっせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

- ア 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- ウ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法より、あっせん確保に努める。

(2) D P A Tの派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するD P A Tを被災地に派遣する。

イ D P A Tが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、D P A Tの編成及び派遣を求める。

ウ D P A Tの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6 助産

- (1) 原則として医療救護に準ずる。
- (2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。
 - ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため、助産の方途のなくなった者
 - イ 助産の範囲

分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給
 - ウ 助産の期間

分娩した日から7日以内

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

8 搬送体制の整備

災害の発生時には、軽・重様々な傷病者が救護所に集中すると予想される。そのような中で病院での適切な医療を必要とする傷病者は、消防署その他関係機関の協力を得て、医療施設へ迅速に搬送することが必要であり、そのための体制整備について定める。

- (1) 救護所からの搬送では、市災害対策本部が協定に基づき派遣要請した医療救護班又は災害派遣されたDMAT等医療救護班が消防局に配車・搬送を要請する。
- (2) 市公用車又はDMAT等医療救護班が使用している自動車により搬送する。
- (3) 医療救護班職員、その他市職員により担架で搬送する。

9 医薬品・医療資機材の確保

- (1) 市及びその他の医療機関は、災害による負傷の形態を考慮し、緊急性の高い医療品、医療資機材から備蓄に努めるものとする。
- (2) 救護に必要な医療品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、市から県に供給を要請し、県は医薬品等の調達に関する諸協定に基づき各団体に供給を要請する。

10 保健活動

災害発生時において、被災地及び避難所においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高く、健康状態の悪化や災害関連死を防ぐため、被災者の健康管理について必要事項を定め、担当部署の保健師及び栄養士等による保健活動を実施する。

- (1) 情報収集

災害対策本部等から避難所の開設状況、避難者の状況等市内の被災状況を情報収集し、保健活動の活動体制を立てる。
- (2) 避難所における保健活動
 - ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
 - イ 避難者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。
 - ウ エコノミークラス症候群、生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等疾病予防のための健康教育・健康相談及び栄養相談を行う。

エ 避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。

オ 上記の活動において、職員の活動体制の整備を行うと共に、県及び保健所等応援機関との連絡調整を行う。

(3) 避難所外における保健活動

ア 被災地域において、被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 被災者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

ウ 感染症、ストレス等災害による健康障害の予防のため、巡回健康相談を行う。

エ 被災者のストレスに対する心のケアを行うと共に、必要時県及び保健所を通じて、専門機関へ連絡調整を行う。

オ 活動において、必要に応じて市内の区長会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター等地域の関係機関と連絡調整を行う。

第3項 消防計画

1 方針

本計画は、区域内の消防関係施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定める。

2 実施方法

別冊（附属資料）記載の尾道市消防計画に定めるところによる。

3 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の所掌事務に従って行動し、消防の有機的一体性の確保に努める。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

本計画は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

別冊（附属資料）記載の尾道市水防計画に定めるところによる。

3 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 実施方法

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(イ) 県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

c 危険物施設の応急点検

d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

- (ア) 関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (イ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除
 - c 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - d 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - e 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - f 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

- (ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。
- (イ) 所轄消防署又は所在市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、

助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

- (エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県（ア）及び（イ）については、県から事務を移譲された市を含む。）

- (ア) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。

- (イ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

- (ウ) 関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

- (エ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

- (イ) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。

- (ウ) 負傷者の救出及び救護

- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

- (ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

- (イ) 県警察（又は所轄海上保安部）、消防及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (キ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (ク) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

カ 中国四国産業保安監督部

製造業者（大臣権限にかかるもの）に対して、製造施設の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (イ) 保健所、県警察又は消防機関及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 市

- (ア) 県、保健所、警察署及び消防本部へ災害発生について、直ちに報告する。
- (イ) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (ウ) 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、危害防止のため、作業停止、回収等必要な措置をとるよう指導する。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (オ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

- (ア) 関係機関と密接な連絡をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置、流出漏えいした毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (イ) 市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (ウ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 毒物劇物を製造、販売、及び業務上取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
 - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
 - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
 - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

災害に伴う危険物等に及ぼす被害は、その性質上大災害に発展する可能性が大きいことから、石油類、毒物、劇物及び高圧ガス施設等、関係機関と密接な連携協力のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施していく。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 災害警備計画

1 方針

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

2 県警察の災害警備対策

県警察は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

(1) 災害発生時の警備活動

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じ所要の部隊編成を行い、おおむね次のような警備活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締り
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

区 分	基 準	配備及び任務
災害警備 情報連絡室	災害の発生のおそれが低く、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により警戒体制又は非常体制に迅速に移行できる体制とする。
災害警備 対策室	相当な被害の発生が予想され、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。
災害警備 対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

(3) 災害警備対策本部等の設置

県警察は災害が発生し又は発生するおそれのある場合には、警備体制の区分に応じ、警察本部及び警察署に、準備体制においては「災害警備情報連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して、体制を確立する。

(4) 警備部隊の編成及び部隊運用

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、警察本部長の定めるところにより、警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

災害の規模によっては、他の都道府県公安委員会に援助の要求をし、警備体制の強化を図る。

3 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 交通、輸送応急対策計画

1 方針

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定める。

2 陸上交通の確保

(1) 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

ウ 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

イ 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

ウ 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

エ 通行妨害車両等の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

(6) 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第32条の2の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

(7) 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第33条第1項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第2項等に基づき、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共

団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。）等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

ア 対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両
原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項

- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ 確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

(ア) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第33条第1項等）

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

(イ) 災害発生前における確認（災対法施行令第33条第2項等）

- ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

(8) 規制対象除外車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前2（7）のとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 規制除外車両の事前届出手続

(ア) 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

(イ) 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

オ 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

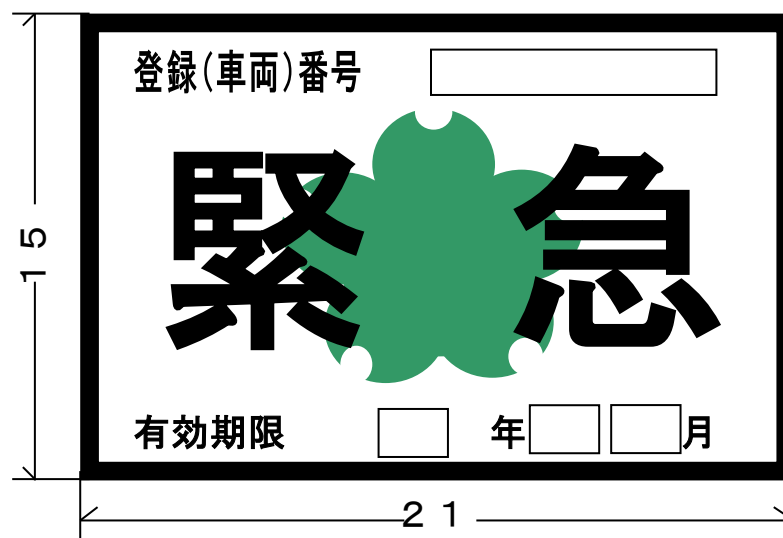
(ア) 確認の取扱場所

- ・ 警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

(イ) 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

別記



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急交通路指定予定路線一覧

路 線 名	区 間
山陽自動車道 (広島岩国道路含む)	岡山県境 (福山東IC) ～ 山口県境 (大竹IC)
中国自動車道	山口県境 (吉和IC) ～ 岡山県境 (東城IC)
松江自動車道	三次東JCTIC ～ 島根県境 (高野IC)
尾道自動車道	尾道JCT ～ 三次東JCTIC
浜田自動車道	千代田JCT ～ 島根県境 (大朝IC)
広島呉道路	仁保JCT ～ 呉IC
東広島呉自動車道	阿賀IC ～ 高屋JCTIC
広島自動車道	広島北JCT ～ 広島JCT
尾道福山自動車道	福山西IC ～ 西瀬戸尾道IC
西瀬戸自動車道	西瀬戸尾道IC ～ 愛媛県境 (生口島南IC)
広島高速1号線	広島東IC ～ 温品JCT
広島高速2号線	温品JCT ～ 仁保JCT
広島高速3号線	仁保JCT ～ 商工センターIC
海田大橋 (臨港道路 出島海田線)	海田料金所 ～ 仁保JCT

※ 緊急交通路は、災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。

3 海上交通安全の確保

尾道海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- (2) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (6) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (7) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道 路	道路管理者（中国地方整備局、県、市、西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社等）
港 湾	港湾管理者（県、市）、中国地方整備局
鉄道・軌道	西日本旅客鉄道㈱（岡山支社、新幹線鉄道事業本部）

(2) 実施基準

道路、港湾、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 陸上交通施設（道路及び鉄道軌道）

(ア) 孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

(イ) 広域間の幹線交通の確保

(ウ) その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

イ 海上交通施設（港湾）

(ア) 接岸及び係留施設

(イ) 外かく施設

(ウ) 水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

(3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

5 交通マネジメント

(1) 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

(2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

6 応急輸送対策

(1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。

(2) 災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あつせんを要請をする。知事は次に掲げる機関の協力を得て所要輸送力を確保しあつせんする。

輸送区分	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、陸上自衛隊第13旅団、その他関係機関
鉄道・軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱広島支社、岡山支社、米子支社、新幹線鉄道事業本部、その他関係機関
船舶輸送	中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方隊、その他関係機関
航空機輸送	第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方隊、航空自衛隊西部航空方面隊、広島空港事務所、広島国際空港株式会社、県警察本部

第3項 貯木対策計画

1 方針

この計画は、災害時における貯木による災害が他に類を及ぼすことを防ぐことを目的とする。

2 貯木対策

(1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 実施方法

ア 実施責任者の実施事項

(ア) 収容能力の把握

木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。

(イ) 施設の整備

木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備すること。

(ウ) 流出防止

木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。

(エ) 移転

風水害等により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。

(オ) 収容及び通報

木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じ、収容できない木材については、海上保安部長等の関係機関に通報すること。

イ 市長等の指示

市長、警察署長及び海上保安部長（ただし、特定港湾内の流木については港長）は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 指定避難所等の開設

(1) 避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

市は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- (1) 情報伝達手段の確保に努め、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な処置を講ずるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (7) 市は、指定避難所における感染症対策のため、平常時から関係機関が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、施設消毒等の感染症対策の観点を取り入れた必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- (9) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
- また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護センターに対し、一時預かり先等について相談する。
- (12) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。
- (13) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (14) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

5 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

また、被災者の広報避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 方針

災害の発生又は発生するおそれのある場合には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断に基づいて行動できるようにすることが必要である。

本市にかかる災害については、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関がすべての市民に対して迅速かつ的確に広報を行い、市民生活の安定と速やかな復旧を図る。

2 広報活動

(1) 現行体制における対応

ア 広報する事項、内容事例を状況ごとに示すと、次の通りである。

(ア) 緊急に伝達する必要のあるもの

- a 避難の指示
- b 火災防止指示

(イ) 一斉に伝達する必要のある事項

- a 地震等の発生直後の情報及び二次災害防止のための注意事項
- b 安否情報
- c 災害対策本部・救護所の設置等、応急対策活動の実施状況

(ウ) 時期、又は地域を限定して伝達する事項

- a 復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項

(2) 実施方法については、市ホームページ、尾道市公式LINE、尾道防災アプリ、尾道市役所災害情報発信ツイッター、デジタル防災無線、ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、市登録制メール、緊急速報メール、広報車などにより、状況を住民に周知徹底し、協力を依頼する。

(3) その他各機関には、電話、無線、自動車等で情報連絡を保つ。

(4) 報道機関により情報提供依頼があった場合、これに協力する。

3 広報体制

災害時には情報が錯綜し、通常の通信体系が支障をきたすことも想定される。そのため、双方向の会話を必要としない情報伝達は、極力ファクシミリを使い、通信対象に送信する。

(1) 無線の必要性

災害時には、消防局を始め県関係機関等との迅速かつ確実な情報のやり取りがあり、それに基づき適切な防災活動行っていくこととなる。そのため、多様な状況に対処できる防災行政無線の導入を進める。

(2) インターネット等のパソコン通信の電子メール、掲示板の積極的利用

(3) 無線ファクシミリの利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線ファクシミリ番号の事前登録）

県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と市民への伝達事項の依頼。

(4) 情報の集中による一元化

正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部の総括班に災害情報担当を置き、情報の集中を図る。

4 被災者相談活動

精神的に不安定な状態にある住民に対して、その不安を解消するための様々なケアサービスの提供が必要になるとみられる。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情等に関する公聴活動を関係防災機関とともに展開し、被害の実情に応じたきめ細やかな災害応急対策を実施していく。

- (1) 市災害対策本部に被災住民の相談に応じる窓口を開設する。
- (2) 被災地及び指定避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各班に連絡して早期解決に努力する。
- (3) 指定避難所等に相談所が設置されないときは、各指定避難所の責任者が相談等に応じる。
- (4) 相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。

5 安否情報の提供等

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は市長と協力して、被災者を受入するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について市長に実施を委任したときは、市長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。

この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 市は、自らの資力で応急修理できない被災者に対しては、日常生活を営む上で不可欠な箇所の修理について、市条例に基づく災害援護資金の貸付等を行う。

(2) 災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

ア 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急の修理」という。）

の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(イ) 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

(ウ) 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

(エ) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(オ) 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(イ) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(ウ) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

(エ) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(オ) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

市は、災害により当面、居住する住宅を失った被災世帯に対し、空いている市営住宅への緊急入居ができるよう必要な措置を講じておく。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

9 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
- (エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ 市は宅地判定実施のための支援を知事に要請する。

ウ 県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

(4) 県との連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

市及び県は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。
- (3) 知事は、市長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3 実施方法

(1) 市

ア 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

ウ 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

オ 食料確保の基準は以下のとおりである。

配 給 対 象	配給限度数量
1. 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算 200 g
2. 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う場合	1食当たり精米換算 400 g
3. 災害地における救助作業が急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事している者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算 300 g
4. 特殊災害（爆発、転覆等）の発生に伴い被災者に対して給食の必要がある場合	1食当たり精米換算 200 g

(2) 県

知事は、市長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結している販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた援助食料は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して町が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、県と中国四国農政局との締結における「災害救助法が発動された場合における災害救助米穀の緊急引渡しに関する協定」に基づいて実施するので、市長は必要な申請等を知事に行う。また、災害地が孤立し、あるいはやむを得ない事情により知事又は関係機関に申請書提出が困難であるときは、申請内容を電話等により県に報告し、食料の供給を受け、事後速やかに所定の申請を行う。

第2項 給水計画

1 方針

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、市、県、水道事業者及び水道用水供給事業者は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 実施責任者

災害等により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により、現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を指示したときは市町長）	災害救助法第4条、 第13条 災害救助法施行令 第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） 第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、水道事業者等という）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

飲料水供給の実施は原則として市が行うものとするが、市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施していく。

3 実施内容

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。なお、感染症等の発生を予防するため、給水に際しては必ず消毒の強化を実施、かつ残留塩素の確認を十分に行う。
- (2) (1)により給水できない場合は、上水道水源から給水タンク車及び給水容器で現地に輸送する。
- (3) 給水については、給水場所、給水時間等を住民に事前に周知徹底を図る。
- (4) 災害の規模に応じ、1戸当たりの給水量を把握する中で、住民に公平な給水に努めること。

4 飲料水等供給方法

(1) 市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため次の措置を講じる。

- ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や救急告示病院、透析医療機関など、優先的に給水を実施する。
- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- キ 市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請する。
- ク 大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努める。
- ケ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- コ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- サ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(2) 県

市及び水道事業者等の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。

- ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。
- イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。
なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。
- ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

第3項 生活必需品等供給計画

1 方針

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

市長は、知事が災害救助法を適用し、生活必需品等を被災者に給与又は貸与する場合はその補助を行う。

なお、同法13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

(2) 県

ア 調達方法

知事は、3の実施基準と災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で購入計画をたて、取扱い業者の協力を得て調達する。

県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

イ 配分

知事は市長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

市長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

市内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合には、市は県に対し物資の供給について要請する。

県は、市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞取りを行い、市への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第10節 防疫、保健衛生、遺体の対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫に必要な事項について定める。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新感染症 指定感染症

(2) 防疫活動

災害時については、(1) による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 県の防疫活動

(ア) 疫学調査の実施

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため県は疫学調査を行う（保健所設置市を除く市町においては、管轄の県保健所が実施）。

(イ) 健康診断の実施

疫学調査の結果、必要な場合は、法第17条第1項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。

イ 市の防疫活動

(ア) 防疫活動

市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(イ) 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節 災害情報計画」により県に報告する。

(ウ) 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

3 災害防疫対策連絡会議及び災害防疫対策本部

(1) 組織

平常時から保健所、県、その他関係機関と協議及び情報の連絡を保ち、万全を期するために災害防疫対策連絡会議、災害防疫対策本部を設ける。災害防疫対策連絡会議の構成は次のとおりとする。

会 長	市長
副会長	副市長、教育長
委 員	総務部長、市民生活部長、福祉保健部長

(2) 災害防疫対策本部の設置

被害状況から勘案して必要と考えられる場合は、速やかに災害防疫対策本部の設置及び防疫対策の企画実施また指導に当たること。

(3) 広島県東部保健所長への通知

災害防疫対策本部の設置並びに業務の実施に当たっては、事前に広島県東部保健所長に通知し、その指示を受けなければならない。

(4) 災害対策本部と災害防疫対策本部との関係

ア 災害対策本部が設置されたときは、即時災害対策本部組織の中に移行するものとし、市災害対策本部の衛生班が担当し、防疫活動を実施していく。

イ 災害対策本部が設置されないとき、又は廃止された場合、必要があるときは災害防疫対策本部を開設し、防疫業務を推進する。

4 報告、記録

- (1) 市は、災害防疫が終了した場合は、広島県東部保健所長、県に終了した日から20日以内に報告する。
- (2) 記録は次のとおり区分して行う。
 - ア 災害状況報告書
 - イ 防疫活動状況報告書
 - ウ 防疫経費所要額調べ及び関係書類
 - エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
 - オ 鼠、ハエ、蚊等の駆除に関する書類
 - カ 家庭用水の供給に関する書類
 - キ 患者台帳
 - ク 防疫作業日誌

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

(2) 海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部、県警察及び市は次の措置を行う。

(1) 第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携を取り所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

(2) 県

市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、市を積極的に支援する。

(3) 市

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(ア) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所(寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設)に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」(平成25年10月1日施行)に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

県は、市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。

また、状況等に応じて、災害時の相互応援協定に基づき、近隣県に対して応援要請する。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄道施設

鉄道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、害状況を速やかに調査し重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定める。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、県内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社は、発電用ダムから放流する場合には、河川管理者の承認を受けた「ダム操作規程」に基づいて行う。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）総本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって県危機管理監に伝達する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(カ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

- ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。
- イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。
- ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。
- エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。
- オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設の災害応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市水道局が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町、関係業者から調達して対処する。

(2) 施設の点検

災害発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

- ア 取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は、施設ごとに速やかに行う。
- イ 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況の把握に努める。

なお、以下の管路については、優先的に点検する。

- (ア) 主要配水管路
- (イ) 給水拠点における管路
- (ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

- ア 取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止、又は減量を行う。
- イ 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。
- ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 災害時の広報

災害発生時には、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、水道局の車両及び職員を動員して広報活動を行う。

5 下水道施設の応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

下水道施設の被害に、迅速に応急措置を実施するための資機材、工器具等を整備する。

(2) 応急措置

ア ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより機能停止による配水不能の事態が起こらないよう対処する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行うとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給に協力してもらう。

エ 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

オ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

カ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、管理者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時等に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置や、応急措置の支障となる空家等の除却その他必要な措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

市及び県は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル(第3版)」(令和5年4月環境省)を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国(環境省)による災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等

をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。

また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、P R T R法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）

1 方針

市、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受け付け、調整等その受け入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティアの受け入れ体制

市社会福祉協議会と市及び関係団体が連携し、ボランティア活動を円滑に推進するためのマニュアルを策定するなど、平常時からボランティアの受け付け・調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

災害時において、県は、災害対策本部設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受け入れ体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、県災害対策本部は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受け入れ体制の確保について、市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関、団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネッ

ト」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(5) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンター等や市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関、団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

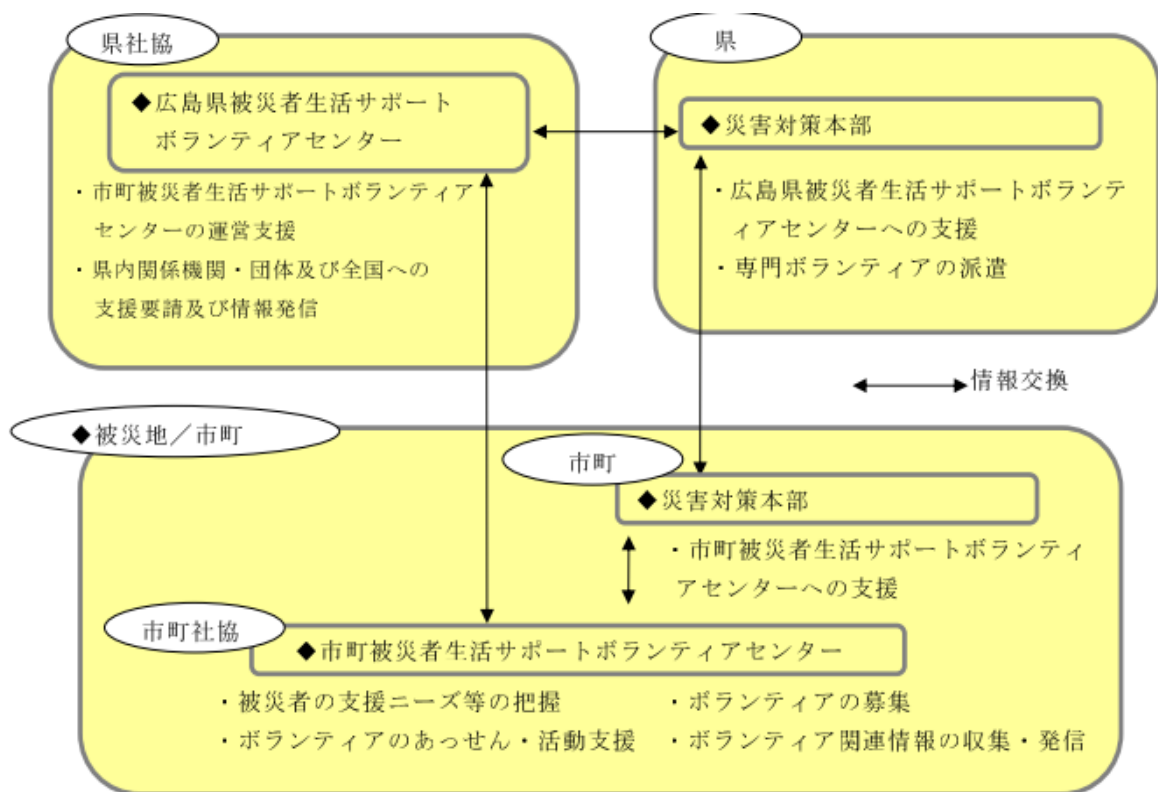
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供する。



- (6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンターで受け付けた専門ボランティアをあっせんする。市は、専門ボランティアの受け入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

市は、市被災者生活サポートボランティアセンター等へ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどに配慮するよう努める。

7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により、市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部または全部が喪失した場合、博島県被災者サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

9 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受け入れ計画に基づき、県が受け入れるものとする。

その際には、ボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保するなどの活動支援を行うものとする。

第13節 文教計画

1 方針

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市及び県は災害発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 市立学校
市教育委員会
- イ 市立高等学校
市立高等学校長
- ウ 県立学校
県立学校長
- エ 私立学校
私立学校長
- オ 国公立大学
国公立大学長

(2) 休業等の実施

学校の管理者は、市長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

(3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
 - (ア) 市立学校（幼稚園を除く。）
市教育委員会
 - (イ) 県立学校
県立学校長
 - (ウ) 私立中・高等学校
学校長

イ 応急教育の実施場所

- (ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。
- (イ) 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立中・高等学校にあっては知事）がその確保のためあつせん当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。
また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- (カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会、私立中・高等学校並びに県立学校及び市立高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）
- (ウ) 支給限度額
 - a 教科書及び教材 給与に要した実費
 - b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (エ) 支給申請の期限
 - a 教科書及び教材 1 か月以内
 - b 文房具及び通学用品 1 5 日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立中・高等学校にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

エ 道路等の交通確保等については第3章の1第7節において記述する。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、専修学校及び各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

(7) 授業料等の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立中・高等学校の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成する。

(8) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(9) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市に被災状況を報告する。

(2) 市長は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

(3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市長に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

(4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 本市において、100世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。

(イ) 県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において50世帯以上の世帯が滅失した場合。

(ウ) 県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事案がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内

救助の種類	対 象	期 間
被災した 住宅の応急修理	・ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれのある者	災害発生の日から 10 日以内 に完了
	・ 日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から 3 か月以内 に完了 （ただし、国の災害対策本部 が設置された場合は、災害 発生の日から 6 か月以内に 完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品 を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒 及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書）1 か月以内 （文房具及び通学用品）15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から 10 日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると 推定される者	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物 が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、 自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員 等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認め られる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認め られる期間以内

(5) 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第 13 条第 1 項及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第15節 海上災害応急対策計画

1 船舶災害

(1) 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

船舶災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

ア 第六管区海上保安本部

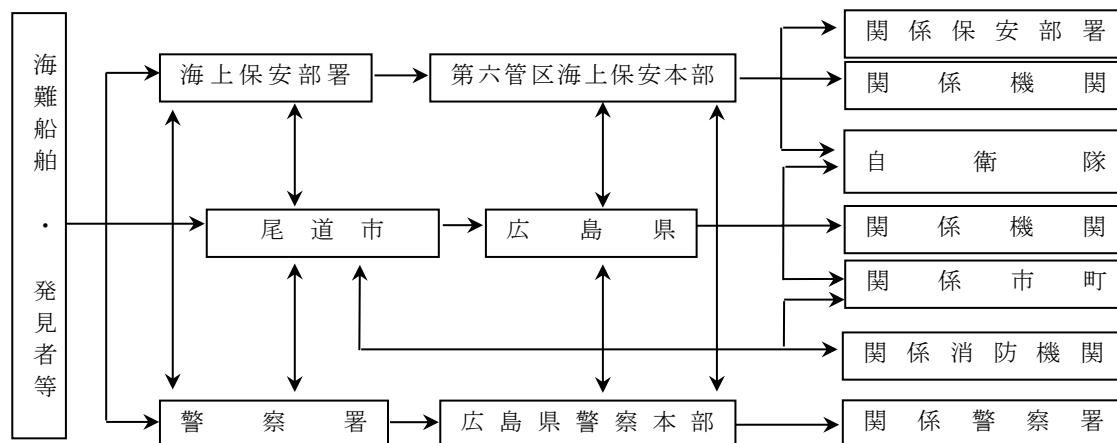
船舶災害が発生し、又はそのおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、市、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

イ 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を市、防災関係機関に連絡する。

ウ 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 海難船舶、船舶所有者等

- (ア) 事故発生及び被害状況の連絡
- (イ) 避難誘導等の応急対策活動
- (ウ) 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

イ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 搜索活動
- (エ) 救助・救急活動

- (オ) 消火活動
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (キ) 海上交通安全の確保
- (ク) 合同調整所での調整
- (ケ) その他の災害応急活動

ウ 県

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 医療救護活動
- (カ) 合同調整所での調整
- (キ) その他の災害応急対策

エ 市

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 医療救護活動
- (オ) 一時避難所の設置及び運営
- (カ) 合同調整所等での調整
- (キ) その他の災害応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 海岸沿いにおける搜索活動
- (ウ) 救出救助活動
- (エ) 交通規制
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

カ 消防機関

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 搜索活動
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 消火活動
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

キ 医療機関（日本赤十字社尾道市地区、広島県医師会、災害拠点病院等）

- (ア) 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- (イ) その他の災害応急活動

ク 自衛隊

- (ア) 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- (イ) 合同調整所での調整
- (ウ) その他の災害応急活動

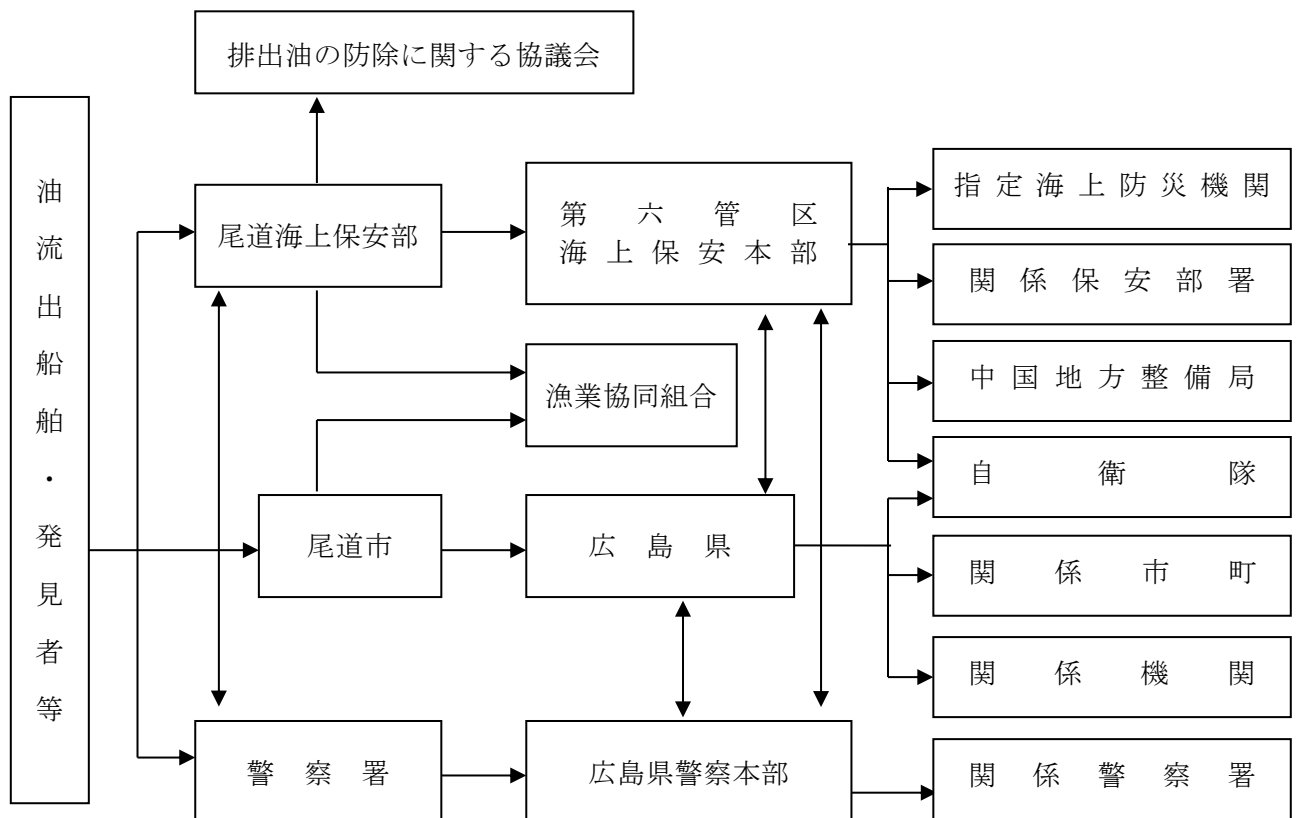
2 大量流出油等災害

(1) 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 油流出船舶及び施設の管理者等

(ア) 油等の排出の通報

(イ) 防除措置の実施

イ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

(ウ) 防除措置義務者への指導等

(エ) 活動体制の確立

(オ) 流出油等の防除作業

a 拡散防止措置

b 回収措置

c 化学的処理

- (カ) 防災関係機関への協力要請
- (キ) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
- (ク) 指定海上防災機関への指示
- (ケ) その他の応急対策

ウ 県

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 漂着油の除去作業等
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (オ) 回収油等の処理
- (カ) その他の応急対策

エ 市

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 漂着油の除去作業等
- (エ) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
- (オ) 回収油等の処理
- (カ) その他の応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 避難誘導・広報
- (ウ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策
- (エ) その他流出油等の防除作業などの応急対策

カ 中国地方整備局

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 流出油等の防除作業
- (ウ) その他の応急対策

第16節 突発的災害における応急対策計画

1 方針

列車の転覆、船舶の沈没、ガス爆発、火薬爆発等の突発的な事故は、多くの死傷者が発生するおそれがあり、こうした場合には、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置を行う。

2 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

3 対策事項

- (1) 救助活動の促進
- (2) 情報の収集及び災害状況の把握
- (3) 避難の指示
- (4) 県への報告
- (5) 自衛隊への災害派遣要請
- (6) 日本赤十字社広島県支部尾道市地区、一般社団法人尾道市医師会等への緊急医療活動の要請
- (7) 防災関係機関への応急措置の要請
- (8) 二次災害の防止措置の実施
- (9) 他市町への応援要請

第3章の2 災害応急対策計画

【 地震・津波対策編 】

第1節 基本方針

この計画は、地震・津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生への防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 海上における大量流出油等応急対策に関する事項

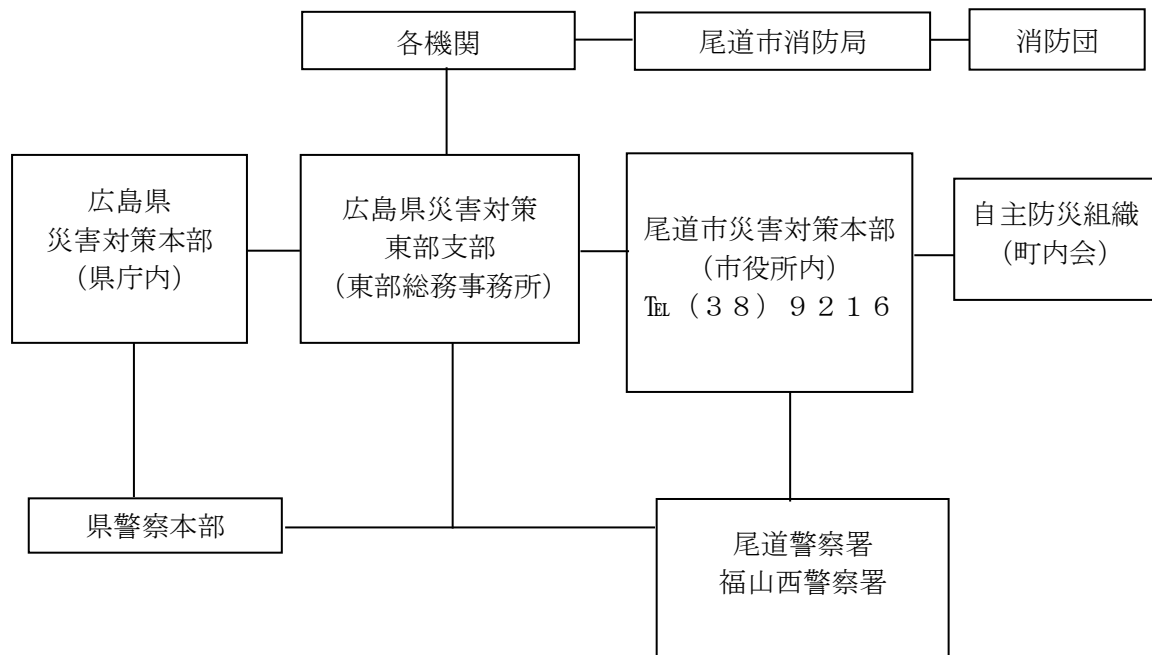
第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 組織系統



3 市の配備動員体制

(1) 配備体制

ア 体制の概要

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（1号、2号）の3種類とし、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 a 市内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	【地震】 a 市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき b 市内で震度5弱を観測したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 広島県に津波注意報が発表されたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	1号 【地震】 a 市内で震度5強以上を観測したとき b 地震発生により、大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき c 震度5弱以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 d 広島県に津波警報が発表されたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
	2号 【地震】 a 市内で特別警報（震度6弱以上）を観測したとき b 勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震を観測したとき c 1号体制から体制を強化する必要があるとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 d 広島県に大津波警報が発表されたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(注) 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

イ 災害対策本部を設置しない程度の災害

災害対策本部を設置しない程度の地震災害発生については、尾道市行政組織規則に基づき、各主管の長においてそれぞれ災害防止にあたり、対策全般の総合調整を総務部長が行う。

(ア) 各主管の長は、それぞれの主管業務に関する災害発生を知った場合、直ちに必要事項を総務部長に連絡する。

(イ) 総務部長は、各主管の長からの報告を集約し、必要な指示を出し、各主管業務円滑に行われるよう調整する。

- (ウ) 災害応急対策実施後、各主管の長は、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等遅滞なく処理し、その大要を総務部長に報告する。

ウ 災害対策本部を設置する場合

(ア) 設置の決定

市長は、市内に地震被害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な対策を講じるため、必要があると認める場合、災害対策本部を設置する。なお、市長が不在で連絡困難な場合には、副市長が市長に代行して災害対策本部を設置する。

- a 総務部長は、地震発生後の気象情報並びに各主管の長の報告をもとに災害対策本部設置について遅滞なく、市長若しくは災害対策本部設置責任者に報告し、災害対策本部設置について指示を受けねばならない。
- b 災害対策本部設置に必要な事項は、尾道市災害対策本部設置条例に定めるところによる。
- c 災害対策本部長は、尾道市災害対策本部規程に基づき直ちに組織動員計画を策定し、速やかに災害応急対策を実施する。
- d 動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

(イ) 設置基準

- a 津波注意報・警報が発せられたとき。
- b 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- c 地震発生により大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき。
- d その他市長が必要と認めたとき。
- e 災害の規模、内容等必要に応じ現地対策本部を設ける。

(ロ) 伝達

本部長は、本部の開設を決定したときは、直ちに班長に連絡するとともに県（危機管理監）に報告する。

(ハ) 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は特別の場合を除き尾道市本庁舎に置くこととし、地震・津波等の影響により庁舎が使用できない場合は長者原スポーツセンターに置く。但し、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある。

(ニ) 廃止の決定

本部長は、市内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するとともに直ちに各班長に連絡し、また県（危機管理監）へ報告する。

(ホ) 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他、本部長が必要なしと認めたとき。

(キ) 災害対策本部・事務分掌
災害対策本部・事務分掌

部 名	班 名 (班長担当職)	分 掌 事 務	構 成 員
本 部 長 (市 長)	総 括 班 (総 務 課 長) (情報システム課長) (因島総合支所市民生活課長) (瀬戸田支所住民福祉課長) (御調支所まちおこし課長) (向島支所しまおこし課長) (災害対策本部要員)	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 各部の総合調整及び連絡に関すること。 5 気象情報の収集及び通報に関すること。 6 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 7 自主防災組織の育成・指示に関すること。 8 避難情報等に関すること。 9 応援派遣の要請に関すること。 10 車両の配車計画に関すること。 11 防災ボランティアに関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 支所との連絡調整及び情報伝達に関すること。	○総 務 課 ○情報システム課 ○因島総合支所市民生活課 ○瀬戸田支所住民福祉課 ○御調支所まちおこし課 ○向島支所しまおこし課 上記各課職員 ○災害対策本部要員
副 本 部 長 (副 市 長)	職 員 班 (職 員 課 長)	1 本部職員の動員計画に関すること。 2 応援班の編成に関すること。 3 本部職員の宿舍及び給食に関すること。	○職員課職員
本 部 (総 務 部 長) (企画財政部長) (議会事務局長) (因島総合支所長) (瀬戸田支所長) (御調支所長) (向島支所長)	企 画 班 (政 策 企 画 課 長)	1 本部長の特令に関すること。 2 本部長の指揮命令の伝達に関すること。 3 担当管内の情報の収集及び応急対策に関すること。	○政策企画課職員
	広 報 班 (秘 書 広 報 課 長) (議会事務局次長) (選 管 事 務 局 長) (監 査 事 務 局 長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害及び被害情報の広報に関すること。 3 気象情報の周知に関すること。 4 被災者の安否問い合わせに関すること。 5 災害視察者、見舞者の応援に関すること。	○秘書広報課 ○議会事務局 ○選管事務局 ○監査事務局 上記各課職員
	経 理 班 (財 政 課 長) (会 計 課 長)	1 災害対策本部の経理に関すること。 2 災害対策資材その他物品の購入並びに出納に関すること。 3 住宅被災者に対する融資等に関すること。 4 中小企業被災者に対する融資に関すること。	○財政課職員 ○会計課職員
	調 査 班 (市 民 税 課 長) (資 産 税 課 長) (収 納 課 長)	1 住家被害の調査と罹災証明書の交付に関すること。	○市民税課職員 ○資産税課職員 ○収納課職員
	庶 務 班 (浦崎・百島支所長)	1 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。 2 地元消防団並びに住民との連絡に関すること。 3 住民に対する広報に関すること。	○各支所職員

	応 援 班 (美 術 館 長)	1 災害応急対策全般の応援に関すること	○美 術 館 上記各職員
消 防 部 (消 防 局 長) (消 防 団 長)	消 防 班 (消 防 局 次 長) (尾 道 消 防 署 長) (尾 道 西 消 防 署 長) (因 島 消 防 署 長) (副 団 長)	1 消防、水防に関すること。 2 災害の予防、応急対策に関すること。 3 人命の救急救助と財産の保護に関すること。 4 部にかかる被害調査に関すること。 5 災害後の安全対策に関すること。 6 災害警戒の広報及び指導に関すること。 7 避難の指示に関すること。	○消 防 局 職 員 ○各消防署職員 ○消 防 団 員
応 急 対 策 部 (建 設 部 長)	庶 務 班 (契 約 課 長) (用 地 課 長) (まちづくり推進課長)	1 建築部各班の連絡調整に関すること。 2 応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 3 道路・河川・堤防・がけ崩れパトロールに関すること。 4 部にかかる災害相談に関すること。 5 部にかかる関係庶務に関すること。	○契 約 課 ○用 地 課 ○まちづくり推進課 上記各課職員
	土 木 班 (土 木 課 長) (維 持 修 繕 課 長) (因島総合支所しまおこし課長) (因島総合支所施設管理課長) (御調支所まちおこし課長) (向島支所しまおこし課長) (瀬戸田支所しまおこし課長)	1 土木関係災害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関すること。 3 土木関係業者に対する協力要請に関すること。 4 道路、河川、堤防、山崩れ等応急対策に関すること。 5 作業隊の指揮監督に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 市街地の損壊家屋等の対策に関すること。 8 災害危険区域の非常警備に関すること。 9 建築関係業者の動員に関すること。 10 宅地の危険度判定に関すること。 11 市街地の排水対策に関すること。 12 ポンプ所及び樋門の保全に関すること。	○土 木 課 ○維 持 修 繕 課 ○因島総合支所 しまおこし課 ○因島総合支所 施設管理課 ○御調支所 まちおこし課 ○向島支所 しまおこし課 ○瀬戸田支所 しまおこし課 上記各課職員
	輸 送 対 策 班 (土 木 課 長) (維 持 修 繕 課 長)	1 緊急輸送計画の企画・立案。 2 緊急輸送に係る他機関との連絡調整。 3 臨時輸送拠点の確保。	○土 木 課 職 員 ○維持修繕課職員
	建 築 班 (建 築 課 長)	1 市有建物の災害防止と応急対策に関すること。 2 応急住宅の建築に関すること。 3 建物の危険度判定に関すること。	○建 築 課 職 員
	港 湾 班 (港 湾 振 興 課 長)	1 港湾関係情報の収集報告に関すること。 2 港湾関係の災害応急対策に関すること。	○港湾振興課職員

福祉・医療対策部 (福祉保健部長) (病院管理部長) (市民病院事務部長) (みつぎ総合病院事務部長)	災害救助班 (社会福祉課長) (高齢者福祉課長) (子育て支援課長) (因島福祉課長) (御調まちおこし課長) (向島しまおこし課長) (瀬戸田支所住民福祉課長)	1 要配慮者の避難支援及び救護に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 救援物資の配給に関する事。 4 指定避難所の設置に関する事。 5 生業資金、更正資金に関する事。 6 被服、寝具その他の生活必需品の給与、貸与に関する事。 7 在園中の保育児の避難に関する事。 8 災害時の応急保育に関する事。 9 遺体の対策及び身元調査に関する事。 10 部に係る連絡調整に関する事。 11 義援金品の受付、配分に関する事。 12 見舞金に関する事。 13 部にかかる災害相談に関する事。	○社会福祉課 ○高齢者福祉課 ○子育て支援課 ○因島福祉課 ○御調支所 まちおこし課 ○向島支所 しまおこし課 ○瀬戸田支所 住民福祉課 上記各課職員
	医療・保健活動班 (市民病院経営企画課長) (市民病院総務人事課長) (市民病院医事課長) (市民病院看護部長) (みつぎ総合病院事務部次長) (みつぎ総合病院看護部長) (健康推進課長) (御調保健福祉センター所長)	1 応急医療に関する事。 2 医師、助産師等協力要請に関する事。 3 保健師活動に関する事。 4 医療班の庶務経理に関する事。	○市民病院 ○みつぎ総合病院 ○健康推進課 ○御調保健福祉センター 上記各課職員
市民生活部 (市民生活部長)	食料班 (市民課長) (保険年金課長) (人権男女共同参画課長)	1 被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保に関する事。 2 被災世帯の調査に関する事。	○市民課職員 ○保険年金課職員 ○人権男女共同参画課職員
	衛生班 (環境政策課長) (清掃事務所長) (衛生施設センター所長) (南部清掃事務所長)	1 被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事。 2 し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事。 3 し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事。 4 し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事。 5 被災地域の防疫及び消毒に関する事。 6 被災地域の飲料水(上水道を除く)の消毒に関する事。	○環境政策課 ○清掃事務所 ○衛生施設センター ○南部清掃事務所 上記各課職員

産 業 部 (産 業 部 長)	農 林 水 産 班 (農 林 水 産 課 長) (農業委員会事務局長)	1 農林水産関係災害情報の収集に関する事 2 農林水産関係被害の調査に関する事 3 水産施設の災害対策に関する事 4 農作物水産物の被害に対する事後処理等指導に 5 災害対策用主要食料等の調達、あっせんに関す 6 部にかかる災害相談に関する事。	○農 林 水 産 課 ○農 業 委 員 会 上記各課職員
	商 工 観 光 班 (商 工 課 長) (観 光 課 長)	1 商工業施設及び生産品並びに観光施設の被害調査 2 生活必需品等の調達に関する事。	○商 工 課 職 員 ○観 光 課 職 員
教 育 部 (教 育 長) (教育総務部長) (学校教育部長)	庶 務 班 (庶 務 課 長) (因島瀬戸田地域教育課長) 教 育 班 (学校経営企画課長) (教 育 指 導 課 長) (因島瀬戸田地域教育課長)	1 部にかかる情報の収集及び報告に関する事。 2 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関す 3 教育部の庶務に関する事。 4 学校関係災害の調査に関する事。 5 応急教育計画に関する事。 6 児童及び生徒の避難に関する事。 7 被災児童及び生徒の保護指導に関する事。 8 学校給食に関する事。	○庶 務 課 ○学校経営企画課 ○教 育 指 導 課 ○因島・瀬戸田 地域教育課 上記各課職員
	社 会 教 育 班 (生 涯 学 習 課 長) (文 化 振 興 課 長) (因島瀬戸田地域教育課長)	1 社会教育施設の保全並びに応急対策に関する事。 2 文化財産等の保全に関する事。	○生 涯 学 習 課 ○文 化 振 興 課 ○因島瀬戸田 地域教育課 上記各課職員
上 下 水 道 部 (上下水道事業管理者) (上下水道局長)	庶 務 班 (経 営 総 務 課 長)	1 水道部門の連絡調整に関する事。 2 水道局庶務全般に関する事。	○経営総務課職員
	技 術 班 (水 道 工 務 課 長) (浄 水 課 長)	1 水道施設応急工事にに関する事。 2 水道災害の調査に関する事。 3 緊急水源の確保、配水に関する事。 4 水道施設の災害復旧に関する事。 5 給水計画に関する事。	○水道工務課職員 ○浄 水 課 職 員
	下 水 道 班 (下 水 道 課 長)	1 下水道施設の警戒防護に関する事。 2 下水道施設の応急復旧工事にに関する事。 3 市街地の排水対策に関する事。 4 ポンプ所及び樋門の保全に関する事。	○下水道課職員

(ク) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害
 現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど、救
 助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

(2) 動員体制

市災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備の決定に基づき、以下の図で示す系統で伝達し動員する。また、本部長が配備を決定したとき、総括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。また、災害対策本部各班で災害応急対策実施に当たって職員が不足するとき、本部長は災害対策本部内で余裕のある班から当該班と協議して動員派遣する。しかし、災害対策本部全体を持ってなお不足するときは、県東部支部に応援要請を行う。

ア 動員の方法

本部長が配備を決定したときは、総括班は速やかに各班に伝達し、班長は班員に連絡する。

イ 勤務時間外の時の動員の伝達

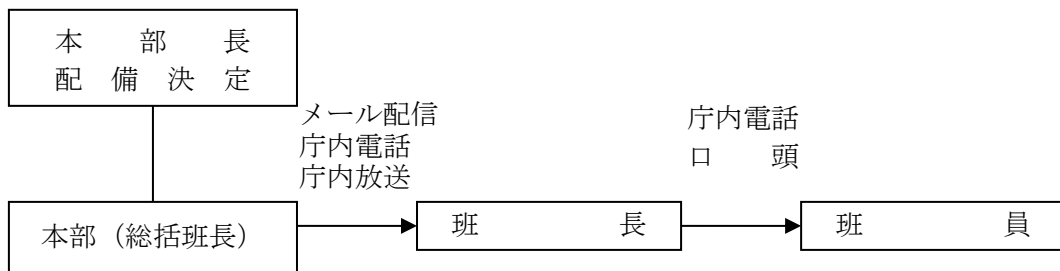
本部長は、総括班長に連絡するものとし、総括班長は各班長に、各班長は班員に速やかに伝達し、配備体制を整える。

ウ 通信途絶時、交通途絶時の動員方法

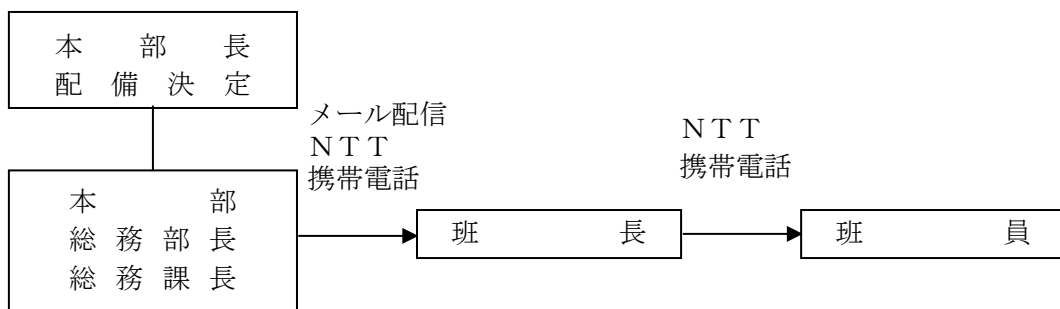
通信途絶並びに交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定めておく。

エ 系統図

(7) 勤務時間中



(イ) 勤務時間外



(3) 要員確保

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び消防職（団）員等の動員のみでは不足するとき、及び特殊な作業のため技術力が必要なときにおける災害対策要員の確保について定める。

ア 災害対策要員確保の順序

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

(7) 災害対策本部の要員

(イ) 消防職員及び消防団員

(ウ) 関係地区の自主防災組織に所属する住民

(エ) ウ以外の地区の自主防災組織に所属する住民

(オ) 日本赤十字奉仕団員の動員

(カ) 作業員の雇入れ

(キ) 自衛隊

(ク) 県職員

(ケ) 他市町からの応援

イ 災害対策本部要員の動員は、市災害対策本部長が行う。

ウ 自衛隊員については、「第3章の2 第5節 自衛隊災害派遣計画」による。

エ 県職員については、県東部支部長に依頼する。

第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 県内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、津波地震観測装置が庄原市西城町熊野、府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市音戸中学校の4箇所に設置され、このうち府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港前述の8箇所に整備され、震度の自動観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震動観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。

この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

(2) 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

ア 種類

a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は特別警報に位置付けられる。

b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報等

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで3mを 超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・ 流失し、人は津波による流れに巻き込 まれます。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに 高台や避難ビルなど安全な場所へ避 難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が 解除されるまで安全な場所から離れ ないでください。	10m超 (10m<予想される津波 の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波 の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波 の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで1mを 超え3m以下の場 合	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生します。人は津波に よる流れに巻き込まれます。 津波は繰り返し襲ってきます。警報 が解除されるまで安全な場所から離 れないでください。	3m (1m<予想される津波 の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで、0.2 m以上1m以下の 場合であって、津 波による災害のお それがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型 船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上 がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますの で、注意報が解除されるまで海に入 ったり海岸に近づいたりしないよう にしてください。	1m (0.2m≤予想される津波 の最大波の高さ≤1m)	(表記し ない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差である。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

- (ア) 県内で震度 1 以上の地震を観測したとき。
- (イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- (ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

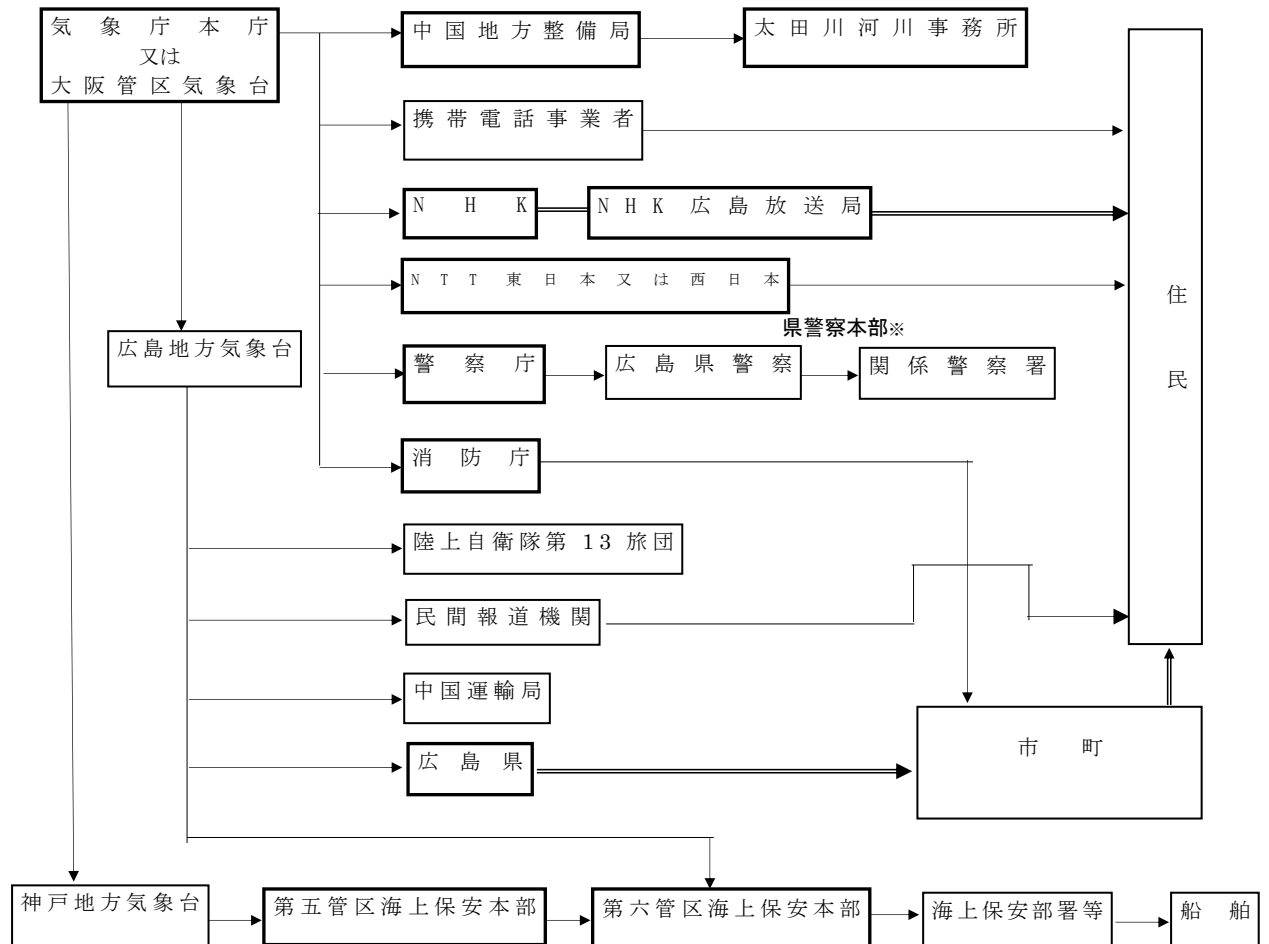
	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報または若干の海面変動が予想された時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報(警報)発表時	
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
	情報の種類	発表内容	
津波情報 (注2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表	
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

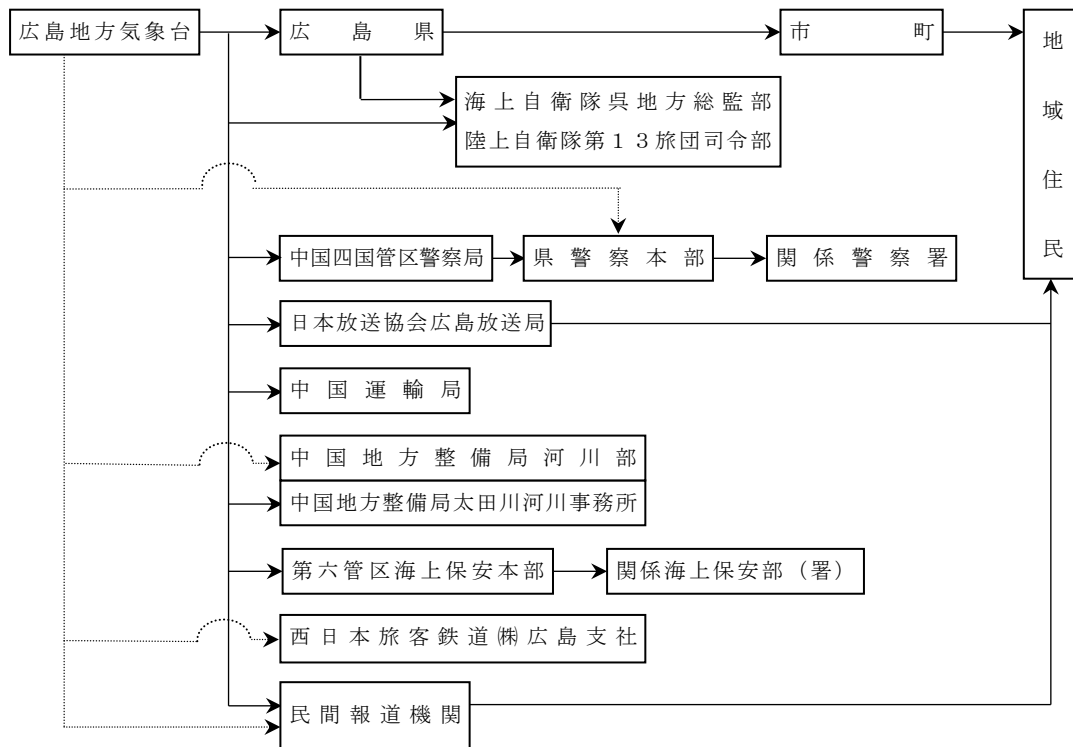
(4) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



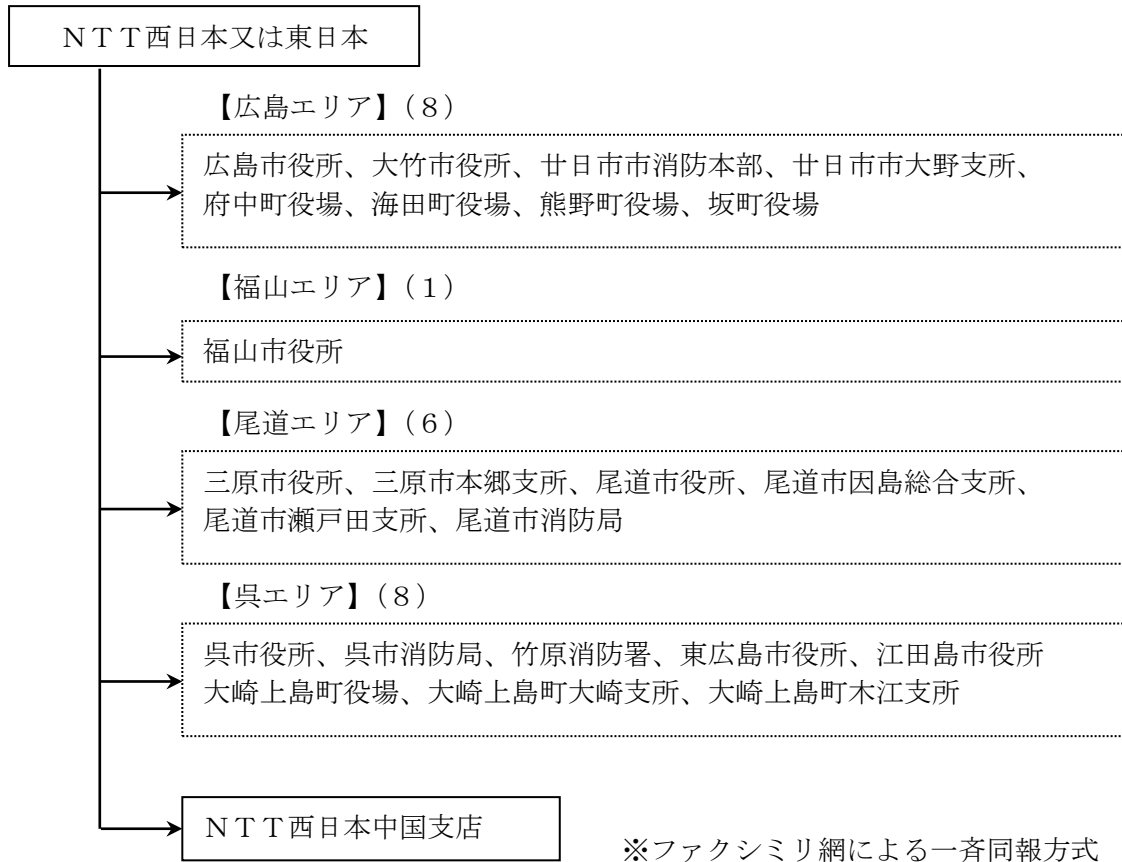
- (注)
- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関
 - ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ・※印は、津波注意報の通知は行わない
 - ・日本放送協会広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）
- 2 民間報道機関は、㈱中国放送・広島テレビ放送㈱・㈱広島ホームテレビ・㈱テレビ新広島・広島エフエム放送㈱・㈱中国新聞社である。

ウ N T T西日本は、次の経路により津波警報を関係市町に伝達する。



(5) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、沿岸地域の市町は、震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。

イ 市町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

(参考) 気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなかった地の市町長は、津波警報を発表することができる。

(6) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報をデジタル防災無線（戸別受信機を含む。）等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

(7) 居住者等への情報の伝達

市及び県は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるよう努める。この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、デジタル防災無線の戸別受信機等の伝達手段を確保に努める。

屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達するよう努める。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等ヘラジコ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン津波フラッグ等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

(8) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(9) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画の策定に努める。

(10) 情報の伝達方法

市は、津波警報等及び情報の伝達手段として、デジタル防災無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図るものとする。この場合において、高齢者や障害者等の災害時要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市長の措置

(ア) 市長は、火災、がけ崩れ、土石流、津波等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚地により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

(ウ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

イ 警察官及び海上保安官の措置

警察官及び海上保安官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

(2) 避難指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

ア 避難対象地域

イ 避難指示等の発令理由

ウ 避難先及び避難経路

エ 避難の方法及び携行品

オ その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を市ホームページ、尾道市公式LINE、防災アプリ、尾道市役所災害情報発信ツイッター、デジタル防災無線、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

市、県、県警察、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、劇場、百貨店、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、市は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。津波ハザードマップ作成にあたっては、県へ必要な情報の提供を求める。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

市は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行うものとする。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮するものとする。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所を利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

(ア) 避難場所

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）
- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。
- f 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してR C（鉄筋コンクリート）又はS R C（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること（津波の高さや地域の状況によっては2階建てでも選定できる）。
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく必要がある。

(ウ) 避難路

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かつての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

(3) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は、幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

エ 避難指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

地震・津波災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線による収集
- エ 消防局、警察署からの電話等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ マスコミの報道
- ク 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- ケ 広島県防災情報システムの活用
- コ Web会議システムの活用
- サ SNS等による情報
- シ 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、口頭による報告
- イ 防災行政無線の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ コミュニティFM放送、ケーブルテレビ放送の活用
- オ 市登録制メール、緊急速報メールの活用
- カ Web会議システムの活用
- キ SNS等の活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(4) 市内部の情報収集伝達手段

関係各課又は消防局は、災害発生情報及びその後の対応状況を迅速に総務部総務課へ尾道市災害情報共有システム、IP無線機、電話等により連絡するものとする。

3 情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（県が災対本部を設置していない場合）の経路

- ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報
 - (ア) 基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。
 - また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前記(ア)の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）に通報するとともに、関係のある県各局（部）課を経て県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（総務省消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

県は、市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

なお、県が国（総務省消防庁）へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (b) 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第13条の2に規定する津波に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

- (a) 地震
 - ① 地震が発生し、県又は市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 津波
 - ① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - ② 津波により人的被害又は住家被害が生じたもの

c 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

(ウ) 前記(ア)の通報を受けた県地方機関は、速やかに応急対策を実施するとともに、関係のある県各局（部）課に報告し、必要に応じて県各局（部）課は県危機管理監に報告する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

県危機管理監は、必要と認めた場合は、関係のある他の災害応急対策責任者に通報するとともに、関係各課を経て県地方機関に通知する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

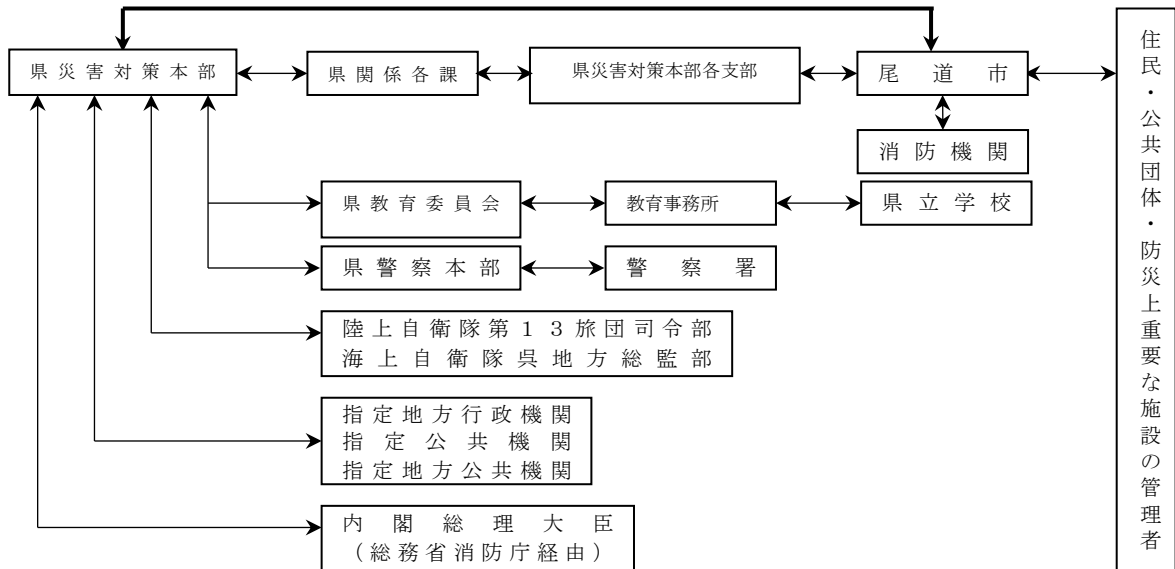
前記ア、イの経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4 地震・津波災害発生及び被害状況報告・通報

地震・津波災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、地震・津波発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、市内で震度5強以上を記録したもの及び前記b(b)のうち、死者又は行方不明者が生じたものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

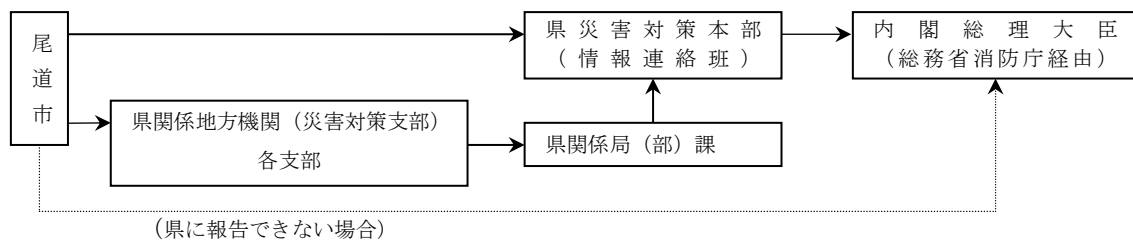
市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

区 分		平日（９：３０～１８：１５） ※応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別	電 話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	FAX	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	７－０４８－５００－９０－４９０１３	７－０４８－５００－９０－４９１０１～４９０１３
	FAX	７－０４８－５００－９０－４９０３３	７－０４８－５００－９０－４９０３６

イ 地震・津波災害発生報告の様式

地震・津波災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 地震発生報告の処理

災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報告の内容を関係各課に連絡するものとし、連絡を受けた関係各課は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(表1) 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安否不明者	当人と連絡がとれず安否がわからない者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。

非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	すべり防止施設被害	地すべり等防止法という地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法という港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法という漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海 岸 被 害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

農林水産施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田 畑 の 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受ける恐れが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。

その他	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

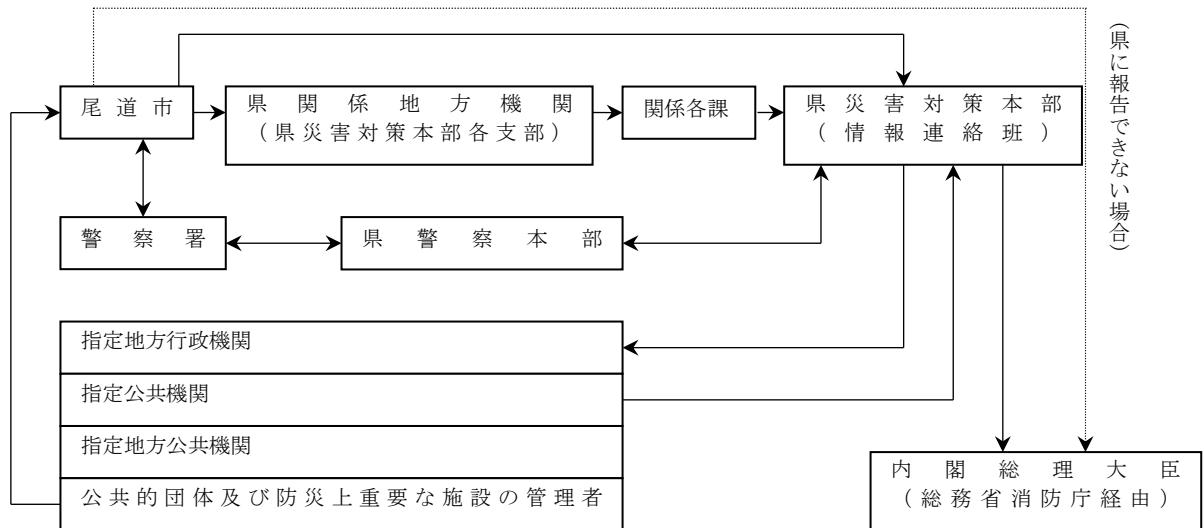
(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。

(県が災害対策本部を設置していない場合は危機管理監)



イ 被害状況の報告等

- (ア) 人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

- (イ) 地震発生直後については、県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、市から収集した情報及び自ら把握した被害規模に関する概括的な情報を総務省消防庁へ報告する。
- (ロ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、前記アの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、定期的に被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。
- (エ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、被害状況取りまとめの結果を、基本法第53条第2項の規定により、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）に報告するほか、必要に応じて政府及び関係機関の援助を要請するための報告を行う。

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

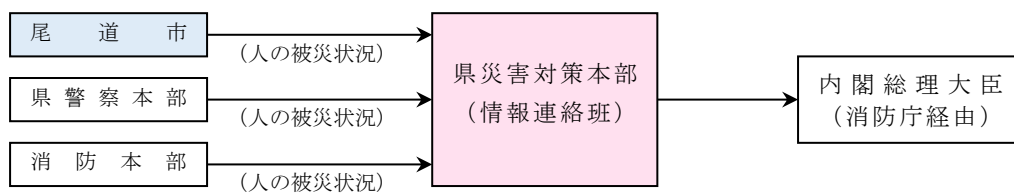
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

エ 人の被害についての速報

市、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。



県が災害対策本部を設置する前の連絡先

危機管理監

- ・ TEL 082-228-2159、2164、0999（直通）
082-223-4434
- ・ FAX 082-227-2122
- ・ 衛星電話 7-7-101-2351～2358

※衛星電話は、本庁舎及び支所の内線電話も通話可能

衛星FAX操作の手順

FAXの 内線指定 ボタンを押してから

7-ポーズボタン-101-119

県が災害対策本部を設置したときの連絡先

情報連絡班

- ・ TEL 082-228-4483（直通）
- ・ FAX 082-227-2122
- ・ 衛星電話 7-7-101-2060～2068

《参考 広島県震度情報ネットワークシステムの概要》

システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部などで表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

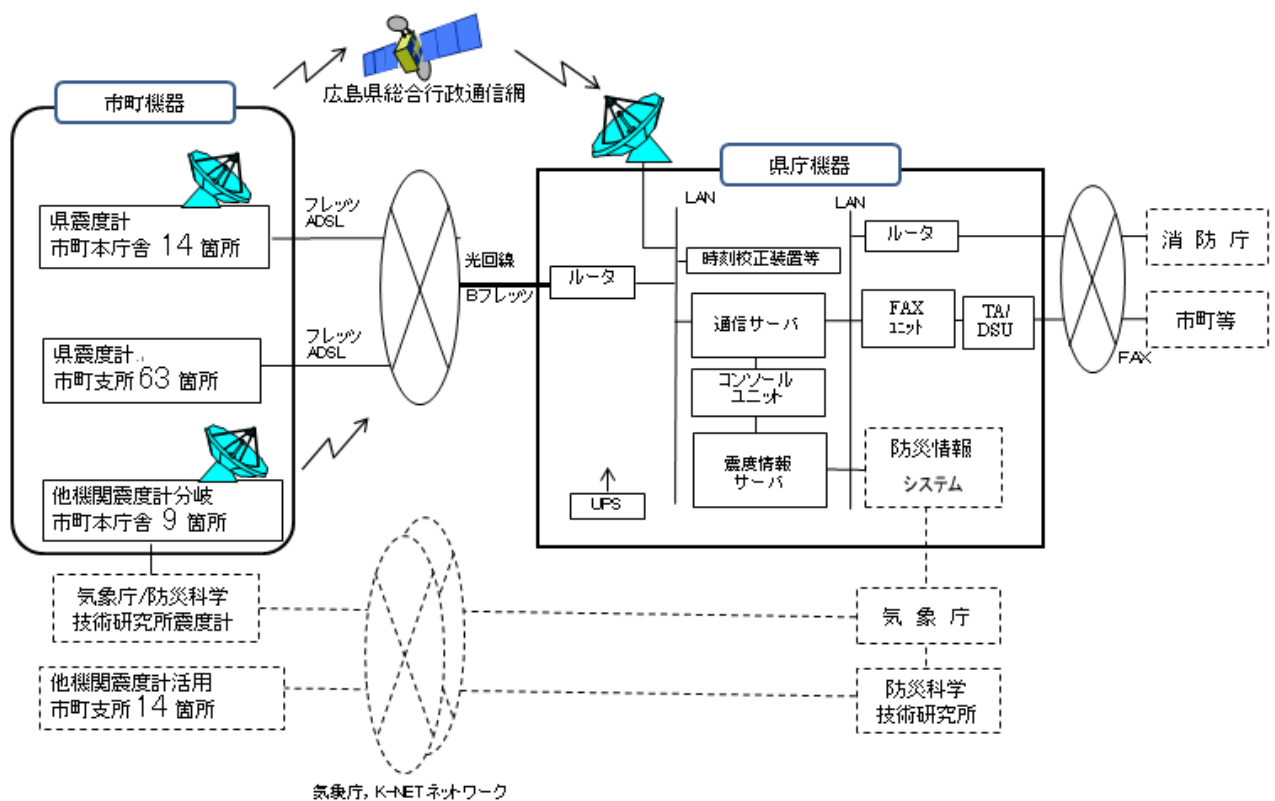
システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部などで表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

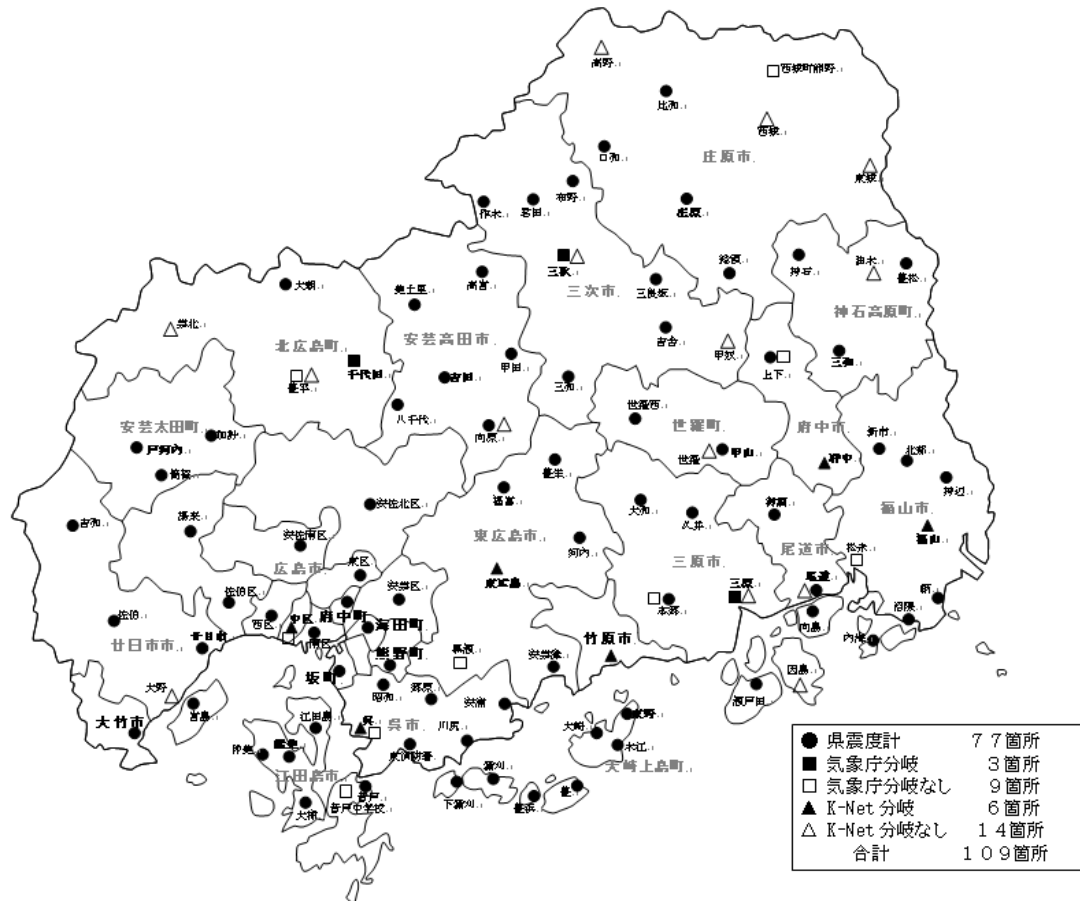
システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部などで表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

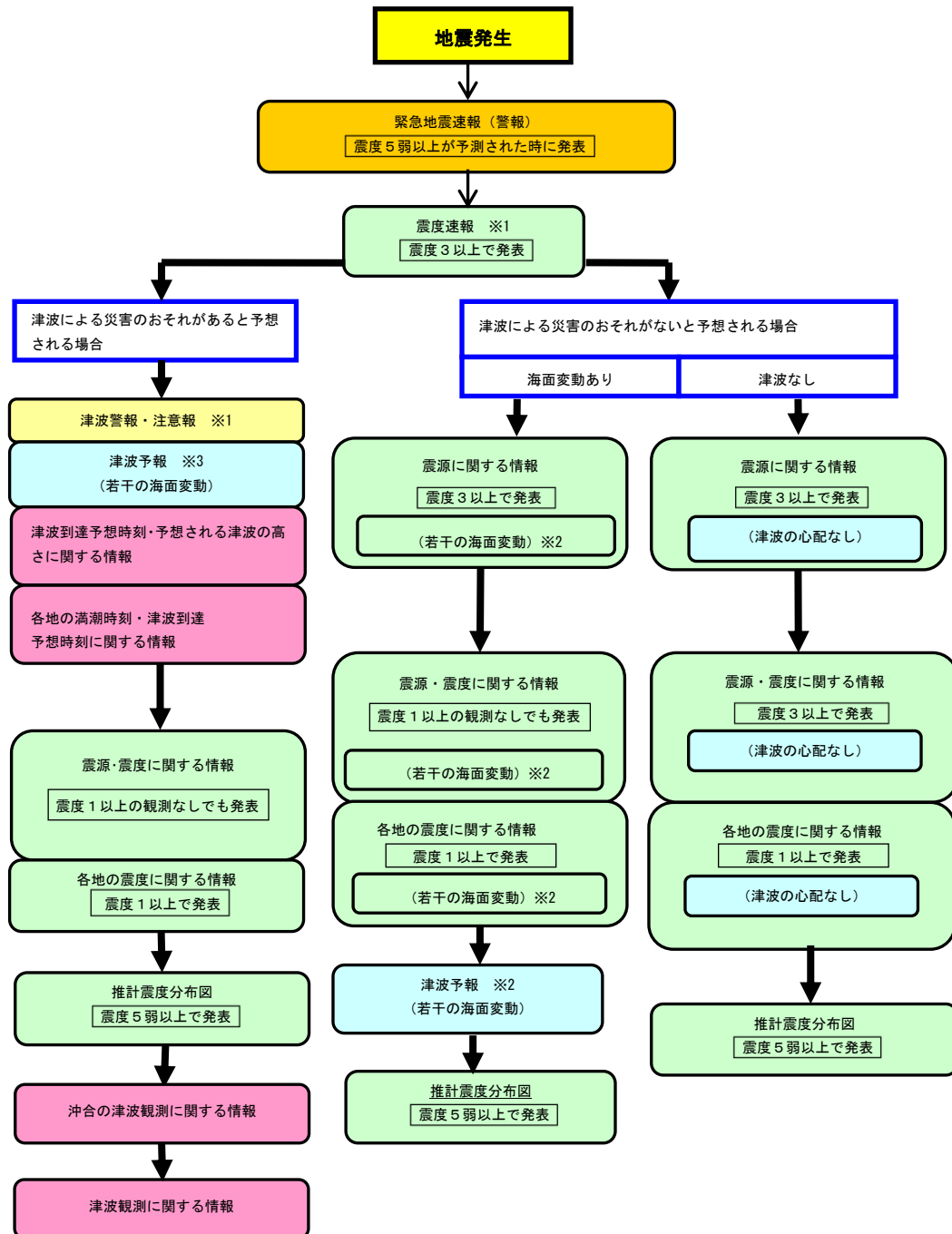
広島県震度情報ネットワークシステムの構成



広島県震度情報ネットワークシステム 震度計設置位置図



[地震・津波に関する情報発表の概念図]



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。

※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。
また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、震度計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されていないブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ。亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などの大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス・金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害の少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁・梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁・梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物の耐震性は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる。下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガスの供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規則等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信の事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層 ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を 有する施設の 天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プールなどの大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2項 通信運用計画

1 方針

市、県及びその他防災関係機関は、地震・津波時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

市及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、地震・津波時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

(2) 非常電報・緊急電報の申込み

区 分	応 答 先	申込みダイヤル番号
非常・緊急電話	電報センター	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特公衆電話（無償）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

ア 固定電話

申 込 先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

イ 携帯電話

申 込 先	電 話 番 号
株式会社ドコモCSモバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

なお、市においては、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 県庁統制局の代替機能の確保

地震・津波による被害により、県総合行政通信網の県庁統制局が使用できなくなった場合に備えて、代替通信機能の確保に努めるものとする。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信無線局を活用する。

ア 設置状況

中国地方における防災相互通信無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

イ 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(例) ぼうさいひろしま 117 の場合

チャンネル 1 (通常) をチャンネル 2 に切り替える。

(4) 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼するものとする。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

ア 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和 53 年 12 月 21 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮 澤 弘

乙 日本放送協会

中国本部長 大 泉 利 道

イ 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

(ア) 協定年月日 昭和 56 年 3 月 20 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮 澤 弘

乙 株式会社中国放送

取締役社長 山 本 満 夫

広島テレビ放送株式会社

- 取締役社長 河 村 郷 四
 株式会社広島ホームテレビ
 代表取締役 宮 田 正 明
 株式会社テレビ新広島
 取締役社長 金 光 武 夫
- (イ) 協定年月日 昭和 58 年 5 月 1 日
- 協 定 者 甲 広島県知事 竹 下 虎之助
 乙 広島エフエム放送株式会社
 取締役社長 松 田 耕 平

協定の内容は、いずれも広島県地域防災計画附属資料（以下「附属資料」という。）に掲載されている。

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、市及び県は、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

ア 市

市は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

イ 県

県は、広島県アマチュア無線赤十字奉仕団及び社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部に対して、災害時における非常通信の協力を依頼する。

(6) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(7) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

5 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

N T Tグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web 171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web 171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(2) 専用通信

市、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(3) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

市及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

市及び県は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

1 方針

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

市及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

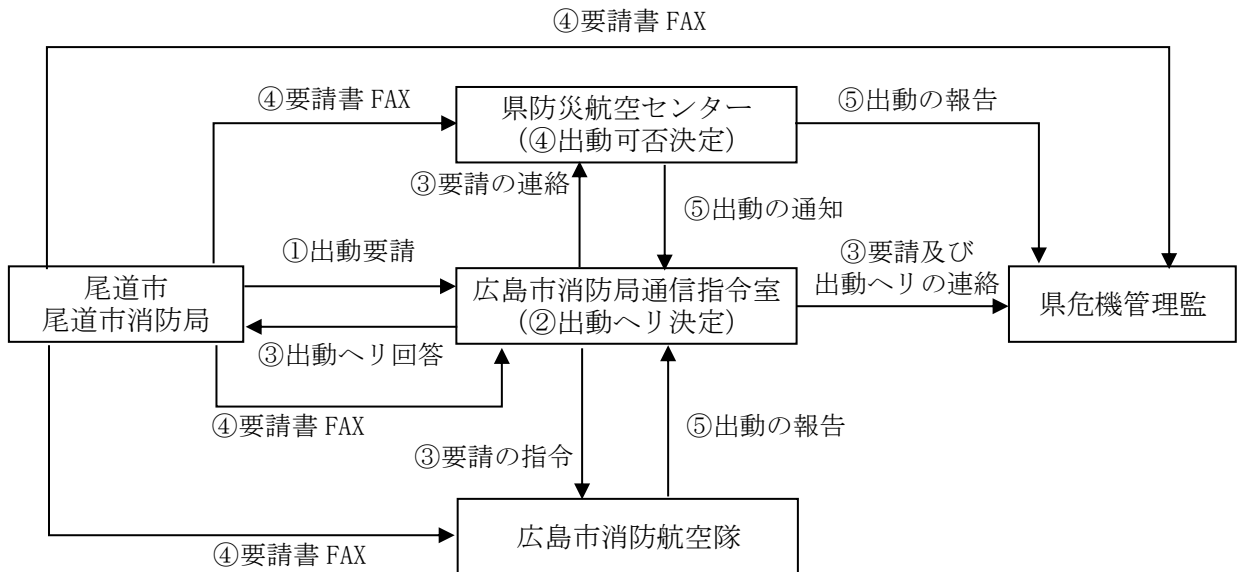
- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 支援要請

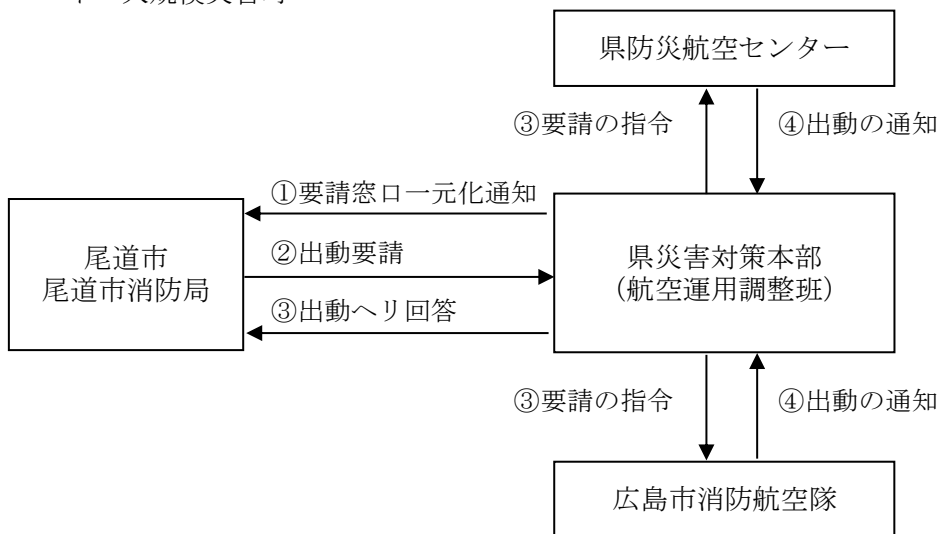
- (1) 市長は、ヘリコプターによる災害応急支援が必要となったときは、県及び広島市へ支援要請する。市長から支援要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行うものとする。

(2) 支援要請方法は次の図による。

ア 通常災害時



イ 大規模災害時



6 各機関への対応要請

(1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 自衛隊

県は、「第3章の2 第5節 自衛隊災害派遣計画」に基づき要請する。

(4) 他県応援ヘリコプター

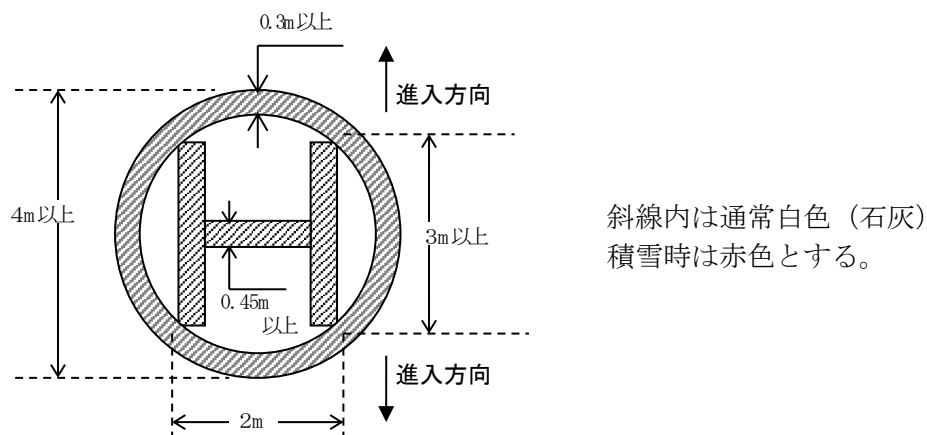
市及び県は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

7 臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

- (1) 離着陸の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水する。
また、積雪時は、除雪又は圧雪する。
- (2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- (3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所などの配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊などと調整をすること。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- (5) 着陸地点には次図を標準とした **(H)** を表示する。

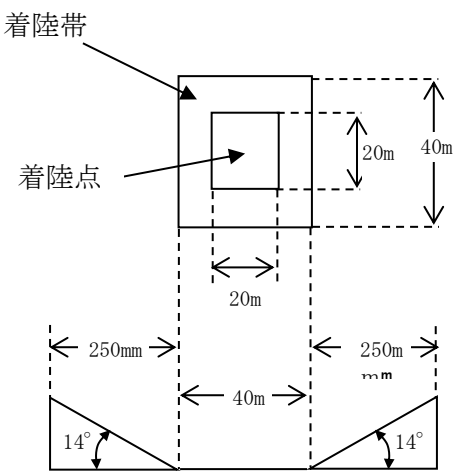
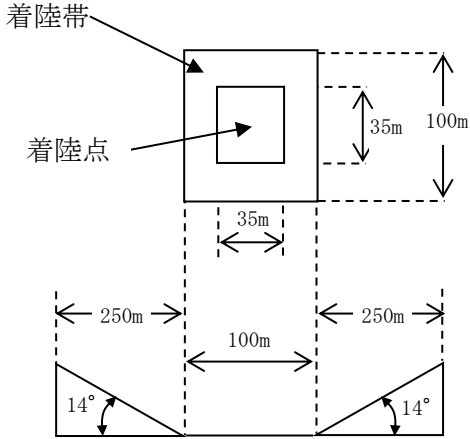


- (6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (7) ヘリポートの使用に当たっては、市災害対策本部及び施設など管理者に連絡する。
- (8) ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさける。

別 紙

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・ 中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタAW139  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

- (5) 道路及び水路の啓開
緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。
- (6) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (7) その他
その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線2410

（夜間・土日・祝日等）

内線2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511

内線2823、2222（当直）

- (ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官
航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部運用課
電話 092-581-4031 内線2348
(課業時間外) 内線2203 (SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

- (ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52
電話 082-228-2111 内線2783~2786
082-228-2159 (直通)
082-511-6720 (直通)
- (イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17
電話 082-251-5111 内線3271~3275
082-251-5115、5116 (直通) (当直)
- (ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34
電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市町長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市長は、前期イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書

6 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

- (2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設(場所)の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備(平常時から宿营地候補地の検討を含む。)
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定(第3章の2第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。)
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備(接岸可能な岸壁の検討)

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

大規模な地震・津波等の発生時においては、本市単独で地震に対する防災活動を速やかに行うことについて困難が想定されるが、消防、救出はもとより、食料や医療、資機材等の供給や要員の派遣等についても、場合によっては本市を超えた広域的な応援体制に協力を要請する必要も考えられる。この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ロ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(ハ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(ニ) 応援を必要とする期間

(ホ) その他必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

また、応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(2) 県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

イ 市町に対する応援

- (ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。
- (イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。
- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
 - b 応援を必要とする職種別人員
 - c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
 - d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
 - e 応援を必要とする期間
 - f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

総務省消防庁

区 分 回線別		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

(3) 県警察

県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

(4) 第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(5) 防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市若しくは他の防災関係機関の応援のあっ旋を依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする機関名（あっ旋を求める場合）

(ウ) 応援を必要とする職種別人員

(エ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

(オ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

(エ) 県は、各機関の間で相互協力のあっ旋をする。

3 民間団体等への応援要請

災害応急対策の実施に際し、日赤奉仕団並びに町内会等の民間組織の活用を図り、万全を期しておく。

(1) 奉仕団は災害応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

ア 日本赤十字奉仕団

イ 町内会

ウ 女性会

(2) 奉仕作業

ア 炊き出し奉仕・・・被災者の炊き出しを行う。

イ 避難所奉仕・・・避難所に収容した被災者の世話をする。

ウ 物資配給奉仕・・・食料、医療その他の給与物資を受けて被災者に配給する。

4 相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

5 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員等を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 応急措置の代行

災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、県は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、国は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

7 被災地への職員の派遣

市及び県は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、応援職員の派遣に当たっては、国及び地方公共団体は、派遣職員の健康管理や感染症対策を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、地震・津波発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

2 広島県防災拠点施設

(1) 施設の機能

ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄する。

イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送する。

ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保する。

エ 防災航空センター機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施する防災航空センターを整備。

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保する。

オ 災害対策本部代替拠点機能

災害等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保する。

(2) 施設の特徴

ア 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能である。

イ 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能である。

(3) 施設の管理運営

区 分	内 容	管 理 運 営
平 常 時	・ 防災に関する広報啓発 ・ 備蓄資機材等の管理等	危機管理監、防災航空センター 健康福祉局
	・ 防災ヘリコプターの運航	防災航空センター
災害発生時	・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 備蓄物資搬入・搬出作業 ・ 救援物資の仕分け・一次保管作業 ・ 応援要員・ボランティア受入等	災害対策本部実施部防災拠点班 (危機管理監、健康福祉局等)
	・ 防災ヘリコプターの運航	災害対策本部事務局
	【本部設置時】 ・ 災害対策本部事務局事務 (災害対策運営要領参照)	災害対策本部事務局

(4) 施設の概要

施設名称		広島県防災拠点施設	
場所		〒729-0416 三原市本郷町善入寺94-22	
連絡先		0848-86-8931 (TEL) 0848-86-8932 (〃) 0848-86-8933 (FAX)	
敷地面積		約24、918㎡	
構成施設等	※ 備蓄倉庫棟	鉄骨造1階建て 床面積4、482㎡	物資の備蓄 救援物資の集積・搬送
	主な 備蓄 物資	食料品：クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、 アルファ化米 生活必需品：毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、 生理用品、簡易トイレ（凝固剤、収納袋） 防災資機材：主な備蓄物資 防災資機材：【地域住民用】 ビニールシート、一輪車、ボール、ハンマー、 のこ、金てこ、RCボール、救助ロープ、防塵メガ ネ、防塵マスク、ケブラー手袋、絶縁ボルトグリッ パー、油圧ジャッキ、土のう袋 【防災拠点用】 畳（緊急畳）、毛布（真空パック）、ビニールシー ト、ヘルメット、軍手、雨具、ウォーターコンテナ、 カセットコンロ、石油ストーブ、扇風機、救急箱、 災害用敷マット	
	※ 管理棟	鉄骨造2階建て 床面積約1、883㎡	防災航空センター事務室、会議室、 防災室、多目的室
	ヘリ格納庫		防災ヘリコプター格納庫
	防災広場	約8、500㎡	救援物資の仕分け作業スペース 救援部隊の集結スペース
	駐車場	約2、800㎡	防災活動用の駐車場

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

3 救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 配置計画

ア 救援物資輸送拠点

種 類	施 設	対象地域	箇 所 数
陸上対応	① 救援物資搬入 ② 救援物資一次保管用建屋 ③ 臨時ヘリポート用広場 ④ その他（会議室、仮眠室等）	西 部	3 箇所
		中 央 部	1 箇所
		東 部	2 箇所
		北 部	1 箇所
		計	7 箇所
海上対応	① 輸送船接岸用バース ② 救援物資搬入・搬出用広場 ③ 救援物資一時保管用建屋 ④ 臨時ヘリポート用広場 ⑤ その他（会議室、仮眠室等）	広 島 港	3 箇所
		呉 港	3 箇所
		竹 原 港	1 箇所
		大 西 港	1 箇所
		尾道糸崎港	2 箇所
		福 山 港	1 箇所
		計	1 1 箇所
合 計			1 8 箇所

イ 救援部隊集結拠点

種 類	施 設	配置場所	箇 所 数
警 察	①救援部隊集結用広場	広島市周辺 呉 市周辺 尾道市周辺 福山市周辺 三次市周辺	6 箇所（広島市周辺 2 箇所、その他各 1 箇所）
消 防	②その他（会議室、仮眠室等）		1 6 箇所 （各 1 ～ 6 箇所）
自 衛 隊			6 箇所（広島市周辺 2 箇所、その他各 1 箇所）

ウ 尾道市内における救護物資輸送拠点

施設名称	所在地	施設の種類	施設管理者	床面積
びんご 運動公園	尾道市栗原町 997	体育館、屋内テニス 場	広島県東部 建設事務所 三原支所管理課	○体育館（1814.4 m ² ） ○屋内テニスコート（3563.44 m ² ）

(3) 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

市、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て、県が運営する。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震・津波による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市、県、警察、海上保安部及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。なお、被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上における救出

(1) 市

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市による救出が困難なときは、速やかに警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア） 災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ） 応援を必要とする期間

（ウ） 応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ） 応援を必要とする区域及び活動内容

（オ） その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣計画」参照

エ 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

ア 知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

（ア） 他の市町長に対し応援を指示する。

（イ） 自衛隊に対し派遣を要請する。

（ウ） 救出活動の総合調整を行う。

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「災害救助法適用計画」による。

(3) 県警察

地震・津波災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は市及び県から要請があった場合には、市及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救援機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

- (4) 自主防災組織、事業所等
 自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。
 なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。
 ア 自主防災組織及び事業者内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。
 イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。
 ウ 可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。
- (5) 自衛隊
 県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

3 海上における救出

- (1) 市長及び消防局長
 市長及び消防局長は、関係防災機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。
- (2) 第六管区海上保安本部
 海難救助等を行うに当たっては、地震・津波災害の規模等に応じて合理的な計画をたて、次に掲げる措置を講ずる。
 その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
 ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により、その搜索救助を行う。
 イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。
 ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 エ 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。
- (3) 県警察
 海上における被災者に対して、県警察は第六管区海上保安本部、市及びその他防災関係機関と連携協力し、次の措置を講ずる。
 ア ヘリコプター等による被災者の発見、救出・救助
 イ 行方不明者がある場合は、沿岸の関係警察等への発見を求める手配
- (4) 自衛隊
 県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

4 惨事ストレス対策

- 救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、職員の健康管理や感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

地震・津波のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、入院中の患者を含め住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 市、関係医師会、地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 市、関係医師会、地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

(1) 行政の対応

ア 市

- (ア) 市は、地震・津波災害時には、関係医師会との間で締結された「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施するとともに地域災害拠点病院との連携も図る。
- (イ) 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- (エ) 被災地の住民の安全を守るために避難所・救護所を開設し、保健所や医師会との協働により医療ニーズを把握する。
- (オ) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

イ 県

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

- (ア) 地震・津波災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等への情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

- (イ) EMISの活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

- (ウ) 市からの要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (エ) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- (オ) 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- (カ) 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- (キ) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (ク) 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- (ケ) 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- (コ) 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。
- (サ) 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- (シ) 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- (ス) 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

- (ア) 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等への情報を提供する。
また、その調整に当たっては、被災地に保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (イ) 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

- (ウ) 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、DPA T、広島 J R A T（広島災害リハビリテーション推進協議会）、DWA Tの派遣を行う。
- (エ) 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。
- (オ) 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。
- (カ) DWA Tの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWA T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWA Tの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (キ) 県内DWA Tでの対応が困難な場合、広島DWA T統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県DWA Tの派遣を要請する。
- (ク) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。

ウ 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(2) 地域医療機関の対応

ア 地域災害拠点病院（厚生連尾道総合病院）

- (ア) 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- (イ) 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMA T及び参集する院外DMA Tと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- (ウ) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMA Tの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
- (エ) 自院がDMA T活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (オ) 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報をEMI Sへの登録などにより提供する。

イ 尾道市医師会

- (ア) 尾道市医師会災害対策マニュアルに基づき、災害対策本部を尾道市医師会に立上げる。
- (イ) 自院の診療能力を確認の上、診療継続できるか判断し、班編成した班長が医師会災害対策本部へ連絡する。
- (ウ) 被災者の医療ニーズ及び市からの要請等により、医師会災害対策本部が医療救護班の派遣を判断する。

(3) 圏域外の医療関連機関の対応

ア 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

イ 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

ウ 広島県医師会

(ア) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

(イ) 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

エ 広島県看護協会

(ア) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(イ) 他の都道府県等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県からの災害支援ナースの派遣に係る調整を行うとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

オ 広島県薬剤師会

県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

カ 広島県歯科医師会

県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

4 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

ア 県内7つの二次保健医療圏をそれぞれの「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

エ 医療救護活動に当たっては、保健医療福祉調整本部が県災害対策本部や現地災害対策本部の情報を整理するとともに医療機関の総合調整を行い、広島県災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

- ア 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- イ 広域医療搬送の要請を受けたDMATは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。
- ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- ア 統括DMATが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- イ 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時は、DMAT県調整本部を解散する。
- ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。
- エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

- ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

- ア 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- ウ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法より、あつせん確保に努める。

(2) DPATの派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。

イ DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

ウ DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

(1) 地震・津波発生後初期段階への対応

市及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

(2) 地震・津波発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は、前記(1)の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は市からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

(3) 救援医薬品等の集積

県は、被災地外からの救援医薬品等について、専用の集積場所を指定するものとする。

6 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

7 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

9 保健活動

(1) 情報収集

災害対策本部等から避難所の開設状況、避難者の状況等市内の被災状況を情報収集し、保健活動の活動体制を立てる。

(2) 避難所における保健活動

ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 避難者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

ウ エコノミークラス症候群、生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等疾病予防のための健康教育・健康相談及び栄養相談を行う。

エ 避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。

オ 上記の活動において、職員の活動体制の整備を行うと共に、県及び保健所等応援機関との連絡調整を行う。

(3) 避難所外における保健活動

ア 被災地域において、被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 被災者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

ウ 感染症、ストレス等災害による健康障害の予防のため、巡回健康相談を行う。

エ 被災者のストレスに対する心のケアを行うと共に、必要時県及び保健所を通じて、専門機関へ連絡調整を行う。

オ 活動において、必要に応じて市内の区長会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター等地域の関係機関と連絡調整を行う。

第3項 消防計画

1 方針

大規模な地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。県は、これら市の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 消防活動体制の整備

- (1) 市は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等（以下「住民等」という。）に周知しておく。

ア 出火防止及び初期消火

住民等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生した場合は、住民等は、お互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の防止に努める。

- (2) 消防機関は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 実施方法

別冊（附属資料）記載の尾道市消防計画に定めるところによる。

4 事業所等の活動

消防局長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

- (1) 火災予防措置

L Pガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断、ガス、石油類、毒物、劇物等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

- (2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて事業所内関係者等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがある場合は、次の措置を講じる。

- ア 周辺の地域住民に対し、避難に必要な情報を伝達する。
- イ 警察及び消防機関等関係機関へ速やかに情報を連絡する。
- ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

5 相互応援体制の整備

消防局長は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（1987年10月1日締結）により、県内で発生した災害に対して、その消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、地震・津波災害が広域に及び、市において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- (2) 知事は、地震・津波災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市長、消防局長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。
- (3) 知事は、地震・津波による災害が拡大し、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援等について要請する。
 - ア 災害の概況
 - イ 出動を希望する区域及び活動内容
 - ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

7 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は地震・津波発生時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

なお、水防活動の場合の水防組織並びに水防活動の具体的内容については、尾道市水防計画の定める内容による。

2 応急対策

(1) 河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

ア 地震・津波の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による津波や洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、この処理を行う場合は、その旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 河川、海岸、ダム、ため池、水門、樋門及び防潮扉等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震・津波発生後直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、こう門及び防潮扉（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 津波、高潮対策

津波警報等を入手したとき、あるいは市域に震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。

(1) 防潮扉等の管理者等

ア 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(2) 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

イ 水防に必要な資機材の点検整備

ウ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

エ 水防管理団体相互の協力及び応援

4 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震・津波の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

(1) 市

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- (ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (ウ) 危険物施設の応急点検
- (エ) 異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県

関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

- ア 負傷者の救出及び救護
- イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置
- ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- (ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- (イ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇等による応急防除
- (ウ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- (エ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- (オ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(カ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

(1) 市

施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2) 県（県から事務を移譲された市を含む）、中国四国産業保安監督部

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止又は火薬類の運搬停止等の緊急措置を講ずる。

(3) 県警察

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ウ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

4 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

(1) 市

県、保健所、警察署及び消防本部と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2) 県

関係機関と密接な連携をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は、その事業所に対し、当該毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合、又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限又は禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) ある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ウ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

地震・津波発生時における、住民の生命、安全及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察及び第六管区海上保安本部は、それぞれの所管にかかわる警備活動を実施する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

さらに、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

2 警備対策

(1) 県警察の警備対策

県警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡、連携を図り、迅速、的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地及びその周辺における住民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防及び検挙その他公共の安全と秩序を維持して、治安に万全を期するものとする。

ア 警備活動

県警察は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める活動を行うため、次の警備体制等をとるものとする。

(ア) 警備要員の参集

警察職員は、地震・津波の発生を知ったときは、警察本部長の定めるところにより参集し、災害警備活動に従事する。

(イ) 災害警備対策本部等の設置

県警察は、地震・津波が発生した場合には、警察本部に警察本部長を長とする災害警備対策本部を、また、各警察署に署長を長とする署災害警備対策本部等を設置し、警備体制を確立する。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

地震・津波が発生し又は発生するおそれがあるときは、警察本部長の定めるところにより警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

(2) 六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により、次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

3 陸上交通の確保

(1) 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、地震・津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年政令第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事す

る者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。) 以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震・津波情報や交通規制情報を聴取しその情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動すること

を命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

ウ 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

(7) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(4) 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対して、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で、相互に緊密な連携を保ち適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

イ 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

ウ 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

エ 通行妨害車両等の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支

部（以下「J A F」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

(6) 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第32条の2の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

(7) 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第33条第1項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第2項等に基づき、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

ア 対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両
- 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
 - ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (ウ) 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両
- 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
 - ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- イ 確認の取扱場所
- 県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。
- (ア) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第33条第1項等）
- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
 - ・ 県下各警察署
 - ・ 交通検問所
- (イ) 災害発生前における確認（災対法施行令第33条第2項等）
- ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

(8) 規制除外車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

イ 規制対象除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前2(7)のとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 規制除外車両の事前届出手続

(ア) 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

(イ) 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

オ 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

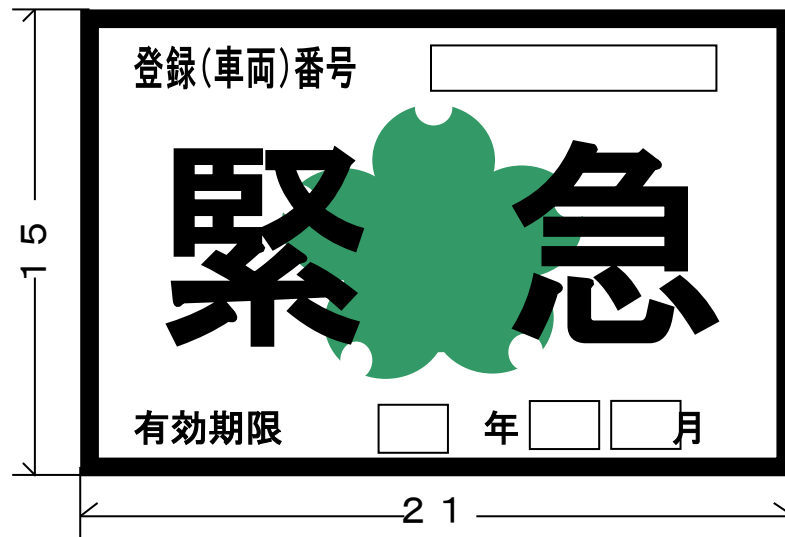
(ア) 確認の取扱場所

- ・ 警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

(イ) 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

別記



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 海上交通

(1) 交通規制等

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の所定の規制を行う。

イ 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

オ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

カ 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

キ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(2) 航路の障害物除去等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

イ 港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物資等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、地震・津波発生時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

5 交通マネジメント

(1) 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。

(2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。
- ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
 - ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

第2項 交通、輸送応急対策計画

1 方針

地震・津波が発生した場合には、市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

(1) 市の措置

ア 市は、あらかじめ定める地震・津波時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

イ 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあつせんを要請する。

- (ア) 輸送区域及び借り上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両、船舶等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

(2) 県の措置

ア 県の各局（部）は、それぞれの配車計画及び運用計画により配備体制を敷き、所管の車両、船舶、航空機等を運用する。ただし、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。

イ 市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認められる場合、中国運輸局長と協議して、基本法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

(3) 中国運輸局の措置

中国運輸局は、緊急輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両、船舶等のあつせんを行う。

(4) 西日本旅客鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、県の要請又は必要により臨時列車の運転、迂回運転等を行い、人員の緊急輸送に努める。

なお、西日本旅客鉄道株式会社は、日本貨物鉄道株式会社から、物資輸送のための要請を受けた場合には、臨時列車の運転の設定を検討する。

(5) 日本貨物鉄道株式会社の措置

日本貨物鉄道株式会社は、県の要請又は必要により救援物資の輸送に努める。

(6) 第六管区海上保安本部の措置

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階（避難期）

- (ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（輸送機能確保期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（応急復旧期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

4 港湾の輸送拠点としての活用

本市は、瀬戸内海に開けた都市であり、尾道港等は物資の輸送のみならず市民の通勤・通学などに広く利用されている。したがって、地震等の発生時には陸路による輸送体制にとどまらず、尾道港を拠点とした海上からの輸送体制を取るものとする。

尾道港を地震等の発生時の輸送拠点として活用する場合、津波の動向を注視するとともに、市災害対策本部から要員を派遣し、港湾管理者との協議に基づき、適切な輸送活動等を行うよう努める。

緊急交通路指定予定路線一覧

路 線 名	区 間
山陽自動車道 (広島岩国道路含む)	岡山県境 (福山東IC) ～ 山口県境 (大竹IC)
中国自動車道	山口県境 (吉和IC) ～ 岡山県境 (東城IC)
松江自動車道	三次東JCTIC ～ 島根県境 (高野IC)
尾道自動車道	尾道JCT ～ 三次東JCTIC
浜田自動車道	千代田JCT ～ 島根県境 (大朝IC)
広島呉道路	仁保JCT ～ 呉IC
東広島呉自動車道	阿賀IC ～ 高屋JCTIC
広島自動車道	広島北JCT ～ 広島JCT
尾道福山自動車道	福山西IC ～ 西瀬戸尾道IC
西瀬戸自動車道	西瀬戸尾道IC ～ 愛媛県境 (生口島南IC)
広島高速 1 号線	広島東IC ～ 温品JCT
広島高速 2 号線	温品JCT ～ 仁保JCT
広島高速 3 号線	仁保JCT ～ 商工センターIC
海田大橋 (臨港道路 出島海田線)	海田料金所 ～ 仁保JCT

※ 緊急交通路は、災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。

第3項 貯木対策計画

1 方針

津波によって生ずる水面貯木場からの木材の流出、あるいは在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、貯木場施設、係留施設の整備及び船舶の安全指導等を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図る。

2 貯木対策

(1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 実施方法

ア 実施責任者の実施事項

- (ア) 木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。
- (イ) 木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備すること。
- (ウ) 木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。
- (エ) 津波により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。
- (オ) 木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じる。
収容できない木材については、海上保安部長等の関係機関に通報すること。

イ 市長等の指示

市長、警察署長及び海上保安部長（ただし、特定港湾内の流木については港長）は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

地震・津波により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な処置を講ずるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じて福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

さらに、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護センターに対し、一時預かり先等について相談する。

シ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ス 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入れ人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

(4) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 方針

地震・津波発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努める。

2 広報活動

(1) 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

(2) 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(3) 広報機関による広報の内容

ア 市、消防局

市、消防局は、県警察、その他の関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

<災害発生直後の広報>

- a 津波に関する予警報及び情報
- b 地震・津波に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- c 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- d 医療、救護所の開設に関する情報
- e 災害発生状況に関する情報
- f 出火防止、初期消火に関する情報
- g 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）
- h その他安心情報等必要な情報

<応急復旧時の広報>

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報

- g 臨時相談所に関する情報
- h 被災建物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- i その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a デジタル防災無線（戸別受信機を含む）
- b 防災アプリ
- c 市ホームページ
- d 尾道市公式LINE
- e 尾道市役所災害情報発信ツイッター
- f 登録制メール
- g 緊急速報メール
- h ケーブルテレビ放送
- i コミュニティFM緊急放送
- j 広報車、ハンドマイク等による広報
- k 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- l ビラ配布等による広報
- m 県に対する広報の要請
- n 報道機関への情報提供、放送要請

イ 県警察

県警察は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、前記ア(ア)に掲げる事項のほかに、次の事項について広報活動を実施する。

(ア) 広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

- a 津波が予想される場合の避難等警察措置に関する情報
- b 交通規制に関する情報
- c 犯罪の防止に関する情報

＜応急復旧時の広報＞

- a 交通規制に関する情報
- b 犯罪の防止に関する情報

(イ) 広報の方法

- a 広報車、無線警ら車、ハンドマイク等による広報
- b 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- c ヘリコプターによる広報
- d 警察庁、中国四国管区警察局、各都道府県警察本部を通じた広報
- e 報道機関への情報提供
- f 日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者等を通じた道路状況の広報
- g インターネット等を利用した広報

ウ 県

県は防災関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を実施する。
また、市が被災し、住民に対する十分な広報が実施できない場合には、報道機関への情報提供や放送要請、県の広報媒体等により、市の広報活動を補完する。

(ア) 広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

- a 津波に関する予警報及び情報
- b 地震・津波に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d 医療、救護所の開設に関する情報
- e 災害発生状況に関する情報
- f 応急救助の実施状況に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h その他安心情報等必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道等公益事業施設の被害発生及び応急復旧状況に関する情報
- c 電話の利用と復旧に関する情報
- d 鉄道、バス等の運行状況及び道路交通に関する情報
- e 緊急輸送に関する情報
- f 海上交通に関する情報
- g 公共土木施設等の被害発生及び応急復旧情報に関する情報
- h ボランティアに関する情報
- i 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- j 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- k 金融非常措置及び金融機関営業状況に関する情報
- l 県民の心得等民心の安定及び社会秩序のための必要事項
- m その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a 災害県民窓口による広報
- b 広報車、ハンドマイク等による広報
- c 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- d ビラ配布等による広報
- e 報道機関への情報提供、放送要請
- f 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- g 広島県総合行政通信網を利用した防災関係機関や避難所へのテレビ、ファクシミリによる広報
- h 臨時災害 FM 局によるラジオ放送
- i インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- j Lアラート（災害情報共有システム）とのデータ連携によるテレビ・携帯電話等からの情報伝達

エ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、前記のア(ア)、イ(イ)及びウ(ウ)に掲げた事項の中で、各機関の業務に関連した情報を県民に周知する必要があると認めたときは、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに各種の広報媒体を利用して広報活動を実施する。

オ 報道機関

報道機関は、前記ア～エの中に掲げた情報、その他の有効適切な情報を、災害関係記事又は番組を編成して報道する。

その際には、関係機関の告知事項や、地震・津波対策のためのキャンペーン番組等を盛り込む。

また、県及びその他防災関係機関から災害広報の実施依頼があった場合は、積極的に協力する。

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

各防災関係機関は、地震・津波災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

各防災関係機関は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員らは、災害の実情に応じたものとする。

4 安否情報の提供等

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

地震・津波が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は市長と協力して、被災者を受け入れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。
 なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時受入れするための施設の提供を要請する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に委任したときは、市長が実施する。
- (4) 市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。
 知事は、市長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 供与の対象とする者
 応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。
 また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。
- (2) 応急仮設住宅の供与の期間
 特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。
- (3) 応急仮設住宅の管理
 応急仮設住宅の管理は、市長が行う。
 ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施するものとする。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し市長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は市長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下「応急修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行うこととする。

オ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

市は地震・津波等により当面、居住する住宅をそう失した被災世帯に対し、空いている市営住宅への緊急入居ができるよう必要な措置を講じておく。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
- (イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
- (ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- (オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 建築判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ 市は、県に対し支援要請を行い、県は、的確な支援を行う。

ウ 市と県は協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておくほか、県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震・津波の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 市及び県は、地震・津波被害に備え、市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 市から県に対し支援要請があった場合、県は、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

ウ 市及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 市及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わって、これを調達する。

(4) 市と県の連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等知事は、地震・津波被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

10 被災宅地危険度判定

地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 知事は市からの要請に対する的確な支援を行う。

ウ 県は、市の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、地震・津波の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 市及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

(4) 市と県間の連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び他都道府県に対する支援の要請

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

市及び県は、地震・津波発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 市長は、地震・津波発生時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

(3) 知事は、市長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3 実施方法

(1) 市

ア 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

ウ 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

オ 食料確保の基準は以下のとおりである。

配 給 対 象	配給限度数量
1. 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算 200 g
2. 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う場合	1食当たり精米換算 400 g
3. 災害地における救助作業が急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事している者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算 300 g
4. 特殊災害（爆発、転覆等）の発生に伴い被災者に対して給食の必要がある場合	1食当たり精米換算 200 g

(2) 県

知事は、市長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結している販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた援助食料は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して町が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に受入れされた者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

(6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 方針

地震・津波災害により、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、市、県、水道事業者及び水道用水供給業者は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 実施責任者

災害等により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により、現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を指示したときは市町長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、水道事業者等という）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

飲料水供給の実施は原則として市が行うものとするが、市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施していく。

3 実施内容

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。なお、感染症等の発生を予防するため、給水に際しては必ず消毒の強化を実施、かつ残留塩素の確認を十分に行う。
- (2) (1)により給水できない場合は、上水道水源から給水タンク車及び給水容器で現地に輸送する。
- (3) 給水については、給水場所、給水時間等を住民に事前に周知徹底を図る。
- (4) 災害の規模に応じ、1戸当たりの給水量を把握する中で、住民に公平な給水に努めること。

4 飲料水等供給方法

(1) 市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や救急告示病院、透析医療機関など、優先的に給水を実施する。

イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- キ 市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請する。
- ク 大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努める。
- ケ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- コ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- サ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(2) 県

市及び水道事業者等の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。

ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。

なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。

ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

第3項 生活必需品等供給計画

1 方針

市及び県は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

また、県と相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

市長は、知事が災害救助法を適用し、生活必需品等を被災者に給与又は貸与する場合はその補助を行う。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が市長に生活必需品等の給与及び貸与の実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震・津波により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）の被害を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタック、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

(1) 市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

(2) 県

ア 市から生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で、購入計画をたてる。

イ 前号の購入計画に基づき、県の備蓄物資及び卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を市に緊急輸送する。

ウ 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

(3) 中国経済産業局

県からの生活必需品等の調達の要請を受けたとき又は局が必要と判断したときは、その所管に係る生活必需品等を取り扱う業者及びその団体から、生活必需品等が調達できるよう必要な措置を講ずる。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

市内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合には、市は県に対し物資の供給について要請する。県は市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請するほか、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、指定避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震・津波災害等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震・津波災害等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第10節 防疫・保健衛生・遺体の対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

市及び県は、地震・津波災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

2 実施責任者及び実施内容

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認められるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	指定感染症

3 県の防疫活動

(1) 防疫指導

市に対し、関係法令等に基づき、被害状況に即応した防疫指導を行う。

(2) 市に対する防疫指示等

市における災害の規模、態様に応じ、次の事項について、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）

イ ねずみ族、昆虫類の駆除の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条）

ウ 物件に係る措置の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条）

エ 生活の用に供される水の供給の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条）

オ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条）

(3) 応援体制

保健所は、市が防疫活動に必要な人的能力に不足を生じたときは、その内容を災害対策本部に報告し、必要な職員の派遣を要請する。

知事は、状況に応じて市長と協議のうえ、自衛隊へ応援を要請する。

(4) 健康診断又は入院の勧告

一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に健康診断の勧告を行うことができる。

また、一類感染症及び二類感染症のまん延を防止する必要があると認めるときは、患者等を第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。

(5) 各種感染症に関する知識・情報の提供

結核・感染症発生動向調査情報等に基づき、市及び住民に対し、流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知、徹底を図る。

4 市の防疫活動

(1) 県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。

(2) 避難所における防疫を実施する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

地震・津波時において死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

(2) 海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部、県警察及び市は次の措置を行う。

(1) 第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

(2) 県

市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、市を積極的に支援する。

(3) 市

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(ア) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

地震・津波災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意するとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄道施設

鉄道管理者は、地震・津波により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 港湾及び漁港

湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、地震・津波により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス導管事業

ア 実施責任者

一般ガス導管事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化され

た導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、資材メーカーに融通を依頼する。

オ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス小売事業

ア 実施責任者

ガス小売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市水道局が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町、関係業者から調達して対処する。

(2) 施設の点検

地震・津波発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

ア 取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は、施設ごとに速やかに行う。

イ 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況の把握に努める。

なお、以下の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要配水管路

(イ) 給水拠点における管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

ア 取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止、又は減量を行う。

イ 漏水等により路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 地震・津波災害時の広報

地震・津波の発生時には、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、水道局の車両及び職員を動員して広報活動を行う。

5 下水道施設の応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

下水道施設の被害に、迅速に応急措置を実施するための資機材、工器具等を整備する。

(2) 応急措置

ア ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより機能停止による配水不能の事態が起こらないよう対処する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行うとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給に協力してもらう。

エ 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

オ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

カ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、管理者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時等に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置や、応急措置の支障となる空家等の除却その他必要な措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

市及び県は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データを平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は、市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

市及び県の役割

市	県
・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、市町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって住民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、P R T R法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 自発的支援の受け入れ（ボランティアの受け入れ等に関する計画）

1 方針

市、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受け付け、調整等その受け入れ体制を確保するため、受け入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティアの受け入れ体制

市社会福祉協議会と市及び関係団体が連携し、ボランティア活動を円滑に推進するためのマニュアルを策定するなど、平常時からボランティアの受け付け・調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受け入れ体制の確保について、市、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、県災害対策本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受け入れ体制の確保について、市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。また、本部は、市被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(5) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンター等や市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

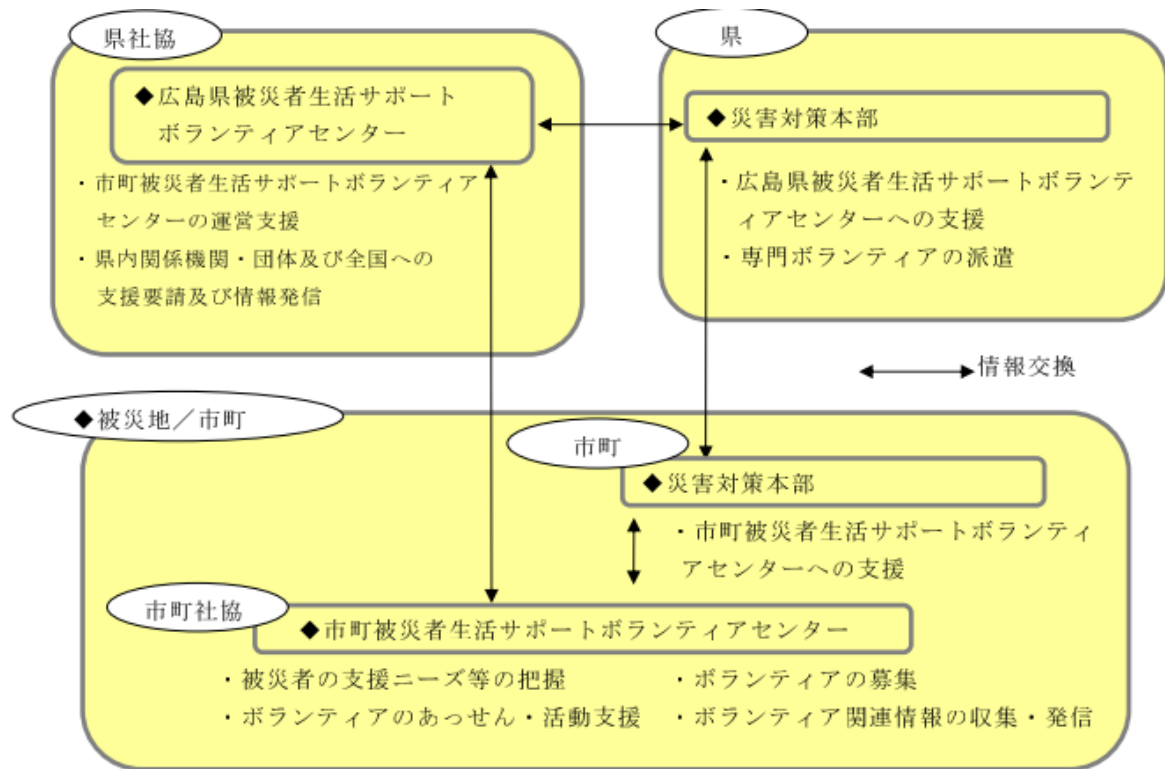
また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。



3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。市は、専門ボランティアの受け入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

市は、市被災者生活サポートボランティアセンター等へ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

市及び県は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

9 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受け入れ計画に基づき、県が受け入れるものとする。

その際には、ボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保するなどの活動支援を行うものとする。

第13節 文教計画

1 方針

市及び県は、地震・津波発生時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、地震・津波発生後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。また、地震・津波発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 市立学校
市教育委員会
- イ 市立高等学校
市立高等学校長
- ウ 県立学校
県立学校長
- エ 私立学校
私立学校長
- オ 国公立大学
国公立大学長

(2) 避難の実施

学校の管理者は、地震・津波が発生した場合又は市長が避難の指示を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
 - (ア) 市立学校（幼稚園を除く。）
市教育委員会
 - (イ) 県立学校
県立学校長
 - (ウ) 私立中・高等学校
学校長

イ 応急教育の実施場所

- (ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

- (イ) 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立中・高等学校にあっては知事）がその確保のためあつせんに当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- (カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会、私立中・高等学校並びに県立学校及び市立高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施責任者となり実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材 1 か月以内

b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立中・高等学校にあつては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあつては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、専修学校及び各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

(6) 授業料等の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立中・高等学校の園児、児童及び生徒が被害を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成する。

(7) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(8) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市に被災状況を報告する。
- (2) 市長は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。
- (3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市長に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。
- (4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、その市内の住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣 旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 本市において、100世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。

(イ) 県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において50世帯以上の世帯が滅失した場合。

(ウ) 県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内

救助の種類	対 象	期 間
被災した 住宅の応急修理	・ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれのある者	災害発生の日から 10 日以内 に完了
	・ 日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から 3 か月以内 に完了 （ただし、国の災害対策本部 が設置された場合は、災害 発生の日から 6 か月以内に 完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品 を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書）1 か月以内 （文房具及び通学用品）15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から 10 日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると 推定される者	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物 が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、 自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員 等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認め られる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認め られる期間以内

(5) 市長への委任

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施機関となり、市長が補助機関となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第 13 条第 1 項及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMA Tの派遣など）

第4章 災害復旧計画

【 基 本 編 】

第1節 目 的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、県、国及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍や住民基本台帳等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

3 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、工夫をするよう努めるものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(1) 罹災台帳の作成

市は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、被災者につき必要事項を登録する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、被災者に対し必要を認めたときは、罹災証明書を発行する。

- (3) 罹災証明書の発行について、被災状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮罹災証明書を発行することができる。この場合、調査確認をしたときは、罹災証明書に切り替え発行する。
- (4) 罹災証明書の発行は1回限りとし、やむを得ない理由のあるときは、写しに裏書証印のうえ交付する。

4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 被災した納税義務者に対し地方税法による市税等の納税緩和策として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等をそれぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講じておく。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金等、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

本市には、被災した市民の福祉及び生活の安定に資するため、「尾道市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金の支給制度と災害援護資金の貸付制度がある。

市は、次の事項に該当するときは災害見舞金等の支給、又は貸付を行う。

ア 条例に基づく制度

(ア) 災害弔慰金

a 生計維持者死亡の場合	500万円
b 生計維持者以外の死亡の場合	250万円

(イ) 災害障害見舞金

a 生計維持者の場合	250万円
b 生計維持者以外の場合	125万円

(ウ) 災害援護資金の貸付

療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

- ・家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
- ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ・住居が半壊した場合 270万円
- ・住居が全壊した場合 350万円

（世帯主の負傷がなく、住居の損害がある場合）

- ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- ・住居が半壊した場合 170万円
- ・住居が全壊した場合 250万円
- ・住居の全壊が滅失又は流出した場合 350万円

ただし、前々号(世帯主の負傷の場合)の第3項又は前号（世帯主の負傷がない場合）の第2項若しくは第3項において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えること。

（償還期間）

10年（措置期間3年又は5年）

（利 率）

措置期間中は無利子、措置期間経過後は年利3%（措置期間3年間含む）

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 被災者等に対する生活相談

市は、相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4 雇用の安定支援

(1) 雇用の確保

- ア 災害による失業を防止するため、国・県等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

(2) 雇用対策等

ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。

イ 市外へ避難した被災者に対して、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、市内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

5 被災者の最低生活の保障

被災者の生活保護のため、低所得者に対し生活保護法に基づく保護の要件を満たしている者に対し、実情を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

6 各機関の援護対策

被害状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務扱い及び援護対策を実施できるよう、市は郵便事業株式会社尾道支店及び尾道郵便局に依頼する。

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄付金の配布
- (5) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

第4節 施設災害復旧計画

1 方針

- (1) 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道 路 法（昭和27年法律第180号）

河 川 法（昭和39年法律第167号）

砂 防 法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森 林 法（昭和26年法律第249号）

海 岸 法（昭和31年法律第101号）

港 湾 法（昭和25年法律第218号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号)

海上交通安全法 (昭和 47 年法律第 115 号)

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 方針

災害による甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

(1) 市

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 県

県は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画

1 方針

住民から被災者にあて寄託された義援金品は必要とする被災者に必要な時に、確実に迅速に配分する必要がある。そのために必要な募集・輸送・配分等について適正に定めておく。

2 実施

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、県と協議し、当該地域と共同し、あるいは協力して行う。

3 募集

災害義援金品の募集は市内・県内はもちろんのこと、近隣市町や他県において大災害が発生した場合にも必要に応じて行う。

4 集積

- (1) 住民から募集したものは町内会、日赤奉仕団、民生委員等が訪問して集積し、市に引き継ぐ。
- (2) 個人等で申し出のあった場合は、市で受け付け前項同様に集積一括する。
- (3) 市は募集の内容等（氏名、品名、金額）を記録し、保管しておく。

5 引継

募集又は受付で集積した義援金品の輸送、引継及び発行は次のとおり行う。

- (1) 義援金品を他の市町、県に引き継ぐ場合は被災地に直接輸送する。
- (2) 引き継ぐ場合又は直送の場合は、引継書を作成する。

6 配分

県及び他から受けた義援金は、社会福祉協議会、民生委員、町内会長その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行う。なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

7 義援金品の管理、費用

- (1) 義援金、物資は受付簿、現金出納簿を備え付け管理する。
- (2) 募集及び区分に要する労力はできるだけ奉仕とし、輸送その他に要する経費は市において負担すること。万一、負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当することができる。
- (3) 経費の証拠書類は、整備保管する。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

- (1) 市街地の復興に当たっては、市及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

尾道市地域防災計画

令和 7 年 6 月修正

編集・発行 尾道市防災会議（事務局 尾道市総務部総務課）

〒 7 2 2 - 8 5 0 1

尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号

電話（0 8 4 8）3 8 - 9 2 1 6
